第明治三二十種五郵年三便月物三十一認可日

△

○

			6.00以上10.00未満のもの	43.24	37.22	7,400
			10.00以上14.00未満のもの	75.95	55.11	7,900
			14.00以上18.00未満のもの	150.08	73.15	8,400
			18.00以上22.00未満のもの	183.96	82.07	8,900
			22.00以上のもの	219.33	105.47	9,400
			［略］			
			寒冷補正			
				給与差	寒冷度	積雪度
			４級地	0.995	3.412	4.163
			３級地	1.253	2.315	2.182
			２級地	1.291	1.573	0.897
			１級地	1.458	0.946	0.451
			無級地	0.000	0.000	0.000
［七　略］		［略］	［略］			
八　補正予算債		［略］	［略］			
		平成16年度から令和５年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 ⑴　平成16年度補正予算債 ア　都道府県95.0％分　1.900 イ　都道府県50.0％分　1.000 ⑵　平成17年度補正予算債　0.918 ⑶　平成18年度補正予算債　0.818 ⑷　平成19年度補正予算債　0.809 ⑸　平成20年度補正予算債 ア　都道府県60.0％分　1.043 イ　新幹線鉄道整備事業分 0.870にβを乗じて得た数値を0.5で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該率が0.870以下であるときは0.870とする。） α　第12条第５項の表都道府県の項第９号算式Ｘの符号αに同じ。 β　α×0.9×0.5 ウ　都道府県50.0％分　0.869			

○

			6.00以上10.00未満のもの	43.27	37.22	7,400
			10.00以上14.00未満のもの	76.02	55.10	7,900
			14.00以上18.00未満のもの	150.14	73.14	8,400
			18.00以上22.00未満のもの	184.06	82.06	8,900
			22.00以上のもの	219.48	105.46	9,400
			［同左］			
			寒冷補正			
				給与差	寒冷度	積雪度
			４級地	0.973	3.237	3.863
			３級地	1.224	2.197	2.034
			２級地	1.262	1.493	0.842
			１級地	1.423	0.898	0.424
			無級地	0.000	0.000	0.000
［七　同左］		［同左］	［同左］			
八　補正予算債		［同左］	［同左］			
		平成16年度から令和４年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 ⑴　平成16年度補正予算債 ア　都道府県95.0％分　1.900 イ　都道府県50.0％分　1.000 ⑵　平成17年度補正予算債　0.918 ⑶　平成18年度補正予算債　0.821 ⑷　平成19年度補正予算債　0.812 ⑸　平成20年度補正予算債 ア　都道府県60.0％分　1.044 イ　新幹線鉄道整備事業分 0.870にβを乗じて得た数値を0.5で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該率が0.870以下であるときは0.870とする。） α　第12条第５項の表都道府県の項第９号算式Ｘの符号αに同じ。 β　α×0.9×0.5 ウ　都道府県50.0％分　0.870			

⑹　平成21年度補正予算債
　ア　都道府県60.0％分　1.076
　イ　新幹線鉄道整備事業分
　　0.898にβを乗じて得た数値を0.5で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該率が0.898以下であるときは0.898とする。）
　　α　第12条第５項の表都道府県の項第９号算式Ｘの符号αに同じ。
　　β　α×0.9×0.5
　ウ　都道府県50.0％分　0.897
⑺　平成22年度補正予算債
　ア　都道府県60.0％分　1.043
　イ　新幹線鉄道整備事業分
　　0.783にβを乗じて得た数値を0.45で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該率が0.783以下であるときは0.783とする。）
　　α　第12条第５項の表都道府県の項第９号算式Ｘの符号αに同じ。
　　β　α×0.9×0.5
　ウ　都道府県50.0％分　0.869
　エ　都道府県45.0％分　0.782
⑻　平成23年度補正予算債
　ア　都道府県80.0％分　1.330
　イ　都道府県50.0％分　0.832
⑼　平成24年度補正予算債
　ア　都道府県60.0％分　1.012
　イ　都道府県50.0％分　0.843
⑽　平成25年度補正予算債
　ア　都道府県60.0％分　1.028
　イ　都道府県50.0％分　0.856
⑾　平成26年度補正予算債
　ア　都道府県60.0％分　1.003
　イ　都道府県50.0％分　0.836
⑿　平成27年度補正予算債
　ア　都道府県60.0％分　0.961
　イ　都道府県50.0％分　0.800
⒀　平成28年度補正予算債
　ア　都道府県80.0％分　1.245
　イ　都道府県60.0％分　0.933
　ウ　都道府県50.0％分　0.779

⑹　平成21年度補正予算債
　ア　都道府県60.0％分　1.077
　イ　新幹線鉄道整備事業分
　　0.898にβを乗じて得た数値を0.5で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該率が0.898以下であるときは0.898とする。）
　　α　第12条第５項の表都道府県の項第９号算式Ｘの符号αに同じ。
　　β　α×0.9×0.5
　ウ　都道府県50.0％分　0.898
⑺　平成22年度補正予算債
　ア　都道府県60.0％分　1.044
　イ　新幹線鉄道整備事業分
　　0.783にβを乗じて得た数値を0.45で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該率が0.783以下であるときは0.783とする。）
　　α　第12条第５項の表都道府県の項第９号算式Ｘの符号αに同じ。
　　β　α×0.9×0.5
　ウ　都道府県50.0％分　0.870
　エ　都道府県45.0％分　0.783
⑻　平成23年度補正予算債
　ア　都道府県80.0％分　1.332
　イ　都道府県50.0％分　0.832
⑼　平成24年度補正予算債
　ア　都道府県60.0％分　1.015
　イ　都道府県50.0％分　0.846
⑽　平成25年度補正予算債
　ア　都道府県60.0％分　1.024
　イ　都道府県50.0％分　0.855
⑾　平成26年度補正予算債
　ア　都道府県60.0％分　1.003
　イ　都道府県50.0％分　0.836
⑿　平成27年度補正予算債
　ア　都道府県60.0％分　0.961
　イ　都道府県50.0％分　0.803
⒀　平成28年度補正予算債
　ア　都道府県80.0％分　1.245
　イ　都道府県60.0％分　0.933
　ウ　都道府県50.0％分　0.779

		⑭　平成29年度補正予算債	
		ア　都道府県80.0％分	1.255
		イ　都道府県60.0％分	0.939
		ウ　都道府県50.0％分	0.785
		⑮　平成30年度補正予算債	
		ア　都道府県80.0％分	1.256
		イ　都道府県60.0％分	0.942
		ウ　都道府県50.0％分	0.785
		⑯　令和元年度補正予算債	
		ア　都道府県80.0％分	1.241
		イ　都道府県60.0％分	0.930
		ウ　都道府県50.0％分	0.775
		⑰　令和２年度補正予算債	
		ア　都道府県80.0％分	1.248
		イ　都道府県72.0％分	1.123
		ウ　都道府県60.0％分	0.936
		エ　都道府県50.0％分	0.780
		⑱　令和３年度補正予算債	
		ア　都道府県60.0％分	0.057
		イ　都道府県50.0％分	0.048
		⑲　令和４年度補正予算債	
		ア　都道府県72.0％分	0.154
		イ　都道府県60.0％分	0.128
		ウ　都道府県50.0％分	0.107
		⑳　令和５年度補正予算債	
		ア　都道府県80.0％分	0.232
		イ　都道府県72.0％分	0.209
		ウ　都道府県60.0％分	0.174
		エ　都道府県50.0％分	0.145
九　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成16年度から令和５年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正	
		［削る］	
		(1)　平成16年度減収補塡債	1.000
		(2)　平成17年度減収補塡債	0.988
		(3)　平成18年度減収補塡債	0.985
		(4)　平成19年度減収補塡債	0.987
		(5)　平成20年度減収補塡債	0.991
		(6)　平成21年度減収補塡債	0.988
		(7)　平成22年度減収補塡債	0.994
		(8)　平成23年度減収補塡債	1.001
		(9)　平成24年度減収補塡債	1.039
		(10)　平成25年度減収補塡債	1.066

		⑭　平成29年度補正予算債	
		ア　都道府県80.0％分	1.255
		イ　都道府県60.0％分	0.939
		ウ　都道府県50.0％分	0.785
		⑮　平成30年度補正予算債	
		ア　都道府県80.0％分	1.259
		イ　都道府県60.0％分	0.944
		ウ　都道府県50.0％分	0.787
		⑯　令和元年度補正予算債	
		ア　都道府県80.0％分	1.242
		イ　都道府県60.0％分	0.931
		ウ　都道府県50.0％分	0.776
		⑰　令和２年度補正予算債	
		ア　都道府県80.0％分	0.055
		イ　都道府県72.0％分	0.050
		ウ　都道府県60.0％分	0.042
		エ　都道府県50.0％分	0.035
		⑱　令和３年度補正予算債	
		ア　都道府県60.0％分	0.057
		イ　都道府県50.0％分	0.048
		⑲　令和４年度補正予算債	
		ア　都道府県72.0％分	0.154
		イ　都道府県60.0％分	0.128
		ウ　都道府県50.0％分	0.107
		［新設］	
九　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成15年度から令和４年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正	
		(1)　平成15年度減収補塡債	1.000
		(2)　平成16年度減収補塡債	1.008
		(3)　平成17年度減収補塡債	0.988
		(4)　平成18年度減収補塡債	0.987
		(5)　平成19年度減収補塡債	0.990
		(6)　平成20年度減収補塡債	0.993
		(7)　平成21年度減収補塡債	0.989
		(8)　平成22年度減収補塡債	0.996
		(9)　平成23年度減収補塡債	1.003
		(10)　平成24年度減収補塡債	1.046
		(11)　平成25年度減収補塡債	1.058

		⑾　平成26年度減収補塡債　1.038 ⑿　平成27年度減収補塡債　1.015 ⒀　平成28年度減収補塡債　1.005 ⒁　平成29年度減収補塡債　1.007 ⒂　平成30年度減収補塡債　1.010 ⒃　令和元年度減収補塡債　1.000 ⒄　令和２年度減収補塡債 ア　従来分並びに拡大分のうち消費税の引上げ分、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税に係るもの　0.562 イ　ア以外のもの　0.422 ⒅　令和３年度減収補塡債　0.041 ⒆　令和４年度減収補塡債　0.102 ⒇　令和５年度減収補塡債　0.148
十　財源対策債償還費	平成16年度から令和５年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 ［削る］ (1)　平成16年度財源対策債　1.000 (2)　平成17年度財源対策債　0.918 (3)　平成18年度財源対策債　0.818 (4)　平成19年度財源対策債　0.809 (5)　平成20年度財源対策債　0.869 (6)　平成21年度財源対策債　0.897 (7)　平成22年度財源対策債　0.869 (8)　平成23年度財源対策債　0.832 (9)　平成24年度財源対策債　0.843 (10)　平成25年度財源対策債　0.856 (11)　平成26年度財源対策債　0.833 (12)　平成27年度財源対策債　0.800 (13)　平成28年度財源対策債　0.779 (14)　平成29年度財源対策債　0.782 (15)　平成30年度財源対策債　0.785 (16)　令和元年度財源対策債　0.775 (17)　令和２年度財源対策債　0.780 (18)　令和３年度財源対策債　0.048 (19)　令和４年度財源対策債　0.107 (20)　令和５年度財源対策債　0.145

		⑿　平成26年度減収補塡債　1.043 ⒀　平成27年度減収補塡債　1.018 ⒁　平成28年度減収補塡債　1.007 ⒂　平成29年度減収補塡債　1.008 ⒃　平成30年度減収補塡債　1.012 ⒄　令和元年度減収補塡債　1.001 ⒅　令和２年度減収補塡債 ア　従来分並びに拡大分のうち消費税の引上げ分、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税に係るもの　0.057 イ　ア以外のもの　0.043 ⒆　令和３年度減収補塡債　0.041 ⒇　令和４年度減収補塡債　0.102 ［新設］
十　財源対策債償還費	平成15年度から令和４年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 (1)　平成15年度財源対策債　1.000 (2)　平成16年度財源対策債　0.959 (3)　平成17年度財源対策債　0.891 (4)　平成18年度財源対策債　0.797 (5)　平成19年度財源対策債　0.785 (6)　平成20年度財源対策債　0.845 (7)　平成21年度財源対策債　0.871 (8)　平成22年度財源対策債　0.845 (9)　平成23年度財源対策債　0.808 (10)　平成24年度財源対策債　0.821 (11)　平成25年度財源対策債　0.829 (12)　平成26年度財源対策債　0.812 (13)　平成27年度財源対策債　0.779 (14)　平成28年度財源対策債　0.756 (15)　平成29年度財源対策債　0.762 (16)　平成30年度財源対策債　0.764 (17)　令和元年度財源対策債　0.753 (18)　令和２年度財源対策債　0.034 (19)　令和３年度財源対策債　0.046 (20)　令和４年度財源対策債　0.104 ［新設］

十一　減税補塡債償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成６年度から平成８年度まで及び平成16年度から平成18年度までの各年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正	
		(1)　平成６年度減税補塡債	0.851
		(2)　平成７年度減税補塡債	0.851
		(3)　平成８年度減税補塡債	1.702
		［削る］	
		(4)　平成16年度減税補塡債	1.000
		(5)　平成17年度減税補塡債	0.727
		(6)　平成18年度減税補塡債	0.820
十二　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成16年度から令和５年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正	
		［削る］	
		(1)　平成16年度臨時財政対策債	1.000
		(2)　平成17年度臨時財政対策債	0.817
		(3)　平成18年度臨時財政対策債	0.797
		(4)　平成19年度臨時財政対策債	0.787
		(5)　平成20年度臨時財政対策債	0.863
		(6)　平成21年度臨時財政対策債	0.857
		(7)　平成22年度臨時財政対策債	0.850
		(8)　平成23年度臨時財政対策債	0.841
		(9)　平成24年度臨時財政対策債	0.868
		(10)　平成25年度臨時財政対策債	0.913
		(11)　平成26年度臨時財政対策債	0.872
		(12)　平成27年度臨時財政対策債	0.847
		(13)　平成28年度臨時財政対策債	0.825
		(14)　平成29年度臨時財政対策債	0.827
		(15)　平成30年度臨時財政対策債	0.834
		(16)　令和元年度臨時財政対策債	0.816
		(17)　令和２年度臨時財政対策債	0.818
		(18)　令和３年度臨時財政対策債	0.028
		(19)　令和４年度臨時財政対策債	0.101
		(20)　令和５年度臨時財政対策債	0.143

十一　減税補塡債償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成６年度から平成８年度まで及び平成15年度から平成18年度までの各年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正	
		(1)　平成６年度減税補塡債	0.854
		(2)　平成７年度減税補塡債	0.854
		(3)　平成８年度減税補塡債	1.710
		(4)　平成15年度減税補塡債	1.000
		(5)　平成16年度減税補塡債	1.010
		(6)　平成17年度減税補塡債	0.729
		(7)　平成18年度減税補塡債	0.822
十二　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成15年度から令和４年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正	
		(1)　平成15年度臨時財政対策債	1.000
		(2)　平成16年度臨時財政対策債	1.008
		(3)　平成17年度臨時財政対策債	0.818
		(4)　平成18年度臨時財政対策債	0.798
		(5)　平成19年度臨時財政対策債	0.788
		(6)　平成20年度臨時財政対策債	0.865
		(7)　平成21年度臨時財政対策債	0.858
		(8)　平成22年度臨時財政対策債	0.854
		(9)　平成23年度臨時財政対策債	0.842
		(10)　平成24年度臨時財政対策債	0.872
		(11)　平成25年度臨時財政対策債	0.907
		(12)　平成26年度臨時財政対策債	0.875
		(13)　平成27年度臨時財政対策債	0.850
		(14)　平成28年度臨時財政対策債	0.827
		(15)　平成29年度臨時財政対策債	0.828
		(16)　平成30年度臨時財政対策債	0.836
		(17)　令和元年度臨時財政対策債	0.816
		(18)　令和２年度臨時財政対策債	0.032
		(19)　令和３年度臨時財政対策債	0.028
		(20)　令和４年度臨時財政対策債	0.101
		［新設］	

十三　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成25年度から令和５年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 ⑴　平成25年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 ア　全国防災事業債分　1.000 イ　緊急防災・減災事業債分　0.910 ⑵　平成26年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 ア　全国防災事業債分　0.978 イ　緊急防災・減災事業債分　0.885 ⑶　平成27年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 ア　全国防災事業債分　0.902 イ　緊急防災・減災事業債分　0.822 ⑷　平成28年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.812 ⑸　平成29年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.822 ⑹　平成30年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.824 ⑺　令和元年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.596 ⑻　令和２年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.617 ⑼　令和３年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.070 ⑽　令和４年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.140 ⑾　令和５年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.186

十三　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成25年度から令和４年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 ⑴　平成25年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 ア　全国防災事業債分　1.000 イ　緊急防災・減災事業債分　0.905 ⑵　平成26年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 ア　全国防災事業債分　0.978 イ　緊急防災・減災事業債分　0.888 ⑶　平成27年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 ア　全国防災事業債分　0.902 イ　緊急防災・減災事業債分　0.827 ⑷　平成28年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.812 ⑸　平成29年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.822 ⑹　平成30年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.603 ⑺　令和元年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.597 ⑻　令和２年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.051 ⑼　令和３年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.070 ⑽　令和４年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.140 ［新設］

十四　国土強靱化施策債償還費	令和元年度から令和５年度までの各年度において国土強靱化施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正	
		(1)　令和元年度国土強靱化施策債	
		ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費	
		(ｱ)　都道府県60.0％分	1.000
		(ｲ)　都道府県50.0％分	0.848
		イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費	0.865
		(2)　令和２年度国土強靱化施策債	
		ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費	
		(ｱ)　都道府県60.0％分	1.039
		(ｲ)　都道府県50.0％分	0.865
		イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費	0.904
		(3)　令和３年度国土強靱化施策債	
		ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費	
		(ｱ)　都道府県60.0％分	0.063
		(ｲ)　都道府県50.0％分	0.052
		イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費	0.114
		(4)　令和４年度国土強靱化施策債	
		ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費	
		(ｱ)　都道府県60.0％分	0.153
		(ｲ)　都道府県50.0％分	0.128
		イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費	0.219
		(5)　令和５年度国土強靱化施策債	
		ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費	
		(ｱ)　都道府県60.0％分	0.206
		(ｲ)　都道府県50.0％分	0.172
		イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費	0.286

(2)　市町村分

経費の種類	測定単位	補正率等	
一　消防費	人口	段階補正	
		測定単位の数値が100,000人以上のもの	
		100,000人	1.00
		100,000人を超え250,000人までの数	0.63
		250,000人を超え400,000人までの数	0.68
		400,000人を超え1,000,000人までの数	0.68
		1,000,000人を超え2,000,000人までの数	0.70
		2,000,000人を超える数	0.69

十四　国土強靱化施策債償還費	令和元年度から令和４年度までの各年度において国土強靱化施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正	
		(1)　令和元年度国土強靱化施策債	
		ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費	
		(ｱ)　都道府県60.0％分	1.000
		(ｲ)　都道府県50.0％分	0.820
		イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費	0.836
		(2)　令和２年度国土強靱化施策債	
		ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費	
		(ｱ)　都道府県60.0％分	0.063
		(ｲ)　都道府県50.0％分	0.053
		イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費	0.072
		(3)　令和３年度国土強靱化施策債	
		ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費	
		(ｱ)　都道府県60.0％分	0.060
		(ｲ)　都道府県50.0％分	0.050
		イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費	0.110
		(4)　令和４年度国土強靱化施策債	
		ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費	
		(ｱ)　都道府県60.0％分	0.148
		(ｲ)　都道府県50.0％分	0.123
		イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費	0.211
		［新設］	

(2)　市町村分

経費の種類	測定単位	補正率等	
一　消防費	人口	段階補正	
		測定単位の数値が100,000人以上のもの	
		100,000人	1.00
		100,000人を超え250,000人までの数	0.63
		250,000人を超え400,000人までの数	0.68
		400,000人を超え1,000,000人までの数	0.69
		1,000,000人を超え2,000,000人までの数	0.69
		2,000,000人を超える数	0.69

測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.15
同上70,000人を超え80,000人までの数	−0.20
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.24
同上88,000人を超え92,000人までの数	−0.48
同上92,000人を超える数	−0.08

［略］

普通態容補正（種地）

	A	B
Ⅰの地域		
10　種　地	0.004820	−3.9370
9　種　地	0.001540	−0.8210
8　種　地	0.000440	0.1690
7　種　地	0.000430	0.1775
6　種　地	0.000940	−0.2050
5　種　地	0.001010	−0.2505
4　種　地	0.000680	−0.0690
3　種　地	0.000420	0.0480
2　種　地	0.000440	0.0410
1　種　地	0.000320	0.0650
Ⅱの地域		
10　種　地	0.000820	−0.3320
9　種　地	0.000740	−0.2560
8　種　地	0.000840	−0.3460
7　種　地	0.001060	−0.5330
6　種　地	0.001040	−0.5170
5　種　地	0.000520	−0.1270
4　種　地	0.000550	−0.1480
3　種　地	0.000410	−0.0640
2　種　地	0.000360	−0.0390
1　種　地	0.000200	0.0170

［略］

普通態容補正（給与差等）　0.763

経常態容補正

1　合併関係市町村の人口段階による補正率

	A	B
4,000人までの数	0.86	1,640
4,000人を超え8,000人までの数	0.73	2,160
8,000人を超え12,000人までの数	0.89	880

測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.15
同上70,000人を超え80,000人までの数	−0.20
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.23
同上88,000人を超え92,000人までの数	−0.47
同上92,000人を超える数	−0.07

［同左］

普通態容補正（種地）

	A	B
Ⅰの地域		
10　種　地	0.004820	−3.9370
9　種　地	0.001560	−0.8400
8　種　地	0.000440	0.1680
7　種　地	0.000430	0.1765
6　種　地	0.000930	−0.1985
5　種　地	0.001020	−0.2570
4　種　地	0.000680	−0.0700
3　種　地	0.000420	0.0470
2　種　地	0.000440	0.0400
1　種　地	0.000320	0.0640
Ⅱの地域		
10　種　地	0.000820	−0.3320
9　種　地	0.000740	−0.2560
8　種　地	0.000840	−0.3460
7　種　地	0.001080	−0.5500
6　種　地	0.001040	−0.5180
5　種　地	0.000520	−0.1280
4　種　地	0.000550	−0.1490
3　種　地	0.000410	−0.0650
2　種　地	0.000367	−0.0435
1　種　地	0.000194	0.0171

［同左］

普通態容補正（給与差等）　0.764

経常態容補正

1　合併関係市町村の人口段階による補正率

	A	B
4,000人までの数	0.85	1,680
4,000人を超え8,000人までの数	0.73	2,160
8,000人を超え12,000人までの数	0.91	720

				12,000人を超え20,000人までの数	0.55 4,960
				20,000人を超え30,000人までの数	0.44 7,160
				30,000人を超え50,000人までの数	0.36 9,560
				50,000人を超え100,000人までの数	0.48 3,560
				100,000人を超え250,000人までの数	0.33 18,560
				250,000人を超える数	0.34 16,060
				2　新市町村の人口段階による補正率	
					C D
				8,000人までの数	0.97 7,340
				8,000人を超え12,000人までの数	1.41 3,820
				12,000人を超え20,000人までの数	0.72 12,100
				20,000人を超え30,000人までの数	1.12 4,100
				30,000人を超え100,000人までの数	0.89 11,000
				100,000人を超え250,000人までの数	0.70 30,000
				250,000人を超え400,000人までの数	0.72 25,000
				400,000人を超え1,000,000人までの数	0.73 21,000
				1,000,000人を超え2,000,000人までの数	0.75 1,000
				2,000,000人を超える数	0.74 21,000
二　土木費	1　道路橋りょう費	道路の面積	種別補正		
					指定都市 / その他の市町村
				国道及び道府県道	1.91 / 1.91
				［略］	
			［略］		
			寒冷補正（積雪度）		

	国道及び都道府県道	路面幅員6.5m以上	路面幅員6.5m未満4.5m以上	路面幅員4.5m未満2.5m以上	路面幅員2.5m未満1.5m以上	橋りょう
4級地	2.086	2.124	1.634	1.144	0.556	1.307
3級地	1.347	1.336	1.028	0.720	0.350	0.822
2級地	0.808	0.755	0.581	0.406	0.197	0.464
1級地	0.457	0.365	0.281	0.196	0.095	0.224
無級地	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

［略］

				12,000人を超え20,000人までの数	0.55 5,040
				20,000人を超え30,000人までの数	0.44 7,240
				30,000人を超え50,000人までの数	0.36 9,640
				50,000人を超え100,000人までの数	0.48 3,640
				100,000人を超え250,000人までの数	0.34 17,640
				250,000人を超える数	0.34 17,640
				2　新市町村の人口段階による補正率	
					C D
				8,000人までの数	0.96 7,380
				8,000人を超え12,000人までの数	1.42 3,700
				12,000人を超え20,000人までの数	0.72 12,100
				20,000人を超え30,000人までの数	1.12 4,100
				30,000人を超え100,000人までの数	0.89 11,000
				100,000人を超え250,000人までの数	0.66 34,000
				250,000人を超え400,000人までの数	0.70 24,000
				400,000人を超え1,000,000人までの数	0.71 20,000
				1,000,000人を超え2,000,000人までの数	0.72 10,000
				2,000,000人を超える数	0.72 10,000
二　土木費	1　道路橋りょう費	道路の面積	種別補正		
					指定都市 / その他の市町村
				国道及び道府県道	1.90 / 1.90
				［同左］	
			［同左］		
			寒冷補正（積雪度）		

	国道及び都道府県道	路面幅員6.5m以上	路面幅員6.5m未満4.5m以上	路面幅員4.5m未満2.5m以上	路面幅員2.5m未満1.5m以上	橋りょう
4級地	2.051	2.111	1.624	1.136	0.552	1.299
3級地	1.326	1.329	1.022	0.715	0.347	0.818
2級地	0.796	0.753	0.580	0.406	0.197	0.464
1級地	0.451	0.364	0.280	0.196	0.095	0.224
無級地	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

［同左］

	道路の延長	［略］

寒冷補正

	寒冷度	積雪度 国道及び都道府県道	市町村道
4　級　地	0.250	1.702	0.102
3　級　地	0.101	1.098	0.102
2　級　地	0.059	0.735	0.085
1　級　地	0.037	0.322	0.037
無　級　地	0.000	0.000	0.000

㈱　北海道内の指定都市にあつては、寒冷度0.142、積雪度0.208とする。

2　港湾費	港湾における係留施設の延長	［略］

普通態容補正（給与差等）

1　級　地	1.084
2　級　地	1.068
3　級　地	1.062
4　級　地	1.051
5　級　地	1.043
6　級　地	1.024
7　級　地	1.012
無　級　地	0.998

寒冷補正（給与差）

4　級　地	0.011
3　級　地	0.013
2　級　地	0.014
1　級　地	0.015
無　級　地	0.000

漁港における係留施設の延長	普通態容補正（給与差等）

1　級　地	1.092
2　級　地	1.074
3　級　地	1.068
4　級　地	1.055
5　級　地	1.048
6　級　地	1.026
7　級　地	1.013
無　級　地	0.998

［略］

	道路の延長	［同左］

寒冷補正

	寒冷度	積雪度 国道及び都道府県道	市町村道
4　級　地	0.249	1.693	0.102
3　級　地	0.101	1.092	0.102
2　級　地	0.058	0.734	0.085
1　級　地	0.037	0.326	0.037
無　級　地	0.000	0.000	0.000

㈱　北海道内の指定都市にあつては、寒冷度0.142、積雪度0.207とする。

2　港湾費	港湾における係留施設の延長	［同左］

普通態容補正（給与差等）

1　級　地	1.084
2　級　地	1.068
3　級　地	1.063
4　級　地	1.051
5　級　地	1.044
6　級　地	1.024
7　級　地	1.012
無　級　地	0.998

寒冷補正（給与差）

4　級　地	0.011
3　級　地	0.013
2　級　地	0.014
1　級　地	0.016
無　級　地	0.000

漁港における係留施設の延長	普通態容補正（給与差等）

1　級　地	1.091
2　級　地	1.074
3　級　地	1.068
4　級　地	1.055
5　級　地	1.047
6　級　地	1.026
7　級　地	1.013
無　級　地	0.998

［同左］

3　都市計画費	都市計画区域における人口	普通態容補正（種地）			A	B
		Ⅰの地域				
		10　種　地	特別区		0.000020	0.4010
			指定都市		0.000020	0.4190
		9　種　地			0.000020	0.4190
		8　種　地			0.000040	0.4010
		7　種　地	指定都市		0.000160	0.2990
			中核市		0.000150	0.3055
			施行時特例市		0.000160	0.2940
			その他の市町村		0.000150	0.2895
		6　種　地	指定都市		0.000520	0.0290
			中核市		0.000520	0.0280
			施行時特例市		0.000510	0.0315
			その他の市町村		0.000500	0.0270
		5　種　地	中核市		0.000510	0.0345
			施行時特例市		0.000510	0.0315
			その他の市町村		0.000490	0.0335
		4　種　地	中核市		0.000240	0.1830
			施行時特例市		0.000240	0.1800
			その他の市町村		0.000230	0.1765
		3　種　地			0.000130	0.2215
		2　種　地			0.000127	0.2226
		1　種　地			0.000050	0.2380
		Ⅱの地域				
		10　種　地	中核市		0.000160	0.2230
			施行時特例市		0.000160	0.2200
			その他の市町村		0.000160	0.2090

3　都市計画費	都市計画区域における人口	普通態容補正（種地）			A	B
		Ⅰの地域				
		10　種　地	特別区		0.000020	0.3970
			指定都市		0.000020	0.4150
		9　種　地			0.000020	0.4150
		8　種　地			0.000040	0.3970
		7　種　地	指定都市		0.000160	0.2950
			中核市		0.000150	0.3015
			施行時特例市		0.000150	0.2975
			その他の市町村		0.000150	0.2855
		6　種　地	指定都市		0.000520	0.0250
			中核市		0.000520	0.0240
			施行時特例市		0.000520	0.0200
			その他の市町村		0.000500	0.0230
		5　種　地	中核市		0.000510	0.0305
			施行時特例市		0.000500	0.0330
			その他の市町村		0.000490	0.0295
		4　種　地	中核市		0.000240	0.1790
			施行時特例市		0.000240	0.1760
			その他の市町村		0.000230	0.1725
		3　種　地			0.000130	0.2175
		2　種　地			0.000127	0.2186
		1　種　地			0.000050	0.2340
		Ⅱの地域				
		10　種　地	中核市		0.000160	0.2190
			施行時特例市		0.000160	0.2160
			その他の市町村		0.000160	0.2050

			9　種　地	施行時特例市	0.000100	0.2770
				その他の市町村	0.000100	0.2660
			8　種　地	施行時特例市	0.000200	0.1870
				その他の市町村	0.000180	0.1940
			7　種　地		0.000420	−0.0100
			6　種　地		0.000520	−0.0900
			5　種　地		0.000400	0.0000
			4　種　地		0.000290	0.0770
			3　種　地		0.000270	0.0890
			2　種　地		0.000087	0.1806
			1　種　地		0.000069	0.1869
			普通態容補正（給与差等）			

	指定都市	中核市	施行時特例市	その他の市町村
1　級　地	0.865	0.861	0.854	0.829
2　級　地	0.843	0.840	0.832	0.808
3　級　地	0.835	0.832	0.825	0.801
4　級　地	0.820	0.817	0.810	0.786
5　級　地	0.809	0.806	0.799	0.776
6　級　地	0.783	0.780	0.774	0.751
7　級　地	0.768	0.765	0.758	0.736
無　級　地	0.749	0.746	0.740	0.718

4　公園費	人口	普通態容補正（種地）			A	B
		Ⅰの地域				
		10　種　地			0.002480	−1.3790
		9　種　地			0.001520	−0.4670
		8　種　地			0.001600	−0.5390
		7　種　地			0.000990	−0.0205
		6　種　地			0.000630	0.2495
		5　種　地			0.000730	0.1845
		4　種　地			0.000700	0.2010
		3　種　地			0.000590	0.2505
		2　種　地			0.000107	0.4196
		1　種　地			0.000090	0.4230

			9　種　地	施行時特例市	0.000100	0.2730
				その他の市町村	0.000100	0.2620
			8　種　地	施行時特例市	0.000200	0.1830
				その他の市町村	0.000180	0.1900
			7　種　地		0.000420	−0.0140
			6　種　地		0.000520	−0.0940
			5　種　地		0.000400	−0.0040
			4　種　地		0.000290	0.0730
			3　種　地		0.000270	0.0850
			2　種　地		0.000087	0.1766
			1　種　地		0.000069	0.1829
			普通態容補正（給与差等）			

	指定都市	中核市	施行時特例市	その他の市町村
1　級　地	0.869	0.865	0.858	0.833
2　級　地	0.847	0.844	0.836	0.812
3　級　地	0.841	0.837	0.830	0.806
4　級　地	0.824	0.821	0.814	0.790
5　級　地	0.814	0.810	0.803	0.780
6　級　地	0.787	0.784	0.778	0.755
7　級　地	0.772	0.769	0.762	0.740
無　級　地	0.753	0.750	0.744	0.722

4　公園費	人口	普通態容補正（種地）			A	B
		Ⅰの地域				
		10　種　地			0.002480	−1.3830
		9　種　地			0.001520	−0.4710
		8　種　地			0.001600	−0.5430
		7　種　地			0.000990	−0.0245
		6　種　地			0.000630	0.2455
		5　種　地			0.000730	0.1805
		4　種　地			0.000700	0.1970
		3　種　地			0.000590	0.2465
		2　種　地			0.000107	0.4156
		1　種　地			0.000090	0.4190

		Ⅱの地域		
		10　種　地	0.001360	−0.6030
		9　種　地	0.000880	−0.1470
		8　種　地	0.000680	0.0330
		7　種　地	0.000680	0.0330
		6　種　地	0.000340	0.3050
		5　種　地	0.000880	−0.1000
		4　種　地	0.000740	−0.0020
		3　種　地	0.000510	0.1360
		2　種　地	0.000093	0.3445
		1　種　地	0.000040	0.3630
		普通態容補正（給与差等）		0.484
5　下水道費	人口	普通態容補正（種地）		
			A	B
		Ⅰの地域		
		10　種　地	0.032580	−28.3430
		9　種　地	0.017240	−13.7700
		8　種　地	0.000000	1.7460
		7　種　地	0.002060	−0.0050
		6　種　地	0.002590	−0.4025
		5　種　地	0.002660	−0.4480
		4　種　地	0.001230	0.3385
		3　種　地	0.003210	−0.5525
		2　種　地	0.000900	0.2560
		1　種　地	0.001530	0.1300
		Ⅱの地域		
		10　種　地	0.001300	0.1470
		9　種　地	0.002360	−0.8600
		8　種　地	0.005020	−3.2540
		7　種　地	0.009000	−6.6370
		6　種　地	0.000000	0.5630
		5　種　地	0.000000	0.5630
		4　種　地	0.001130	−0.2280

		Ⅱの地域		
		10　種　地	0.001360	−0.6070
		9　種　地	0.000880	−0.1510
		8　種　地	0.000680	0.0290
		7　種　地	0.000680	0.0290
		6　種　地	0.000340	0.3010
		5　種　地	0.000880	−0.1040
		4　種　地	0.000740	−0.0060
		3　種　地	0.000510	0.1320
		2　種　地	0.000093	0.3405
		1　種　地	0.000040	0.3590
		普通態容補正（給与差等）		0.488
5　下水道費	人口	普通態容補正（種地）		
			A	B
		Ⅰの地域		
		10　種　地	0.030860	−26.8480
		9　種　地	0.015640	−12.3890
		8　種　地	0.000000	1.6870
		7　種　地	0.001940	0.0380
		6　種　地	0.002600	−0.4570
		5　種　地	0.002110	−0.1385
		4　種　地	0.001360	0.2740
		3　種　地	0.003160	−0.5360
		2　種　地	0.000873	0.2644
		1　種　地	0.001770	0.0850
		Ⅱの地域		
		10　種　地	0.001400	0.1680
		9　種　地	0.003320	−1.6560
		8　種　地	0.006640	−4.6440
		7　種　地	0.009100	−6.7350
		6　種　地	0.000000	0.5450
		5　種　地	0.000000	0.5450
		4　種　地	0.001140	−0.2530

		3　種　地	0.002440	−1.0140
		2　種　地	0.000313	0.0495
		1　種　地	0.000063	0.1370
		普通態容補正（給与差等）		0.108
6　その他の土木費	人口	段階補正		
		測定単位の数値が100,000人以上のもの		
		100,000人		1.00
		100,000人を超え250,000人までの数		0.75
		250,000人を超え400,000人までの数		0.62
		400,000人を超え1,000,000人までの数		0.58
		1,000,000人を超える数		0.55
		測定単位の数値が100,000人に満たないもの		
		その団体の数値		1.00
		100,000人に満たない数が70,000人までの数		0.14
		同上70,000人を超え80,000人までの数		−0.16
		同上80,000人を超え88,000人までの数		−0.02
		同上88,000人を超え92,000人までの数		−0.24
		同上92,000人を超える数		0.20

普通態容補正（種地）

		大都市 A	大都市 B	中核市 A	中核市 B
Ⅰの地域					
10種地	a	0.000000	0.6950	—	—
	b	0.000000	0.6750	—	—
9種地	a	0.000000	0.6950	—	—
	b	0.000000	0.6750	—	—
8種地	a	0.000000	0.6950	—	—
	b	0.000000	0.6750	—	—
7種地	a	0.000310	0.4315	—	—
	b	0.000300	0.4200	—	—
	c	—	—	0.000300	0.4260
	d	—	—	0.000300	0.4150
6種地	a	0.000710	0.1315	—	—
	b	0.000690	0.1275	—	—
	c	—	—	0.000700	0.1260
	d	—	—	0.000680	0.1300
5種地	c	—	—	0.000650	0.1585
	d	—	—	0.000650	0.1495

		3　種　地	0.002250	−0.9190
		2　種　地	0.000320	0.0460
		1　種　地	0.000114	0.1181
		普通態容補正（給与差等）		0.114
6　その他の土木費	人口	段階補正		
		測定単位の数値が100,000人以上のもの		
		100,000人		1.00
		100,000人を超え250,000人までの数		0.75
		250,000人を超え400,000人までの数		0.63
		400,000人を超え1,000,000人までの数		0.58
		1,000,000人を超える数		0.55
		測定単位の数値が100,000人に満たないもの		
		その団体の数値		1.00
		100,000人に満たない数が70,000人までの数		0.15
		同上70,000人を超え80,000人までの数		−0.21
		同上80,000人を超え88,000人までの数		−0.03
		同上88,000人を超え92,000人までの数		−0.24
		同上92,000人を超える数		0.20

普通態容補正（種地）

		大都市 A	大都市 B	中核市 A	中核市 B
Ⅰの地域					
10種地	a	0.000000	0.6460	—	—
	b	0.000000	0.6280	—	—
9種地	a	0.000000	0.6460	—	—
	b	0.000000	0.6280	—	—
8種地	a	0.000000	0.6460	—	—
	b	0.000000	0.6280	—	—
7種地	a	0.000300	0.3910	—	—
	b	0.000290	0.3815	—	—
	c	—	—	0.000290	0.3825
	d	—	—	0.000290	0.3725
6種地	a	0.000680	0.1060	—	—
	b	0.000660	0.1040	—	—
	c	—	—	0.000660	0.1050
	d	—	—	0.000650	0.1025
5種地	c	—	—	0.000620	0.1310
	d	—	—	0.000610	0.1285

4種地	c	—	—	0.000150	0.4335
	d	—	—	0.000140	0.4300
3種地		—	—	—	—
2種地		—	—	—	—
1種地		—	—	—	—
Ⅱの地域					
10種地	c	—	—	0.000480	0.1370
	d	—	—	0.000480	0.1270
9種地	c	—	—	0.000340	0.2700
	d	—	—	0.000340	0.2600
8種地	c	—	—	0.000180	0.4140
	d	—	—	0.000180	0.4040
7種地	c	—	—	0.000520	0.1250
	d	—	—	0.000500	0.1320
6種地		—	—	—	—
5種地		—	—	—	—
4種地		—	—	—	—
3種地		—	—	—	—
2種地		—	—	—	—
1種地		—	—	—	—

	特例市		建築主事設置市	
	A	B	A	B
Ⅰの地域				
10種地	—	—	—	—
9種地	—	—	—	—
8種地	—	—	—	—
7種地	0.000290	0.4125	0.000300	0.4050
6種地	0.000680	0.1200	0.000670	0.1275
5種地	0.000630	0.1525	0.000630	0.1535
4種地	0.000140	0.4220	0.000140	0.4230
3種地	—	—	0.000050	0.4635
2種地	—	—	0.000227	0.4016
1種地	—	—	0.000220	0.4030
Ⅱの地域				
10種地	0.000460	0.1370	0.000460	0.1380
9種地	0.000340	0.2510	0.000340	0.2520
8種地	0.000180	0.3950	0.000180	0.3960
7種地	0.000480	0.1400	0.000480	0.1410
6種地	—	—	0.000440	0.1730
5種地	—	—	0.000340	0.2480
4種地	—	—	0.000180	0.3600

4種地	c	—	—	0.000140	0.3950
	d	—	—	0.000130	0.3925
3種地		—	—	—	—
2種地		—	—	—	—
1種地		—	—	—	—
Ⅱの地域					
10種地	c	—	—	0.000440	0.1280
	d	—	—	0.000440	0.1190
9種地	c	—	—	0.000320	0.2420
	d	—	—	0.000320	0.2330
8種地	c	—	—	0.000180	0.3680
	d	—	—	0.000180	0.3590
7種地	c	—	—	0.000480	0.1130
	d	—	—	0.000460	0.1210
6種地		—	—	—	—
5種地		—	—	—	—
4種地		—	—	—	—
3種地		—	—	—	—
2種地		—	—	—	—
1種地		—	—	—	—

	特例市		建築主事設置市	
	A	B	A	B
Ⅰの地域				
10種地	—	—	—	—
9種地	—	—	—	—
8種地	—	—	—	—
7種地	0.000290	0.3685	0.000280	0.3780
6種地	0.000650	0.9850	0.000650	0.1005
5種地	0.000600	0.1310	0.000610	0.1265
4種地	0.000130	0.3895	0.000130	0.3905
3種地	—	—	0.000050	0.4265
2種地	—	—	0.000220	0.3670
1種地	—	—	0.000210	0.3690
Ⅱの地域				
10種地	0.000440	0.1150	0.000440	0.1160
9種地	0.000300	0.2480	0.000300	0.2490
8種地	0.000180	0.3560	0.000180	0.3570
7種地	0.000480	0.1010	0.000480	0.1020
6種地	—	—	0.000400	0.1660
5種地	—	—	0.000340	0.2110
4種地	—	—	0.000180	0.3230

				3　種　地　—　—　0.000120　0.3960 2　種　地　—　—　0.000187　0.3626 1　種　地　—　—　0.000126　0.3840 限定特定行政庁設置市町村　その他の市町村 A　B　A　B Ⅰの地域 10　種　地　—　—　—　— 9　種　地　—　—　—　— 8　種　地　—　—　—　— 7　種　地　0.000270　0.3655　0.000230　0.3155 6　種　地　0.000600　0.1180　0.000520　0.0980 5　種　地　0.000580　0.1310　0.000490　0.1175 4　種　地　0.000120　0.3840　0.000110　0.3265 3　種　地　0.000050　0.4155　0.000040　0.3580 2　種　地　0.000200　0.3630　0.000173　0.3114 1　種　地　0.000200　0.3630　0.000170　0.3120 Ⅱの地域 10　種　地　0.000420　0.1190　0.000360　0.1030 9　種　地　0.000300　0.2330　0.000260　0.1980 8　種　地　0.000160　0.3590　0.000140　0.3060 7　種　地　0.000440　0.1210　0.000380　0.1020 6　種　地　0.000400　0.1530　0.000340　0.1340 5　種　地　0.000300　0.2280　0.000260　0.1940 4　種　地　0.000170　0.3190　0.000140　0.2780 3　種　地　0.000100　0.3610　0.000090　0.3080 2　種　地　0.000173　0.3245　0.000147　0.2796 1　種　地　0.000114　0.3451　0.000097　0.2970 ［略］
				［略］
三　教育費	1　小学校費	学級数	普通態容補正（給与差等） 1　級　地　1.052 2　級　地　1.042 3　級　地　1.039 4　級　地　1.031 5　級　地　1.027 6　級　地　1.015 7　級　地　1.008 無　級　地　0.999	

				3　種　地　—　—　0.000110　0.3650 2　種　地　—　—　0.000180　0.3300 1　種　地　—　—　0.000120　0.3510 限定特定行政庁設置市町村　その他の市町村 A　B　A　B Ⅰの地域 10　種　地　—　—　—　— 9　種　地　—　—　—　— 8　種　地　—　—　—　— 7　種　地　0.000260　0.3330　0.000220　0.2880 6　種　地　0.000580　0.0930　0.000500　0.0780 5　種　地　0.000550　0.1125　0.000470　0.0975 4　種　地　0.000120　0.3490　0.000100　0.3010 3　種　地　0.000040　0.3850　0.000040　0.3280 2　種　地　0.000193　0.3314　0.000167　0.2836 1　種　地　0.000190　0.3320　0.000160　0.2850 Ⅱの地域 10　種　地　0.000400　0.1000　0.000340　0.0890 9　種　地　0.000280　0.2140　0.000240　0.1840 8　種　地　0.000160　0.3220　0.000140　0.2740 7　種　地　0.000420　0.1010　0.000360　0.0870 6　種　地　0.000360　0.1490　0.000320　0.1190 5　種　地　0.000320　0.1790　0.000260　0.1640 4　種　地　0.000160　0.2910　0.000140　0.2480 3　種　地　0.000090　0.3330　0.000080　0.2840 2　種　地　0.000167　0.2946　0.000140　0.2540 1　種　地　0.000103　0.3170　0.000091　0.2711 ［同左］
				［同左］
三　教育費	1　小学校費	学級数	普通態容補正（給与差等） 1　級　地　1.048 2　級　地　1.039 3　級　地　1.036 4　級　地　1.029 5　級　地　1.025 6　級　地　1.014 7　級　地　1.007 無　級　地　0.999	

		寒冷補正 給与差　寒冷度　積雪度 4級地　0.005　0.634　0.831 3級地　0.006　0.418　0.378 2級地　0.006　0.280　0.151 1級地　0.007　0.167　0.075 無級地　0.000　0.000　0.000
2　中学校費	学級数	普通態容補正（給与差等） 1級地　1.050 2級地　1.040 3級地　1.037 4級地　1.030 5級地　1.026 6級地　1.014 7級地　1.007 無級地　0.999
		寒冷補正 給与差　寒冷度　積雪度 4級地　0.005　0.642　0.864 3級地　0.006　0.424　0.392 2級地　0.006　0.284　0.157 1級地　0.007　0.169　0.078 無級地　0.000　0.000　0.000
3　高等学校費	教職員数	［略］
		普通態容補正（給与差等） 1級地　1.147 2級地　1.118 3級地　1.109 4級地　1.088 5級地　1.076 6級地　1.042 7級地　1.021 無級地　0.997
		寒冷補正（給与差） 4級地　0.011 3級地　0.013 2級地　0.014 1級地　0.016 無級地　0.000

		寒冷補正 給与差　寒冷度　積雪度 4級地　0.004　0.566　0.723 3級地　0.006　0.374　0.329 2級地　0.006　0.250　0.131 1級地　0.006　0.149　0.066 無級地　0.000　0.000　0.000
2　中学校費	学級数	普通態容補正（給与差等） 1級地　1.046 2級地　1.037 3級地　1.035 4級地　1.028 5級地　1.024 6級地　1.013 7級地　1.007 無級地　0.999
		寒冷補正 給与差　寒冷度　積雪度 4級地　0.004　0.576　0.755 3級地　0.005　0.380　0.343 2級地　0.006　0.254　0.137 1級地　0.006　0.152　0.068 無級地　0.000　0.000　0.000
3　高等学校費	教職員数	［同左］
		普通態容補正（給与差等） 1級地　1.146 2級地　1.118 3級地　1.110 4級地　1.088 5級地　1.076 6級地　1.042 7級地　1.021 無級地　0.997
		寒冷補正（給与差） 4級地　0.011 3級地　0.014 2級地　0.014 1級地　0.016 無級地　0.000

生徒数

種別補正

区分	全日制	定時制 独立校 指定都市立	定時制 独立校 その他の市町村立	定時制 併設校 指定都市立	定時制 併設校 その他の市町村立	別科・専攻科 職業科	別科・専攻科 その他
普通科等	1.00	2.04	1.68	1.57	1.38	—	—
商業科等	1.11	2.04	1.68	1.65	1.46	—	—
衛生看護科等	2.47	3.38	3.18	2.76	2.56	—	—
農業に関する学科	2.54	3.67	3.30	2.71	2.49	—	—
工業に関する学科及び情報に関する学科	2.13	3.57	3.21	2.71	2.51	—	—
水産に関する学科	6.52	—	—	—	—	—	—
別科・専攻科	—	—	—	—	—	4.01	1.12

普通態容補正（給与差等）

1級地	1.012
2級地	1.010
3級地	1.009
4級地	1.007
5級地	1.006
6級地	1.003
7級地	1.002
無級地	1.000

寒冷補正

	給与差	寒冷度	積雪度
4級地	0.002	0.244	0.322
3級地	0.002	0.161	0.146
2級地	0.002	0.108	0.059
1級地	0.002	0.064	0.029
無級地	0.000	0.000	0.000

生徒数

種別補正

区分	全日制	定時制 独立校 指定都市立	定時制 独立校 その他の市町村立	定時制 併設校 指定都市立	定時制 併設校 その他の市町村立	別科・専攻科 職業科	別科・専攻科 その他
普通科等	1.00	2.07	1.71	1.60	1.40	—	—
商業科等	1.12	2.08	1.72	1.69	1.49	—	—
衛生看護科等	2.48	3.44	3.24	2.82	2.62	—	—
農業に関する学科	2.58	3.76	3.37	2.77	2.55	—	—
工業に関する学科及び情報に関する学科	2.17	3.65	3.28	2.77	2.57	—	—
水産に関する学科	6.65	—	—	—	—	—	—
別科・専攻科	—	—	—	—	—	4.03	1.12

普通態容補正（給与差等）

1級地	1.013
2級地	1.010
3級地	1.009
4級地	1.008
5級地	1.006
6級地	1.004
7級地	1.002
無級地	1.000

寒冷補正

	給与差	寒冷度	積雪度
4級地	0.002	0.242	0.311
3級地	0.002	0.160	0.141
2級地	0.002	0.107	0.057
1級地	0.002	0.064	0.028
無級地	0.000	0.000	0.000

4　その他の教育費	人口	段階補正	
		測定単位の数値が100,000人以上のもの	
		100,000人	1.00
		100,000人を超え250,000人までの数	0.63
		250,000人を超え400,000人までの数	0.68
		400,000人を超え1,000,000人までの数	0.67
		1,000,000人を超える数	0.62
		測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.18
		同上70,000人を超え80,000人までの数	0.01
		同上80,000人を超え88,000人までの数	−0.33
		同上88,000人を超え92,000人までの数	−0.57
		同上92,000人を超える数	−0.54
		密度補正Ⅰ	
		［略］	
		その団体の人口密度が450人に満たないもの	
		その団体の密度	1.00
		450人に満たない数が150人までの数	0.40
		同上150人を超え300人までの数	−0.08
		同上300人を超え350人までの数	−0.23
		同上350人を超え400人までの数	−0.23
		同上400人を超える数	−0.39
		密度補正Ⅲ	
		その団体の人口密度が450人以上のもの	
		その団体の密度	1.00
		その団体の人口密度が450人に満たないもの	
		その団体の密度	1.00
		450人に満たない数が150人までの数	0.08
		同上150人を超え300人までの数	−0.01
		同上300人を超え350人までの数	−0.02
		同上350人を超え400人までの数	−0.02
		同上400人を超える数	−0.09

4　その他の教育費	人口	段階補正	
		測定単位の数値が100,000人以上のもの	
		100,000人	1.00
		100,000人を超え250,000人までの数	0.72
		250,000人を超え400,000人までの数	0.75
		400,000人を超え1,000,000人までの数	0.75
		1,000,000人を超える数	0.70
		測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.14
		同上70,000人を超え80,000人までの数	0.02
		同上80,000人を超え88,000人までの数	−0.27
		同上88,000人を超え92,000人までの数	−0.44
		同上92,000人を超える数	−0.43
		密度補正Ⅰ	
		［同左］	
		その団体の人口密度が450人に満たないもの	
		その団体の密度	1.00
		450人に満たない数が150人までの数	0.30
		同上150人を超え300人までの数	−0.05
		同上300人を超え350人までの数	−0.19
		同上350人を超え400人までの数	−0.18
		同上400人を超える数	−0.30
		密度補正Ⅳ	
		その団体の人口密度が450人以上のもの	
		その団体の密度	1.00
		その団体の人口密度が450人に満たないもの	
		その団体の密度	1.00
		450人に満たない数が150人までの数	0.06
		同上150人を超え300人までの数	−0.01
		同上300人を超え350人までの数	0.00
		同上350人を超え400人までの数	−0.02
		同上400人を超える数	−0.07

普通態容補正（種地）

				A	B
Ⅰの地域					
10	種	地	特別区	0.000520	0.1500
			指定都市	0.000560	0.1660
9	種	地		0.000300	0.4130
8	種	地		0.000320	0.3950
7	種	地	指定都市	0.000310	0.4035
			中核市	0.000290	0.3995
			その他の市	0.000280	0.3770
			町村		
6	種	地	指定都市	0.000850	−0.0015
			中核市	0.000830	−0.0055
			その他の市	0.000790	−0.0055
			町村		
5	種	地	中核市	0.000650	0.1115
			その他の市	0.000620	0.1050
			町村		
4	種	地	中核市	0.001070	−0.1195
			その他の市	0.001020	−0.1150
			町村		
3	種	地		0.000220	0.2450
2	種	地		0.000400	0.1820
1	種	地		0.000310	0.2000
Ⅱの地域					
10	種	地	中核市	0.000240	0.3250
			その他の市	0.000240	0.2980
			町村		
9	種	地	中核市	0.001020	−0.4160
			その他の市	0.000960	−0.3860
			町村		
8	種	地	中核市	0.001000	−0.3980
			その他の市	0.000960	−0.3860
			町村		
7	種	地	中核市	0.000980	−0.3810
			その他の市	0.000940	−0.3690
			町村		
6	種	地	中核市	0.000480	0.0190
			その他の市	0.000440	0.0310
			町村		

普通態容補正（種地）

				A	B
Ⅰの地域					
10	種	地	特別区	0.000400	0.3440
			指定都市	0.000420	0.3700
9	種	地		0.000220	0.5600
8	種	地		0.000240	0.5420
7	種	地	指定都市	0.000230	0.5505
			中核市	0.000220	0.5400
			その他の市	0.000210	0.5235
			町村		
6	種	地	指定都市	0.000630	0.2505
			中核市	0.000620	0.2400
			その他の市	0.000600	0.2310
			町村		
5	種	地	中核市	0.000490	0.3245
			その他の市	0.000470	0.3155
			町村		
4	種	地	中核市	0.000810	0.1485
			その他の市	0.000780	0.1450
			町村		
3	種	地		0.000170	0.4195
2	種	地		0.000300	0.3740
1	種	地		0.000240	0.3860
Ⅱの地域					
10	種	地	中核市	0.000220	0.4470
			その他の市	0.000200	0.4440
			町村		
9	種	地	中核市	0.000740	−0.0470
			その他の市	0.000720	−0.0500
			町村		
8	種	地	中核市	0.000740	−0.0470
			その他の市	0.000720	−0.0500
			町村		
7	種	地	中核市	0.000780	−0.0810
			その他の市	0.000740	−0.0670
			町村		
6	種	地	中核市	0.000320	0.2870
			その他の市	0.000320	0.2690
			町村		

5種地	中核市	0.000340	0.1240
	その他の市町村	0.000340	0.1060
4種地	中核市	0.000570	−0.0370
	その他の市町村	0.000540	−0.0340
3種地	中核市	0.000540	−0.0190
	その他の市町村	0.000510	−0.0160
2種地	中核市	0.000533	−0.0156
	その他の市町村	0.000507	−0.0145
1種地	中核市	0.000149	0.1189
	その他の市町村	0.000143	0.1130

普通態容補正（給与差等）

	指定都市	中核市	その他の市町村
1級地	0.818	0.794	0.755
2級地	0.798	0.774	0.736
3級地	0.790	0.766	0.729
4級地	0.776	0.753	0.716
5級地	0.776	0.743	0.707
6級地	0.741	0.719	0.684
7級地	0.726	0.704	0.670
無級地	0.709	0.687	0.654

普通態容補正Ⅱ（給与差等）

	小学校	中学校	特別支援学校
1級地	1.146	1.145	1.147
2級地	1.118	1.117	1.119
3級地	1.109	1.108	1.109
4級地	1.088	1.088	1.089
5級地	1.076	1.075	1.076
6級地	1.042	1.041	1.042
7級地	1.021	1.021	1.021
無級地	0.997	0.997	0.997

5種地	中核市	0.000280	0.3170
	その他の市町村	0.000260	0.3140
4種地	中核市	0.000420	0.2190
	その他の市町村	0.000410	0.2090
3種地	中核市	0.000400	0.2310
	その他の市町村	0.000390	0.2210
2種地	中核市	0.000393	0.2345
	その他の市町村	0.000380	0.2260
1種地	中核市	0.000120	0.3300
	その他の市町村	0.000114	0.3191

普通態容補正（給与差等）

	指定都市	中核市	その他の市町村
1級地	0.616	0.600	0.580
2級地	0.600	0.585	0.565
3級地	0.596	0.581	0.561
4級地	0.584	0.569	0.550
5級地	0.577	0.562	0.543
6級地	0.559	0.544	0.526
7級地	0.547	0.533	0.515
無級地	0.533	0.520	0.502

普通態容補正Ⅱ（給与差等）

	小学校	中学校	特別支援学校
1級地	1.146	1.145	1.147
2級地	1.118	1.117	1.119
3級地	1.110	1.109	1.110
4級地	1.088	1.088	1.089
5級地	1.076	1.075	1.076
6級地	1.042	1.041	1.042
7級地	1.021	1.021	1.021
無級地	0.997	0.997	0.997

四　厚生費	1　生活保護費	市部人口	［略］

密度補正

Ⅰの地域

10　種　地	1.034
9　種　地	1.027
8　種　地	1.020
7　種　地	1.013
6　種　地	0.990
5　種　地	0.959
4　種　地	0.921
3　種　地	0.906
2　種　地	0.898
1　種　地	0.892

Ⅱの地域

10　種　地	1.026
9　種　地	1.016
8　種　地	0.996
7　種　地	0.946
6　種　地	0.921
5　種　地	0.918
4　種　地	0.903
3　種　地	0.888
2　種　地	0.885
1　種　地	0.885

普通態容補正（給与差等）

	指定都市	中核市	特別区及びその他の市町村
1　級　地	1.033	1.033	1.031
2　級　地	1.027	1.027	1.025
3　級　地	1.025	1.025	1.023
4　級　地	1.021	1.021	1.019
5　級　地	1.018	1.018	1.016
6　級　地	1.011	1.011	1.009
7　級　地	1.006	1.006	1.004
無　級　地	1.001	1.001	0.999

［略］

四　厚生費	1　生活保護費	市部人口	［同左］

密度補正

Ⅰの地域

10　種　地	1.035
9　種　地	1.028
8　種　地	1.021
7　種　地	1.013
6　種　地	0.989
5　種　地	0.960
4　種　地	0.921
3　種　地	0.904
2　種　地	0.896
1　種　地	0.891

Ⅱの地域

10　種　地	1.027
9　種　地	1.016
8　種　地	0.995
7　種　地	0.945
6　種　地	0.921
5　種　地	0.917
4　種　地	0.902
3　種　地	0.888
2　種　地	0.885
1　種　地	0.885

普通態容補正（給与差等）

	指定都市	中核市	特別区及びその他の市町村
1　級　地	1.033	1.033	1.031
2　級　地	1.027	1.027	1.025
3　級　地	1.025	1.025	1.023
4　級　地	1.020	1.020	1.018
5　級　地	1.018	1.018	1.016
6　級　地	1.011	1.011	1.009
7　級　地	1.006	1.006	1.004
無　級　地	1.001	1.001	0.999

［同左］

2　社会福祉費	人口	段階補正 測定単位の数値が100,000人以上のもの 100,000人　1.00 100,000人を超え250,000人までの数　0.87 250,000人を超え400,000人までの数　0.86 400,000人を超え1,000,000人までの数　0.84 1,000,000人を超える数　0.84 測定単位の数値が100,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 100,000人に満たない数が70,000人までの数　0.05 同上70,000人を超え80,000人までの数　−0.10 同上80,000人を超え88,000人までの数　−0.05 同上88,000人を超え92,000人までの数　0.02 同上92,000人を超える数　−0.04

普通態容補正（種地）

		市及び福祉事務所設置町村 A	市及び福祉事務所設置町村 B	その他の町村 A	その他の町村 B
Ⅰの地域					
10種地	指定都市	0.000000	0.9850	−	−
	特別区	0.000000	0.9280	−	−
9種地		0.000000	0.9280	−	−
8種地		0.000000	0.9280	−	−
7種地	指定都市	0.000050	0.9425	−	−
	中核市	0.000040	0.9320	−	−
	その他の市町村	0.000040	0.8940	0.000040	0.8730
6種地	指定都市	0.000080	0.9200	−	−
	中核市	0.000080	0.9020	−	−
	その他の市町村	0.000080	0.8640	0.000080	0.8430
5種地	中核市	0.000040	0.9280	−	−
	その他の市町村	0.000030	0.8965	0.000030	0.8755
4種地	中核市	0.000070	0.9115	−	−
	その他の市町村	0.000070	0.8745	0.000070	0.8535
3種地		0.000000	0.9060	0.000000	0.8850
2種地		0.000000	0.9060	0.000000	0.8850
1種地		0.000000	0.9060	0.000000	0.8850

2　社会福祉費	人口	段階補正 測定単位の数値が100,000人以上のもの 100,000人　1.00 100,000人を超え250,000人までの数　0.92 250,000人を超え400,000人までの数　0.90 400,000人を超え1,000,000人までの数　0.90 1,000,000人を超える数　0.90 測定単位の数値が100,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 100,000人に満たない数が70,000人までの数　0.03 同上70,000人を超え80,000人までの数　−0.02 同上80,000人を超え88,000人までの数　−0.04 同上88,000人を超え92,000人までの数　0.02 同上92,000人を超える数　−0.02

普通態容補正（種地）

		市及び福祉事務所設置町村 A	市及び福祉事務所設置町村 B	その他の町村 A	その他の町村 B
Ⅰの地域					
10種地	指定都市	0.000000	1.1220	−	−
	特別区	0.000000	0.9680	−	−
9種地		0.000000	1.1220	−	−
8種地		0.000000	1.1220	−	−
7種地	指定都市	0.000040	1.0880	−	−
	中核市	0.000030	0.9665	−	−
	児相中核市	0.000030	1.0915	−	−
	その他の市町村	0.000030	0.9425	0.000030	0.8615
6種地	指定都市	0.000080	1.0580	−	−
	中核市	0.000070	0.9365	−	−
	児相中核市	0.000080	1.0540	−	−
	その他の市町村	0.000070	0.9125	0.000060	0.8390
5種地	中核市	0.000030	0.9625	−	−
	その他の市町村	0.000030	0.9385	0.000030	0.8585
4種地	中核市	0.000050	0.9515	−	−
	その他の市町村	0.000050	0.9275	0.000050	0.8475
3種地		0.000000	0.9500	0.000000	0.8700
2種地		0.000000	0.9500	0.000000	0.8700
1種地		0.000000	0.9500	0.000000	0.8700

			Ⅱの地域				
			10種地	中核市	0.000000	0.9580	—	—
				その他の市町村	0.000000	0.9200	0.000000	0.8990
			9種地	中核市	0.000000	0.9580	—	—
				その他の市町村	0.000000	0.9200	0.000000	0.8990
			8種地		0.000060	0.8660	0.000060	0.8450
			7種地		0.000000	0.9170	0.000000	0.8960
			6種地		0.000040	0.8850	0.000040	0.8640
			5種地		0.000040	0.8850	0.000040	0.8640
			4種地		0.000070	0.8640	0.000070	0.8430
			3種地		0.000000	0.9060	0.000000	0.8850
			2種地		0.000000	0.9060	0.000000	0.8850
			1種地		0.000000	0.9060	0.000000	0.8850
			普通態容補正（給与差等）					

	指定都市	中核市	特別区、市及び福祉事務所設置町村	その他の町村
1級地	0.115	0.112	0.108	0.106
2級地	0.111	0.109	0.105	0.103
3級地	0.111	0.109	0.105	0.103
4級地	0.109	0.107	0.103	0.101
5級地	0.107	0.105	0.101	0.099
6級地	0.104	0.102	0.098	0.096
7級地	0.102	0.100	0.096	0.094
無級地	0.100	0.098	0.094	0.092

3　保健衛生費	人口	段階補正 ［略］ 測定単位の数値が100,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 100,000人に満たない数が70,000人までの数　0.07 同上70,000人を超え80,000人までの数　0.01 同上80,000人を超え88,000人までの数　0.12 同上88,000人を超え92,000人までの数　0.17 同上92,000人を超える数　0.25

			Ⅱの地域				
			10種地	中核市	0.000000	0.9860	—	—
				その他の市町村	0.000000	0.9620	0.000000	0.8810
			9種地	中核市	0.000000	0.9860	—	—
				その他の市町村	0.000000	0.9620	0.000000	0.8810
			8種地		0.000060	0.9080	0.000060	0.8270
			7種地		0.000000	0.9590	0.000000	0.8780
			6種地		0.000040	0.9270	0.000020	0.8620
			5種地		0.000040	0.9270	0.000040	0.8470
			4種地		0.000050	0.9200	0.000050	0.8400
			3種地		0.000000	0.9500	0.000000	0.8700
			2種地		0.000000	0.9500	0.000000	0.8700
			1種地		0.000000	0.9500	0.000000	0.8700
			普通態容補正（給与差等）					

	指定都市	中核市	児童相談所設置市	特別区、市及び福祉事務所設置町村	その他の町村
1級地	0.067	0.059	0.067	0.058	0.053
2級地	0.065	0.057	0.065	0.056	0.051
3級地	0.065	0.057	0.065	0.056	0.051
4級地	0.064	0.056	0.063	0.055	0.050
5級地	0.063	0.055	0.062	0.054	0.049
6級地	0.060	0.053	0.060	0.052	0.048
7級地	0.059	0.052	0.059	0.051	0.047
無級地	0.058	0.051	0.058	0.050	0.046

3　保健衛生費	人口	段階補正 ［同左］ 測定単位の数値が100,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 100,000人に満たない数が70,000人までの数　0.06 同上70,000人を超え80,000人までの数　0.08 同上80,000人を超え88,000人までの数　0.14 同上88,000人を超え92,000人までの数　0.20 同上92,000人を超える数　0.28

普通態容補正（種地）

		指定都市、特別区、中核市及び保健所設置市		その他の市町村	
		A	B	A	B
Ⅰの地域					
10種地	特別区	0.000860	0.4430	－	－
	指定都市	0.001160	0.5690	－	－
9種地		0.000640	1.0630	－	－
8種地		0.000640	1.0630	－	－
7種地	指定都市	0.000810	0.9185	0.000480	0.5430
	中核市	0.000620	0.6960	－	－
	保健所設置市	0.000620	0.6850	－	－
6種地	指定都市	0.000570	1.0985	0.000340	0.6480
	中核市	0.000430	0.8385	－	－
	保健所設置市	0.000430	0.8275	－	－
5種地	中核市	0.000430	0.8385	0.000330	0.6545
	保健所設置市	0.000420	0.8340	－	－
4種地	中核市	0.000260	0.9320	0.000200	0.7260
	保健所設置市	0.000250	0.9275	－	－
3種地		0.000200	0.9500	0.000150	0.7485
2種地		0.000107	0.9826	0.000087	0.7706
1種地		0.000120	0.9800	0.000090	0.7700
Ⅱの地域					
10種地	中核市	0.000500	0.6640	0.000380	0.5250
	保健所設置市	0.000480	0.6730	－	－
9種地	中核市	0.000320	0.8350	0.000260	0.6390
	保健所設置市	0.000340	0.8060	－	－
8種地	中核市	0.000440	0.7270	0.000340	0.5670
	保健所設置市	0.000420	0.7340	－	－
7種地	中核市	0.000440	0.7270	0.000340	0.5670
	保健所設置市	0.000440	0.7170	－	－

普通態容補正（種地）

		指定都市、特別区、中核市及び保健所設置市		その他の市町村	
		A	B	A	B
Ⅰの地域					
10種地	特別区	0.000860	0.4310	－	－
	指定都市	0.001120	0.5420	－	－
9種地		0.000640	0.9980	－	－
8種地		0.000620	1.0160	－	－
7種地	指定都市	0.000780	0.8800	0.000490	0.5555
	中核市	0.000610	0.6915	－	－
	保健所設置市	0.000600	0.6880	－	－
6種地	指定都市	0.000570	1.0375	0.000360	0.6530
	中核市	0.000450	0.8115	－	－
	保健所設置市	0.000440	0.8080	－	－
5種地	中核市	0.000410	0.8375	0.000330	0.6725
	保健所設置市	0.000410	0.8275	－	－
4種地	中核市	0.000260	0.9200	0.000210	0.7385
	保健所設置市	0.000260	0.9100	－	－
3種地		0.000180	0.9460	0.000150	0.7655
2種地		0.000107	0.9716	0.000087	0.7876
1種地		0.000130	0.9670	0.000100	0.7850
Ⅱの地域					
10種地	中核市	0.000480	0.6720	0.000380	0.5450
	保健所設置市	0.000480	0.6610	－	－
9種地	中核市	0.000380	0.7670	0.000300	0.6210
	保健所設置市	0.000360	0.7750	－	－
8種地	中核市	0.000420	0.7310	0.000340	0.5850
	保健所設置市	0.000420	0.7210	－	－
7種地	中核市	0.000420	0.7310	0.000340	0.5850
	保健所設置市	0.000420	0.7210	－	－

			６種地	0.000260	0.8610	0.000200	0.6790	
			５種地	0.000320	0.8160	0.000260	0.6340	
			４種地	0.000270	0.8510	0.000210	0.6690	
			３種地	0.000180	0.9050	0.000140	0.7110	
			２種地	0.000193	0.8985	0.000153	0.7045	
			１種地	0.000160	0.9100	0.000126	0.7140	
			普通態容補正（給与差等）					
				指定都市	中核市	保健所設置市	その他の市町村	
			１級地	0.358	0.273	0.270	0.212	
			２級地	0.348	0.265	0.262	0.206	
			３級地	0.346	0.264	0.261	0.205	
			４級地	0.340	0.258	0.256	0.201	
			５級地	0.335	0.255	0.252	0.198	
			６級地	0.324	0.247	0.245	0.192	
			７級地	0.318	0.242	0.240	0.188	
			無級地	0.309	0.235	0.233	0.183	
			経常態容補正Ⅱ					
			１　合併関係市町村の人口段階による補正率					
						A	B	
			4,000人までの数			1.11	2,200	
			4,000人を超え8,000人までの数			0.34	5,280	
			8,000人を超え12,000人までの数			0.15	6,800	
			12,000人を超え20,000人までの数			0.19	6,320	
			20,000人を超え30,000人までの数			0.21	5,920	
			30,000人を超え50,000人までの数			0.00	12,200	
			［２　略］					
	4　こども子育て費	十八歳以下人口	段階補正					
			測定単位の数値が16,000人以上のもの					
			16,000人				1.00	
			16,000人を超え39,000人までの数				0.94	
			39,000人を超え65,000人までの数				0.92	
			65,000人を超え150,000人までの数				0.94	
			150,000人を超える数				0.94	
			測定単位の数値が16,000人に満たないもの					
			その団体の数値				1.00	
			16,000人に満たない数が11,400人までの数				0.03	
			同上11,400人を超え13,100人までの数				−0.02	

			６種地	0.000280	0.8330	0.000220	0.6810	
			５種地	0.000320	0.8030	0.000260	0.6510	
			４種地	0.000270	0.8380	0.000220	0.6790	
			３種地	0.000170	0.8980	0.000140	0.7270	
			２種地	0.000200	0.8830	0.000160	0.7170	
			１種地	0.000160	0.8970	0.000131	0.7271	
			普通態容補正（給与差等）					
				指定都市	中核市	保健所設置市	その他の市町村	
			１級地	0.305	0.239	0.237	0.192	
			２級地	0.297	0.233	0.231	0.187	
			３級地	0.295	0.232	0.229	0.186	
			４級地	0.289	0.227	0.224	0.182	
			５級地	0.286	0.224	0.222	0.180	
			６級地	0.276	0.217	0.215	0.174	
			７級地	0.271	0.213	0.211	0.171	
			無級地	0.263	0.207	0.205	0.166	
			経常態容補正Ⅱ					
			１　合併関係市町村の人口段階による補正率					
						A	B	
			4,000人までの数			1.10	2,240	
			4,000人を超え8,000人までの数			0.34	5,280	
			8,000人を超え12,000人までの数			0.17	6,640	
			12,000人を超え20,000人までの数			0.19	6,400	
			20,000人を超え30,000人までの数			0.21	6,000	
			30,000人を超え50,000人までの数			0.00	12,300	
			［２　同左］					
	［新設］							

同上13,100人を超え14,300人までの数	−0.05
同上14,300人を超え14,900人までの数	0.03
同上14,900人を超える数	0.02

普通態容補正（種地）

		市及び福祉事務所設置町村		その他の町村	
		A	B	A	B
Ⅰの地域					
10種地	指定都市	0.000020	1.1320	−	−
	特別区	0.000020	0.9680	−	−
9種地		0.000020	1.1320	−	−
8種地		0.000020	1.1320	−	−
7種地	指定都市	0.000050	1.1065	−	−
	中核市	0.000040	0.9680	−	−
	児相中核市	0.000050	1.1055	−	−
	その他の市町村	0.000040	0.9510	0.000030	0.8705
6種地	指定都市	0.000070	1.0915	−	−
	中核市	0.000060	0.9530	−	−
	児相中核市	0.000070	1.0905	−	−
	その他の市町村	0.000060	0.9360	0.000060	0.8480
5種地	中核市	0.000030	0.9725	−	−
	その他の市町村	0.000030	0.9555	0.000020	0.8740
4種地	中核市	0.000060	0.9560	−	−
	その他の市町村	0.000050	0.9445	0.000050	0.8575
3種地		0.000000	0.9670	0.000000	0.8800
2種地		0.000000	0.9670	0.000000	0.8800
1種地		0.000000	0.9670	0.000000	0.8800
Ⅱの地域					
10種地	中核市	0.000020	0.9760	−	−
	その他の市町村	0.000020	0.9590	0.000020	0.8710
9種地	中核市	0.000020	0.9760	−	−
	その他の市町村	0.000020	0.9590	0.000020	0.8710

			８種地	0.000040	0.9410	0.000040	0.8530
			７種地	0.000020	0.9580	0.000020	0.8700
			６種地	0.000020	0.9580	0.000020	0.8700
			５種地	0.000040	0.9430	0.000020	0.8700
			４種地	0.000040	0.9430	0.000040	0.8560
			３種地	0.000000	0.9670	0.000000	0.8800
			２種地	0.000000	0.9670	0.000000	0.8800
			１種地	0.000000	0.9670	0.000000	0.8800

普通態容補正（給与差等）

	指定都市	中核市	児童相談所設置市	特別区、市及び福祉事務所設置町村	その他の町村
１級地	0.044	0.039	0.044	0.038	0.035
２級地	0.043	0.038	0.043	0.037	0.034
３級地	0.043	0.038	0.043	0.037	0.034
４級地	0.042	0.037	0.042	0.036	0.033
５級地	0.042	0.037	0.042	0.036	0.033
６級地	0.040	0.035	0.040	0.034	0.031
７級地	0.040	0.035	0.040	0.034	0.031
無級地	0.038	0.034	0.038	0.033	0.030

５　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	段階補正	
		測定単位の数値が31,000人以上のもの	
		31,000人	1.00
		31,000人を超え78,000人までの数	0.84
		78,000人を超え130,000人までの数	0.85
		130,000人を超え320,000人までの数	0.85
		320,000人を超える数	0.83
		測定単位の数値が31,000人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		31,000人に満たない数が21,400人までの数	0.02
		同上21,400人を超え24,700人までの数	0.07
		同上24,700人を超え27,300人までの数	0.02
		同上27,300人を超え28,400人までの数	0.06
		同上28,400人を超える数	−0.04

４　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	段階補正	
		測定単位の数値が31,000人以上のもの	
		31,000人	1.00
		31,000人を超え78,000人までの数	0.84
		78,000人を超え130,000人までの数	0.84
		130,000人を超え320,000人までの数	0.85
		320,000人を超える数	0.83
		測定単位の数値が31,000人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		31,000人に満たない数が21,400人までの数	0.02
		同上21,400人を超え24,700人までの数	0.07
		同上24,700人を超え27,300人までの数	0.02
		同上27,300人を超え28,400人までの数	0.06
		同上28,400人を超える数	−0.04

普通態容補正（種地）

	指定都市 A	指定都市 B	中核市 A	中核市 B
Ⅰの地域				
10種地	0.000280	0.7510	0.000280	0.7510
9種地	0.000280	0.7510	0.000280	0.7510
8種地	0.000200	0.8230	0.000200	0.8230
7種地	0.000160	0.8570	0.000160	0.8570
6種地	0.000150	0.8645	0.000150	0.8645
5種地	0.000150	0.8645	0.000150	0.8645
4種地	0.000130	0.8755	0.000130	0.8755
3種地	0.000040	0.9160	0.000040	0.9160
2種地	0.000153	0.8764	0.000153	0.8764
1種地	0.000120	0.8830	0.000120	0.8830
Ⅱの地域				
10種地	0.000580	0.4180	0.000580	0.4180
9種地	0.000140	0.8360	0.000140	0.8360
8種地	0.000160	0.8180	0.000160	0.8180
7種地	0.000160	0.8180	0.000160	0.8180
6種地	0.000140	0.8340	0.000140	0.8340
5種地	0.000100	0.8640	0.000100	0.8640
4種地	0.000100	0.8640	0.000100	0.8640
3種地	0.000080	0.8760	0.000080	0.8760
2種地	0.000133	0.8495	0.000133	0.8495
1種地	0.000080	0.8680	0.000080	0.8680

	指定都市・中核市以外の市町村及び特別区 A	指定都市・中核市以外の市町村及び特別区 B
Ⅰの地域		
10種地	0.000280	0.7200
9種地	0.000260	0.7390
8種地	0.000200	0.7930
7種地	0.000150	0.8355
6種地	0.000150	0.8355
5種地	0.000140	0.8420
4種地	0.000130	0.8475
3種地	0.000040	0.8880
2種地	0.000147	0.8506
1種地	0.000120	0.8560

普通態容補正（種地）

	指定都市 A	指定都市 B	中核市 A	中核市 B
Ⅰの地域				
10種地	0.000280	0.7520	0.000280	0.7520
9種地	0.000280	0.7520	0.000280	0.7520
8種地	0.000200	0.8240	0.000200	0.8240
7種地	0.000160	0.8580	0.000160	0.8580
6種地	0.000150	0.8655	0.000150	0.8655
5種地	0.000140	0.8720	0.000140	0.8720
4種地	0.000140	0.8720	0.000140	0.8720
3種地	0.000040	0.9170	0.000040	0.9170
2種地	0.000153	0.8774	0.000153	0.8774
1種地	0.000120	0.8840	0.000120	0.8840
Ⅱの地域				
10種地	0.000580	0.4190	0.000580	0.4190
9種地	0.000140	0.8370	0.000140	0.8370
8種地	0.000160	0.8190	0.000160	0.8190
7種地	0.000160	0.8190	0.000160	0.8190
6種地	0.000140	0.8350	0.000140	0.8350
5種地	0.000100	0.8650	0.000100	0.8650
4種地	0.000100	0.8650	0.000100	0.8650
3種地	0.000080	0.8770	0.000080	0.8770
2種地	0.000133	0.8505	0.000133	0.8505
1種地	0.000080	0.8690	0.000080	0.8690

	指定都市・中核市以外の市町村及び特別区 A	指定都市・中核市以外の市町村及び特別区 B
Ⅰの地域		
10種地	0.000280	0.7210
9種地	0.000260	0.7400
8種地	0.000200	0.7940
7種地	0.000150	0.8365
6種地	0.000150	0.8365
5種地	0.000140	0.8430
4種地	0.000130	0.8485
3種地	0.000040	0.8890
2種地	0.000147	0.8516
1種地	0.000120	0.8570

			Ⅱの地域		
			10種地	0.000560	0.4080
			9種地	0.000140	0.8070
			8種地	0.000160	0.7890
			7種地	0.000140	0.8060
			6種地	0.000140	0.8060
			5種地	0.000100	0.8360
			4種地	0.000100	0.8360
			3種地	0.000080	0.8480
			2種地	0.000127	0.8246
			1種地	0.000080	0.8410

普通態容補正（給与差等）

	指定都市	中核市	その他の市町村
1級地	0.111	0.111	0.108
2級地	0.108	0.108	0.105
3級地	0.108	0.108	0.105
4級地	0.106	0.106	0.103
5級地	0.104	0.104	0.101
6級地	0.101	0.101	0.098
7級地	0.099	0.099	0.096
無級地	0.097	0.097	0.094

6 清掃費	人口	密度補正Ⅰ		
		その団体の人口密度が450人以上のもの		
		その団体の密度		1.00
		その団体の人口密度が450人に満たないもの		
		その団体の密度		1.00
		450人に満たない数が150人までの数		0.19
		同上150人を超え300人までの数		−0.06
		同上300人を超え350人までの数		0.02
		同上350人を超え400人までの数		−0.11
		同上400人を超える数		−0.16

普通態容補正（種地）

		A	B
Ⅰの地域			
10種地	a	0.005160	−3.5650
	b	0.005160	−3.5650
9種地		0.000900	0.4820
8種地		0.000980	0.4100

			Ⅱの地域		
			10種地	0.000560	0.4090
			9種地	0.000140	0.8080
			8種地	0.000160	0.7900
			7種地	0.000140	0.8070
			6種地	0.000140	0.8070
			5種地	0.000100	0.8370
			4種地	0.000100	0.8370
			3種地	0.000080	0.8490
			2種地	0.000127	0.8256
			1種地	0.000080	0.8420

普通態容補正（給与差等）

	指定都市	中核市	その他の市町村
1級地	0.110	0.110	0.107
2級地	0.107	0.107	0.104
3級地	0.107	0.107	0.104
4級地	0.104	0.104	0.101
5級地	0.103	0.103	0.100
6級地	0.100	0.100	0.097
7級地	0.098	0.098	0.095
無級地	0.096	0.096	0.093

5 清掃費	人口	密度補正Ⅰ		
		その団体の人口密度が450人以上のもの		
		その団体の密度		1.00
		その団体の人口密度が450人に満たないもの		
		その団体の密度		1.00
		450人に満たない数が150人までの数		0.19
		同上150人を超え300人までの数		−0.09
		同上300人を超え350人までの数		−0.02
		同上350人を超え400人までの数		−0.01
		同上400人を超える数		−0.12

普通態容補正（種地）

		A	B
Ⅰの地域			
10種地	a	0.005160	−3.5700
	b	0.005160	−3.5700
9種地		0.000900	0.4770
8種地		0.000980	0.4050

				7種地	0.000810	0.5545
				6種地	0.001860	−0.2330
				5種地	0.001990	−0.3175
				4種地	0.000850	0.3095
				3種地	0.000290	0.5615
				2種地	0.000507	0.4856
				1種地	0.000580	0.4710
				Ⅱの地域		
				10種地	0.000480	0.8330
				9種地	0.002560	−1.1430
				8種地	0.002060	−0.6930
				7種地	0.001980	−0.6250
				6種地	0.002240	−0.8330
				5種地	0.000880	0.1870
				4種地	0.001500	−0.2470
				3種地	0.000550	0.3230
				2種地	0.000967	0.1146
				1種地	0.000469	0.2889
				普通態容補正（給与差等）		0.201
五	産業経済費	1　農業行政費	農家数	段階補正		
				［略］		
				測定単位の数値が2,500戸に満たないもの		
				その団体の数値		1.00
				2,500戸に満たない数が1,100戸までの数		0.08
				同上1,100戸を超え1,600戸までの数		0.39
				同上1,600戸を超え2,050戸までの数		−0.09
				同上2,050戸を超える数		−0.41
				普通態容補正Ⅰ（給与差等）		
				1　級　地		1.082
				2　級　地		1.066
				3　級　地		1.061
				4　級　地		1.049
				5　級　地		1.042
				6　級　地		1.023
				7　級　地		1.012
				無　級　地		0.998

				7種地	0.000810	0.5495
				6種地	0.001860	−0.2380
				5種地	0.001990	−0.3225
				4種地	0.000850	0.3045
				3種地	0.000290	0.5565
				2種地	0.000507	0.4806
				1種地	0.000580	0.4660
				Ⅱの地域		
				10種地	0.000480	0.8280
				9種地	0.002560	−1.1480
				8種地	0.002060	−0.6980
				7種地	0.001980	−0.6300
				6種地	0.002240	−0.8380
				5種地	0.000880	0.1820
				4種地	0.001500	−0.2520
				3種地	0.000550	0.3180
				2種地	0.000967	0.1096
				1種地	0.000469	0.2839
				普通態容補正（給与差等）		0.206
五	産業経済費	1　農業行政費	農家数	段階補正		
				［同左］		
				測定単位の数値が2,500戸に満たないもの		
				その団体の数値		1.00
				2,500戸に満たない数が1,100戸までの数		0.10
				同上1,100戸を超え1,600戸までの数		0.38
				同上1,600戸を超え2,050戸までの数		−0.10
				同上2,050戸を超える数		−0.43
				普通態容補正Ⅰ（給与差等）		
				1　級　地		1.083
				2　級　地		1.067
				3　級　地		1.062
				4　級　地		1.050
				5　級　地		1.043
				6　級　地		1.024
				7　級　地		1.012
				無　級　地		0.998

		［略］
		寒冷補正（給与差） 4　級　地　0.006 3　級　地　0.008 2　級　地　0.008 1　級　地　0.009 無　級　地　0.000
2　林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	普通態容補正Ⅰ 1　級　地　1.015 2　級　地　1.012 3　級　地　1.011 4　級　地　1.009 5　級　地　1.007 6　級　地　1.004 7　級　地　1.002 無　級　地　1.000
		［略］
3　商工行政費	人口	段階補正 測定単位の数値が100,000人以上のもの 100,000人　1.00 100,000人を超え250,000人までの数　0.74 250,000人を超え400,000人までの数　0.71 400,000人を超え1,000,000人までの数　0.75 1,000,000人を超える数　0.75 測定単位の数値が100,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 100,000人に満たない数が70,000人までの数　0.18 同上70,000人を超え80,000人までの数　0.25 同上80,000人を超え88,000人までの数　−0.25 同上88,000人を超え92,000人までの数　−0.29 同上92,000人を超える数　−0.42
		［略］
		普通態容補正（給与差等） 中小企業支援市　計量市　その他の市町村 1級地　0.649　0.615　0.556 2級地　0.633　0.599　0.542 3級地　0.627　0.594　0.537

		［同左］
		寒冷補正（給与差） 4　級　地　0.007 3　級　地　0.008 2　級　地　0.008 1　級　地　0.010 無　級　地　0.000
2　林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	普通態容補正Ⅰ 1　級　地　1.017 2　級　地　1.013 3　級　地　1.012 4　級　地　1.010 5　級　地　1.009 6　級　地　1.005 7　級　地　1.003 無　級　地　1.000
		［同左］
3　商工行政費	人口	段階補正 測定単位の数値が100,000人以上のもの 100,000人　1.00 100,000人を超え250,000人までの数　0.74 250,000人を超え400,000人までの数　0.70 400,000人を超え1,000,000人までの数　0.75 1,000,000人を超える数　0.75 測定単位の数値が100,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 100,000人に満たない数が70,000人までの数　0.18 同上70,000人を超え80,000人までの数　0.25 同上80,000人を超え88,000人までの数　−0.25 同上88,000人を超え92,000人までの数　−0.29 同上92,000人を超える数　−0.43
		［同左］
		普通態容補正（給与差等） 中小企業支援市　計量市　その他の市町村 1級地　0.649　0.615　0.556 2級地　0.633　0.599　0.542 3級地　0.628　0.595　0.538

			４級地	0.616	0.583	0.527
			５級地	0.609	0.576	0.521
			６級地	0.589	0.557	0.504
			７級地	0.577	0.546	0.494
			無級地	0.563	0.533	0.482
六　総務費	１　徴税費	世帯数	段階補正			
			測定単位の数値が44,000世帯以上のもの			
			44,000世帯			1.00
			44,000世帯を超え127,000世帯までの数			0.48
			127,000世帯を超え377,000世帯までの数			0.56
			377,000世帯を超える数			0.57
			測定単位の数値が44,000世帯に満たないもの			
			その団体の数値			1.00
			44,000世帯に満たない数が30,500世帯までの数			0.11
			同上30,500世帯を超え40,900世帯までの数			0.16
			同上40,900世帯を超える数			−0.68
			密度補正			
			［略］			
			その団体の人口密度が450人に満たないもの			
			その団体の密度			1.00
			450人に満たない数が150人までの数			0.20
			同上150人を超え300人までの数			0.02
			同上300人を超え350人までの数			−0.05
			同上350人を超え400人までの数			−0.24
			同上400人を超える数			−0.35
			［略］			
	２　戸籍住民基本台帳費	戸籍数	段階補正			
			測定単位の数値が41,000籍以上のもの			
			41,000籍			1.00
			41,000籍を超え58,000籍までの数			0.85
			58,000籍を超え119,000籍までの数			0.83
			119,000籍を超え357,000籍までの数			0.73
			357,000籍を超える数			0.77
			測定単位の数値が41,000籍に満たないもの			
			その団体の数値			1.00
			41,000籍に満たない数が17,200籍までの数			0.11
			同上17,200籍を超え29,100籍までの数			−0.04

			４級地	0.616	0.583	0.527
			５級地	0.609	0.576	0.521
			６級地	0.589	0.557	0.504
			７級地	0.577	0.546	0.494
			無級地	0.563	0.533	0.482
六　総務費	１　徴税費	世帯数	段階補正			
			測定単位の数値が44,000世帯以上のもの			
			44,000世帯			1.00
			44,000世帯を超え127,000世帯までの数			0.48
			127,000世帯を超え377,000世帯までの数			0.57
			377,000世帯を超える数			0.58
			測定単位の数値が44,000世帯に満たないもの			
			その団体の数値			1.00
			44,000世帯に満たない数が30,500世帯までの数			0.12
			同上30,500世帯を超え40,900世帯までの数			0.13
			同上40,900世帯を超える数			−0.68
			密度補正			
			［同左］			
			その団体の人口密度が450人に満たないもの			
			その団体の密度			1.00
			450人に満たない数が150人までの数			0.20
			同上150人を超え300人までの数			0.01
			同上300人を超え350人までの数			−0.04
			同上350人を超え400人までの数			−0.22
			同上400人を超える数			−0.36
			［同左］			
	２　戸籍住民基本台帳費	戸籍数	段階補正			
			測定単位の数値が41,000籍以上のもの			
			41,000籍			1.00
			41,000籍を超え58,000籍までの数			0.84
			58,000籍を超え119,000籍までの数			0.83
			119,000籍を超え357,000籍までの数			0.72
			357,000籍を超える数			0.77
			測定単位の数値が41,000籍に満たないもの			
			その団体の数値			1.00
			41,000籍に満たない数が17,200籍までの数			0.10
			同上17,200籍を超え29,100籍までの数			−0.03

		同上29,100籍を超え35,200籍までの数	0.00
		同上35,200籍を超え37,400籍までの数	−0.02
		同上37,400籍を超える数	−0.28
		密度補正	
		［略］	
		その団体の人口密度が400人に満たないもの	
		その団体の密度	1.00
		400人に満たない数が100人までの数	0.12
		同上100人を超え200人までの数	0.03
		同上200人を超え250人までの数	0.01
		同上250人を超え300人までの数	−0.06
		同上300人を超え350人までの数	−0.10
		同上350人を超える数	−0.13
		［略］	
	世帯数	段階補正	
		測定単位の数値が44,000世帯以上のもの	
		44,000世帯	1.00
		44,000世帯を超え63,000世帯までの数	0.62
		63,000世帯を超え127,000世帯までの数	0.74
		127,000世帯を超え377,000世帯までの数	0.64
		377,000世帯を超える数	0.58
		測定単位の数値が44,000世帯に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		44,000世帯に満たない数が19,000世帯までの数	0.27
		同上19,000世帯を超え30,500世帯までの数	0.25
		同上30,500世帯を超え38,900世帯までの数	−0.36
		同上38,900世帯を超え40,900世帯までの数	−0.35
		同上40,900世帯を超える数	−0.68
		密度補正	
		［略］	
		その団体の人口密度が400人に満たないもの	
		その団体の密度	1.00
		400人に満たない数が100人までの数	0.13
		同上100人を超え200人までの数	0.04
		同上200人を超え250人までの数	−0.02
		同上250人を超え300人までの数	−0.06
		同上300人を超え350人までの数	−0.11
		同上350人を超える数	−0.14
		［略］	

		同上29,100籍を超え35,200籍までの数	0.01
		同上35,200籍を超え37,400籍までの数	−0.03
		同上37,400籍を超える数	−0.28
		密度補正	
		［同左］	
		その団体の人口密度が400人に満たないもの	
		その団体の密度	1.00
		400人に満たない数が100人までの数	0.11
		同上100人を超え200人までの数	0.04
		同上200人を超え250人までの数	−0.01
		同上250人を超え300人までの数	−0.04
		同上300人を超え350人までの数	−0.10
		同上350人を超える数	−0.14
		［同左］	
	世帯数	段階補正	
		測定単位の数値が44,000世帯以上のもの	
		44,000世帯	1.00
		44,000世帯を超え63,000世帯までの数	0.64
		63,000世帯を超え127,000世帯までの数	0.74
		127,000世帯を超え377,000世帯までの数	0.64
		377,000世帯を超える数	0.59
		測定単位の数値が44,000世帯に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		44,000世帯に満たない数が19,000世帯までの数	0.27
		同上19,000世帯を超え30,500世帯までの数	0.23
		同上30,500世帯を超え38,900世帯までの数	−0.34
		同上38,900世帯を超え40,900世帯までの数	−0.33
		同上40,900世帯を超える数	−0.67
		密度補正	
		［同左］	
		その団体の人口密度が400人に満たないもの	
		その団体の密度	1.00
		400人に満たない数が100人までの数	0.13
		同上100人を超え200人までの数	0.04
		同上200人を超え250人までの数	−0.01
		同上250人を超え300人までの数	−0.07
		同上300人を超え350人までの数	−0.11
		同上350人を超える数	−0.13
		［同左］	

3　地域振興費	人口	段階補正Ⅰ 測定単位の数値が100,000人以上のもの 100,000人 100,000人を超え250,000人までの数 250,000人を超え400,000人までの数 400,000人を超え1,000,000人までの数 1,000,000人を超える数 測定単位の数値が100,000人に満たないもの その団体の数値 100,000人に満たない数が70,000人までの数 同上70,000人を超え80,000人までの数 同上80,000人を超え88,000人までの数 同上88,000人を超え92,000人までの数 同上92,000人を超え96,000人までの数 同上96,000人を超える数	 1.00 0.75 0.67 0.52 0.53 1.00 0.11 0.14 0.17 0.16 −0.46 −1.67
		段階補正Ⅱ 測定単位の数値が100,000人以上のもの 100,000人 100,000人を超え250,000人までの数 250,000人を超え400,000人までの数 400,000人を超え1,000,000人までの数 1,000,000人を超える数 測定単位の数値が100,000人に満たないもの その団体の数値 100,000人に満たない数が70,000人までの数 同上70,000人を超え80,000人までの数 同上80,000人を超え88,000人までの数 同上88,000人を超え92,000人までの数 同上92,000人を超え96,000人までの数 同上96,000人を超える数	 1.00 0.56 0.53 0.39 0.33 1.00 0.24 0.34 0.23 −0.01 −0.50 −0.90
		［略］	
		普通態容補正Ⅰ（種地） Ⅰの地域 10種地 a 10種地 b ９種地 ８種地	A 0.040020 0.062580 0.027020 0.014300	B −18.4380 −50.3300 −16.5480 −5.1000

3　地域振興費	人口	段階補正Ⅰ 測定単位の数値が100,000人以上のもの 100,000人 100,000人を超え250,000人までの数 250,000人を超え400,000人までの数 400,000人を超え1,000,000人までの数 1,000,000人を超える数 測定単位の数値が100,000人に満たないもの その団体の数値 100,000人に満たない数が70,000人までの数 同上70,000人を超え80,000人までの数 同上80,000人を超え88,000人までの数 同上88,000人を超え92,000人までの数 同上92,000人を超え96,000人までの数 同上96,000人を超える数	 1.00 0.75 0.66 0.52 0.52 1.00 0.11 0.14 0.17 0.15 −0.45 −1.67
		段階補正Ⅱ 測定単位の数値が100,000人以上のもの 100,000人 100,000人を超え250,000人までの数 250,000人を超え400,000人までの数 400,000人を超え1,000,000人までの数 1,000,000人を超える数 測定単位の数値が100,000人に満たないもの その団体の数値 100,000人に満たない数が70,000人までの数 同上70,000人を超え80,000人までの数 同上80,000人を超え88,000人までの数 同上88,000人を超え92,000人までの数 同上92,000人を超え96,000人までの数 同上96,000人を超える数	 1.00 0.54 0.54 0.39 0.34 1.00 0.22 0.34 0.24 0.02 −0.47 −0.87
		［同左］	
		普通態容補正Ⅰ（種地） Ⅰの地域 10種地 a 10種地 b ９種地 ８種地	A 0.039480 0.062120 0.027080 0.014200	B −18.3030 −50.0260 −16.7380 −5.1460

7種地 a	0.013580	−4.4880
7種地 b	0.006500	−2.9560
6種地 a	0.016870	−6.9555
6種地 b	0.005980	−2.5660
5種地	0.006860	−3.1380
4種地	0.006350	−2.8575
3種地	0.001990	−0.8955
2種地	0.002067	−0.9224
1種地	0.002030	−0.9150
Ⅱの地域		
10種地	0.004100	−2.9590
9種地	0.003900	−2.7690
8種地	0.001940	−1.0050
7種地	0.003120	−2.0080
6種地	0.003180	−2.0560
5種地	0.001500	−0.7960
4種地	0.003940	−2.5040
3種地	0.002590	−1.6940
2種地	0.002980	−1.8890
1種地	0.001646	−1.4221

普通態容補正Ⅰ（給与差等）	
1級地	1.743
2級地	1.408
3級地	1.293
4級地	1.051
5級地	0.900
6級地	0.496
7級地	0.254
無級地	−0.035

普通態容補正Ⅱ	A	B
Ⅰの地域		
10種地	0.000420	−0.1230
9種地	0.000260	0.0290
8種地	0.000320	−0.0250

7種地 a	0.013330	−4.4065
7種地 b	0.006410	−2.9185
6種地 a	0.016550	−6.8215
6種地 b	0.005900	−2.5360
5種地	0.006740	−3.0820
4種地	0.006250	−2.8125
3種地	0.001970	−0.8865
2種地	0.002027	−0.9064
1種地	0.001990	−0.8990
Ⅱの地域		
10種地	0.004000	−2.8820
9種地	0.003820	−2.7110
8種地	0.001920	−1.0010
7種地	0.003060	−1.9700
6種地	0.003140	−2.0340
5種地	0.001480	−0.7890
4種地	0.003870	−2.4620
3種地	0.002560	−1.6760
2種地	0.002920	−1.8560
1種地	0.001617	−1.4000

普通態容補正Ⅰ（給与差等）	
1級地	1.743
2級地	1.408
3級地	1.304
4級地	1.050
5級地	0.900
6級地	0.496
7級地	0.254
無級地	−0.035

普通態容補正Ⅱ	A	B
Ⅰの地域		
10種地	0.000400	−0.1060
9種地	0.000240	0.0460
8種地	0.000320	−0.0260

7種地	指定都市	0.000210	0.0685
	中核市	0.000190	0.0795
	施行時特例市	0.000200	0.0670
	その他の市町村	0.000190	0.0595
6種地	指定都市	0.000140	0.1210
	中核市	0.000140	0.1170
	施行時特例市	0.000140	0.1120
	その他の市町村	0.000150	0.0895
5種地	中核市	0.000140	0.1170
	施行時特例市	0.000140	0.1120
	その他の市町村	0.000130	0.1025
4種地	中核市	0.000230	0.0675
	施行時特例市	0.000230	0.0625
	その他の市町村	0.000240	0.0420
3種地		0.000110	0.1005
2種地		0.000100	0.1040
1種地		0.000180	0.0880
Ⅱの地域			
10種地	中核市	0.000320	−0.0710
	施行時特例市	0.000320	−0.0760
	その他の市町村	0.000320	−0.0920
9種地	中核市	0.000320	−0.0710
	施行時特例市	0.000340	−0.0950
	その他の市町村	0.000320	−0.0920
8種地	中核市	0.000180	0.0550
	施行時特例市	0.000160	0.0670
	その他の市町村	0.000180	0.0340
7種地	中核市	0.000100	0.1230
	施行時特例市	0.000100	0.1180
	その他の市町村	0.000100	0.1020
6種地		0.000080	0.1180
5種地		0.000100	0.1030
4種地		0.000160	0.0610
3種地		0.000140	0.0730
2種地		0.000133	0.0765
1種地		0.000246	0.0370

7種地	指定都市	0.000190	0.0845
	中核市	0.000170	0.0955
	施行時特例市	0.000180	0.0830
	その他の市町村	0.000170	0.0755
6種地	指定都市	0.000150	0.1145
	中核市	0.000150	0.1105
	施行時特例市	0.000150	0.1055
	その他の市町村	0.000160	0.0830
5種地	中核市	0.000140	0.1170
	施行時特例市	0.000140	0.1120
	その他の市町村	0.000130	0.1025
4種地	中核市	0.000230	0.0675
	施行時特例市	0.000230	0.0625
	その他の市町村	0.000240	0.0420
3種地		0.000110	0.1005
2種地		0.000100	0.1040
1種地		0.000180	0.0880
Ⅱの地域			
10種地	中核市	0.000300	−0.0520
	施行時特例市	0.000300	−0.0570
	その他の市町村	0.000300	−0.0730
9種地	中核市	0.000320	−0.0710
	施行時特例市	0.000340	−0.0950
	その他の市町村	0.000320	−0.0920
8種地	中核市	0.000200	0.0370
	施行時特例市	0.000180	0.0490
	その他の市町村	0.000200	0.0160
7種地	中核市	0.000080	0.1390
	施行時特例市	0.000080	0.1340
	その他の市町村	0.000080	0.1180
6種地		0.000100	0.1020
5種地		0.000080	0.1170
4種地		0.000160	0.0610
3種地		0.000140	0.0730
2種地		0.000133	0.0765
1種地		0.000246	0.0370

普通態容補正Ⅲ

１　級地による補正率　ア

	離島市町村	その他
６級地	16.977	3.793
５級地	14.219	2.953
４級地	11.346	2.093
３級地	8.521	1.242
２級地	6.486	0.624
１級地	5.725	0.387

備考　「離島市町村」とは当該市町村の全域又は当該市町村役場の所在地が都道府県庁所在地と海で隔てられた市町村をいう。以下同じ。

２　人口段階による補正率

［略］

測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.02
同上70,000人を超え80,000人までの数	0.42
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.80
同上88,000人を超え96,000人までの数	0.19
同上96,000人を超え98,000人までの数	−1.59
同上98,000人を超える数	−4.97

３　級地による補正率　イ

	離島市町村	その他
６級地	4.162	1.601
５級地	3.254	1.252
４級地	2.324	0.894
３級地	1.411	0.543
２級地	0.688	0.265
１級地	0.383	0.147

［略］

寒冷補正

	給与差	寒冷度	積雪度
４　級　地	0.189	0.528	0.376
３　級　地	0.236	0.373	0.257
２　級　地	0.243	0.265	0.122
１　級　地	0.276	0.166	0.064
無　級　地	0.000	0.000	0.000

普通態容補正Ⅲ

１　級地による補正率　ア

	離島市町村	その他
６級地	16.843	3.739
５級地	14.118	2.911
４級地	11.283	2.064
３級地	8.492	1.225
２級地	6.480	0.615
１級地	5.729	0.382

備考　「離島市町村」とは当該市町村の全域又は当該市町村役場の所在地が都道府県庁所在地と海で隔てられた市町村をいう。以下同じ。

２　人口段階による補正率

［同左］

測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.02
同上70,000人を超え80,000人までの数	0.42
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.80
同上88,000人を超え96,000人までの数	0.19
同上96,000人を超え98,000人までの数	−1.59
同上98,000人を超える数	−4.96

３　級地による補正率　イ

	離島市町村	その他
６級地	4.178	1.607
５級地	3.267	1.256
４級地	2.333	0.897
３級地	1.416	0.545
２級地	0.690	0.266
１級地	0.385	0.148

［同左］

寒冷補正

	給与差	寒冷度	積雪度
４　級　地	0.188	0.508	0.355
３　級　地	0.235	0.359	0.242
２　級　地	0.242	0.255	0.115
１　級　地	0.274	0.161	0.060
無　級　地	0.000	0.000	0.000

		人口急減補正 人口段階による補正率 A　B 4,000人までの数　1.15　8,660 4,000人を超え8,000人までの数　1.15　8,660 8,000人を超え12,000人までの数　1.05　9,460 12,000人を超え20,000人までの数　0.88　11,500 20,000人を超え30,000人までの数　1.00　9,100 30,000人を超え100,000人までの数　0.87　13,000 100,000人を超え250,000人までの数　0.71　29,000 250,000人を超え400,000人までの数　0.69　34,000 400,000人を超え1,000,000人までの数　0.63　58,000 1,000,000人を超える数　0.62　68,000
	面積	［略］
		普通態容補正（面積） 1　級　地　0.076 2　級　地　0.062 3　級　地　0.057 4　級　地　0.046 5　級　地　0.039 6　級　地　0.022 7　級　地　0.011 無　級　地　−0.002
		［略］
［七　略］	［略］	［略］
八　補正予算債償還費	［略］	［略］
	平成16年度から令和５年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 (1)　平成16年度補正予算債 ア　平成16年度市町村95.0％分　1.900 イ　平成16年度市町村60.0％分　1.200 ウ　平成16年度市町村50.0％分　1.000 (2)　平成17年度補正予算債 ア　平成17年度市町村60.0％分 (ｱ)　平成17年度市場公募都市に係るもの　1.106 (ｲ)　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.800 イ　平成17年度市町村50.0％分 (ｱ)　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.923 (ｲ)　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.668

		人口急減補正 人口段階による補正率 A　B 4,000人までの数　1.10　8,940 4,000人を超え8,000人までの数　1.10　8,940 8,000人を超え12,000人までの数　1.06　9,260 12,000人を超え20,000人までの数　0.89　11,300 20,000人を超え30,000人までの数　1.00　9,100 30,000人を超え100,000人までの数　0.87　13,000 100,000人を超え250,000人までの数　0.71　29,000 250,000人を超え400,000人までの数　0.68　36,500 400,000人を超え1,000,000人までの数　0.63　56,500 1,000,000人を超える数　0.62　66,500
	面積	［同左］
		普通態容補正（面積） 1　級　地　0.076 2　級　地　0.061 3　級　地　0.057 4　級　地　0.046 5　級　地　0.039 6　級　地　0.022 7　級　地　0.011 無　級　地　−0.002
		［同左］
［七　同左］	［同左］	［同左］
八　補正予算債償還費	［同左］	［同左］
	平成16年度から令和４年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 (1)　平成16年度補正予算債 ア　平成16年度市町村95.0％分　1.900 イ　平成16年度市町村60.0％分　1.200 ウ　平成16年度市町村50.0％分　1.000 (2)　平成17年度補正予算債 ア　平成17年度市町村60.0％分 (ｱ)　平成17年度市場公募都市に係るもの　1.039 (ｲ)　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.752 イ　平成17年度市町村50.0％分 (ｱ)　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.867 (ｲ)　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.627

⑶　平成18年度補正予算債

ア　平成18年度市町村60.0％分

(ｱ)　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.918

(ｲ)　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.506

イ　平成18年度市町村50.0％分

(ｱ)　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.767

(ｲ)　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.424

⑷　平成19年度補正予算債

ア　平成19年度市町村60.0％分

(ｱ)　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.924

(ｲ)　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.518

イ　平成19年度市町村50.0％分

(ｱ)　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.770

(ｲ)　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.433

⑸　平成20年度補正予算債

ア　平成20年度市町村60.0％分

(ｱ)　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.964

(ｲ)　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.147

イ　平成20年度市町村50.0％分

(ｱ)　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.803

(ｲ)　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.956

⑹　平成21年度補正予算債

ア　平成21年度市町村60.0％分

(ｱ)　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.979

(ｲ)　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.150

イ　平成21年度市町村50.0％分

(ｱ)　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.816

(ｲ)　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.958

⑶　平成18年度補正予算債

ア　平成18年度市町村60.0％分

(ｱ)　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.921

(ｲ)　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.506

イ　平成18年度市町村50.0％分

(ｱ)　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.767

(ｲ)　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.424

⑷　平成19年度補正予算債

ア　平成19年度市町村60.0％分

(ｱ)　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.924

(ｲ)　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.518

イ　平成19年度市町村50.0％分

(ｱ)　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.773

(ｲ)　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.433

⑸　平成20年度補正予算債

ア　平成20年度市町村60.0％分

(ｱ)　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.965

(ｲ)　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.148

イ　平成20年度市町村50.0％分

(ｱ)　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.804

(ｲ)　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.957

⑹　平成21年度補正予算債

ア　平成21年度市町村60.0％分

(ｱ)　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.979

(ｲ)　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.151

イ　平成21年度市町村50.0％分

(ｱ)　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.816

(ｲ)　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.959

(7)　平成22年度補正予算債
ア　平成22年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.961
(ｲ)　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.146
イ　平成22年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.801
(ｲ)　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.955
ウ　平成22年度市町村45.0％分
(ｱ)　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.720
(ｲ)　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.860
(8)　平成23年度補正予算債
ア　平成23年度市町村80.0％分
(ｱ)　平成23年度市場公募都市に係るもの　1.237
(ｲ)　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.502
イ　平成23年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.773
(ｲ)　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.939
(9)　平成24年度補正予算債
ア　平成24年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.939
(ｲ)　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.144
イ　平成24年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.783
(ｲ)　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.954
(10)　平成25年度補正予算債
ア　平成25年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.965
(ｲ)　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.166
イ　平成25年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.804
(ｲ)　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.972

(7)　平成22年度補正予算債
ア　平成22年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.961
(ｲ)　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.148
イ　平成22年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.801
(ｲ)　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.956
ウ　平成22年度市町村45.0％分
(ｱ)　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.721
(ｲ)　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.861
(8)　平成23年度補正予算債
ア　平成23年度市町村80.0％分
(ｱ)　平成23年度市場公募都市に係るもの　1.239
(ｲ)　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.504
イ　平成23年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.774
(ｲ)　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.940
(9)　平成24年度補正予算債
ア　平成24年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.942
(ｲ)　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.149
イ　平成24年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.785
(ｲ)　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.958
(10)　平成25年度補正予算債
ア　平成25年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.964
(ｲ)　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.155
イ　平成25年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.803
(ｲ)　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.964

⑾　平成26年度補正予算債
ア　平成26年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.939
(ｲ)　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.133
イ　平成26年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.782
(ｲ)　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.945
⑿　平成27年度補正予算債
ア　平成27年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.903
(ｲ)　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.103
イ　平成27年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.755
(ｲ)　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.918
⒀　平成28年度補正予算債
ア　平成28年度市町村80.0％分
(ｱ)　平成28年度市場公募都市に係るもの　1.176
(ｲ)　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.464
イ　平成28年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.882
(ｲ)　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.097
ウ　平成28年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.736
(ｲ)　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.915
⒁　平成29年度補正予算債
ア　平成29年度市町村80.0％分
(ｱ)　平成29年度市場公募都市に係るもの　1.170
(ｲ)　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.467
イ　平成29年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.876
(ｲ)　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.100

⑾　平成26年度補正予算債
ア　平成26年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.939
(ｲ)　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.136
イ　平成26年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.785
(ｲ)　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.948
⑿　平成27年度補正予算債
ア　平成27年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.906
(ｲ)　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.103
イ　平成27年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.755
(ｲ)　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.921
⒀　平成28年度補正予算債
ア　平成28年度市町村80.0％分
(ｱ)　平成28年度市場公募都市に係るもの　1.179
(ｲ)　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.467
イ　平成28年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.885
(ｲ)　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.100
ウ　平成28年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.736
(ｲ)　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.918
⒁　平成29年度補正予算債
ア　平成29年度市町村80.0％分
(ｱ)　平成29年度市場公募都市に係るもの　1.170
(ｲ)　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.470
イ　平成29年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.876
(ｲ)　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.103

ウ　平成29年度市町村50.0％分

(ｱ)　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.730

(ｲ)　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.918

⑮　平成30年度補正予算債

ア　平成30年度市町村80.0％分

(ｱ)　平成30年度市場公募都市に係るもの　1.167

(ｲ)　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.465

イ　平成30年度市町村60.0％分

(ｱ)　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.875

(ｲ)　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.098

ウ　平成30年度市町村50.0％分

(ｱ)　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.729

(ｲ)　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.915

⑯　令和元年度補正予算債

ア　令和元年度市町村80.0％分

(ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.147

(ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.453

イ　令和元年度市町村60.0％分

(ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.860

(ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.090

ウ　令和元年度市町村50.0％分

(ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.717

(ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.908

⑰　令和２年度補正予算債

ア　令和２年度市町村80.0％分

(ｱ)　令和２年度市場公募都市に係るもの　1.153

(ｲ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.475

イ　令和２年度市町村72.0％分

(ｱ)　令和２年度市場公募都市に係るもの　1.038

(ｲ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.327

ウ　平成29年度市町村50.0％分

(ｱ)　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.730

(ｲ)　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.918

⑮　平成30年度補正予算債

ア　平成30年度市町村80.0％分

(ｱ)　平成30年度市場公募都市に係るもの　1.169

(ｲ)　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.467

イ　平成30年度市町村60.0％分

(ｱ)　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.877

(ｲ)　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.100

ウ　平成30年度市町村50.0％分

(ｱ)　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.731

(ｲ)　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.917

⑯　令和元年度補正予算債

ア　令和元年度市町村80.0％分

(ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.148

(ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.455

イ　令和元年度市町村60.0％分

(ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.861

(ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.091

ウ　令和元年度市町村50.0％分

(ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.718

(ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.909

⑰　令和２年度補正予算債

ア　令和２年度市町村80.0％分

(ｱ)　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.055

(ｲ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.056

イ　令和２年度市町村72.0％分

(ｱ)　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.049

(ｲ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.051

ウ　令和２年度市町村60.0％分
(ｱ)　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.865
(ｲ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.106
エ　令和２年度市町村50.0％分
(ｱ)　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.721
(ｲ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.922
⑱　令和３年度補正予算債
ア　令和３年度市町村60.0％分
(ｱ)　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.055
(ｲ)　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.062
イ　令和３年度市町村50.0％分
(ｱ)　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.046
(ｲ)　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.052
⑲　令和４年度補正予算債
ア　令和４年度市町村72.0％分
(ｱ)　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.151
(ｲ)　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.164
イ　令和４年度市町村60.0％分
(ｱ)　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.125
(ｲ)　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.137
ウ　令和４年度市町村50.0％分
(ｱ)　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.105
(ｲ)　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.114
⑳　令和５年度補正予算債
ア　令和５年度市町村80.0％分
(ｱ)　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.230
(ｲ)　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.242
イ　令和５年度市町村72.0％分
(ｱ)　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.207
(ｲ)　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.218

ウ　令和２年度市町村60.0％分
(ｱ)　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.041
(ｲ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042
エ　令和２年度市町村50.0％分
(ｱ)　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.034
(ｲ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.035
⑱　令和３年度補正予算債
ア　令和３年度市町村60.0％分
(ｱ)　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.055
(ｲ)　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.062
イ　令和３年度市町村50.0％分
(ｱ)　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.046
(ｲ)　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.052
⑲　令和４年度補正予算債
ア　令和４年度市町村72.0％分
(ｱ)　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.151
(ｲ)　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.164
イ　令和４年度市町村60.0％分
(ｱ)　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.125
(ｲ)　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.137
ウ　令和４年度市町村50.0％分
(ｱ)　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.105
(ｲ)　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.114
［新設］

		ウ　令和５年度市町村60.0％分 (ア)　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.172 (イ)　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.181 エ　令和５年度市町村50.0％分 (ア)　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.144 (イ)　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.151
九　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成17年度から令和５年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 ［削る］ (1)　平成17年度減収補塡債 ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　1.000 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 (2)　平成18年度減収補塡債 ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.972 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 (3)　平成19年度減収補塡債 ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.974 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 (4)　平成20年度減収補塡債 ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　1.090 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.523 (5)　平成21年度減収補塡債 ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　1.078 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.520 (6)　平成22年度減収補塡債 ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　1.035 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.529 (7)　平成23年度減収補塡債 ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　1.095 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.539 (8)　平成24年度減収補塡債 ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　1.162 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.599

九　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成15年度及び平成17年度から令和４年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 (1)　平成15年度減収補塡債　1.000 (2)　平成17年度減収補塡債 ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　2.161 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 (3)　平成18年度減収補塡債 ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　2.111 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 (4)　平成19年度減収補塡債 ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　2.117 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 (5)　平成20年度減収補塡債 ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　2.366 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.306 (6)　平成21年度減収補塡債 ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　2.338 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.297 (7)　平成22年度減収補塡債 ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　2.246 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.320 (8)　平成23年度減収補塡債 ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　2.377 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.343 (9)　平成24年度減収補塡債 ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　2.531 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.486

⑼　平成25年度減収補塡債
ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　1.214
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.639
⑽　平成26年度減収補塡債
ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　1.174
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.590
⑾　平成27年度減収補塡債
ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　1.141
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.562
⑿　平成28年度減収補塡債
ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　1.103
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.546
⒀　平成29年度減収補塡債
ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　1.105
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.549
⒁　平成30年度減収補塡債
ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　1.113
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.552
⒂　令和元年度減収補塡債
ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.090
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.539
⒃　令和２年度減収補塡債
ア　従来分並びに拡大分のうち地方消費税の引上げ分、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税に係るもの
(ｱ)　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.573
(ｲ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.562
イ　ア以外のもの
(ｱ)　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.430
(ｲ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.172

⑽　平成25年度減収補塡債
ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　2.628
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.511
⑾　平成26年度減収補塡債
ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　2.556
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.461
⑿　平成27年度減収補塡債
ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　2.483
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.394
⒀　平成28年度減収補塡債
ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　2.394
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.356
⒁　平成29年度減収補塡債
ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　2.394
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.361
⒂　平成30年度減収補塡債
ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　2.417
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.369
⒃　令和元年度減収補塡債
ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　2.364
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.338
⒄　令和２年度減収補塡債
ア　従来分並びに拡大分のうち地方消費税の引上げ分、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税に係るもの
(ｱ)　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.195
(ｲ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.165
イ　ア以外のもの
(ｱ)　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.146
(ｲ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.124

			⑰　令和３年度減収補塡債 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.054 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.067 ⑱　令和４年度減収補塡債 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.152 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.175 ⑲　令和５年度減収補塡債 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.218 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.236
十　財源対策債償還費	平成13年度から令和５年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 (1)　平成13年度財源対策債 義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの　1.691 (2)　平成14年度財源対策債 義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの　0.761 (3)　平成15年度財源対策債 義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの　0.600 (4)　平成16年度財源対策債 ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行を許可されたもの　1.000 イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの　0.395 (5)　平成17年度財源対策債 ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行を許可されたもの (ｱ)　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.864 (ｲ)　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.627 イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの (ｱ)　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.709 (ｲ)　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.382

		⑱　令和３年度減収補塡債 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.116 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.144 ⑲　令和４年度減収補塡債 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.329 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.378 ［新設］
十　財源対策債償還費	平成13年度から令和４年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 (1)　平成13年度財源対策債 義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの　1.641 (2)　平成14年度財源対策債 義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの　0.738 (3)　平成15年度財源対策債 ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行を許可されたもの　1.000 イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの　0.582 (4)　平成16年度財源対策債 ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行を許可されたもの　0.965 イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの　0.384 (5)　平成17年度財源対策債 ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行を許可されたもの (ｱ)　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.841 (ｲ)　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.609 イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの (ｱ)　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.691 (ｲ)　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.371

⑹　平成18年度財源対策債

ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

㋐　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.767

㋑　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.424

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

㋐　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.721

㋑　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.452

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

㋐　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.130

㋑　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

⑺　平成19年度財源対策債

ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

㋐　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.770

㋑　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.430

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

㋐　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.727

㋑　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.455

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

㋐　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.091

㋑　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

⑻　平成20年度財源対策債

ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

㋐　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.803

㋑　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.956

⑹　平成18年度財源対策債

ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

㋐　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.744

㋑　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.412

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

㋐　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.703

㋑　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.438

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

㋐　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.126

㋑　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

⑺　平成19年度財源対策債

ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

㋐　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.747

㋑　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.418

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

㋐　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.706

㋑　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.441

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

㋐　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.088

㋑　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

⑻　平成20年度財源対策債

ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

㋐　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.780

㋑　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.929

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.742
(ｲ)　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.879
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.102
(ｲ)　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.143
⑼　平成21年度財源対策債
ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.815
(ｲ)　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.958
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.746
(ｲ)　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.871
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成21年度市場公募都市に係るもの　1.252
(ｲ)　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.293
⑽　平成22年度財源対策債
ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.800
(ｲ)　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.939
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.725
(ｲ)　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.865
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成22年度市場公募都市に係るもの　1.240
(ｲ)　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.287

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.721
(ｲ)　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.854
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成20年度市場公募都市に係るもの　1.230
(ｲ)　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.269
⑼　平成21年度財源対策債
ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.792
(ｲ)　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.931
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.725
(ｲ)　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.845
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成21年度市場公募都市に係るもの　1.215
(ｲ)　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.256
⑽　平成22年度財源対策債
ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.776
(ｲ)　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.918
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.704
(ｲ)　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.840
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成22年度市場公募都市に係るもの　1.204
(ｲ)　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.249

⑾　平成23年度財源対策債

ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.773

(ｲ)　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.938

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.729

(ｲ)　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.854

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成23年度市場公募都市に係るもの　1.232

(ｲ)　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.274

⑿　平成24年度財源対策債

ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.783

(ｲ)　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.954

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.756

(ｲ)　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.835

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成24年度市場公募都市に係るもの　1.218

(ｲ)　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.259

⒀　平成25年度財源対策債

ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.804

(ｲ)　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.972

⑾　平成23年度財源対策債

ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.751

(ｲ)　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.912

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.708

(ｲ)　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.830

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成23年度市場公募都市に係るもの　1.196

(ｲ)　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.236

⑿　平成24年度財源対策債

ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.762

(ｲ)　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.929

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.735

(ｲ)　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.812

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成24年度市場公募都市に係るもの　1.182

(ｲ)　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.223

⒀　平成25年度財源対策債

ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.779

(ｲ)　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.935

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.747

(ｲ)　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.806

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成25年度市場公募都市に係るもの　1.188

(ｲ)　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.224

⑭　平成26年度財源対策債

ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.762

(ｲ)　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.921

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.732

(ｲ)　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.785

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成26年度市場公募都市に係るもの　1.115

(ｲ)　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.176

⑮　平成27年度財源対策債

ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.732

(ｲ)　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.891

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.676

(ｲ)　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.776

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成27年度市場公募都市に係るもの　1.168

(ｲ)　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.194

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.769

(ｲ)　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.834

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成25年度市場公募都市に係るもの　1.223

(ｲ)　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.263

⑭　平成26年度財源対策債

ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.782

(ｲ)　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.945

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.752

(ｲ)　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.806

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成26年度市場公募都市に係るもの　1.145

(ｲ)　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.212

⑮　平成27年度財源対策債

ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.752

(ｲ)　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.918

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.697

(ｲ)　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.797

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成27年度市場公募都市に係るもの　1.203

(ｲ)　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.230

⑯　平成28年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.736
(ｲ)　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.915
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.697
(ｲ)　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.812
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成28年度市場公募都市に係るもの　1.191
(ｲ)　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.230
⑰　平成29年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.730
(ｲ)　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.915
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.694
(ｲ)　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.818
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成29年度市場公募都市に係るもの　1.161
(ｲ)　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.212
⑱　平成30年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.729
(ｲ)　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.915
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.690
(ｲ)　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.816

⑯　平成28年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.715
(ｲ)　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.888
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.679
(ｲ)　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.788
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成28年度市場公募都市に係るもの　1.159
(ｲ)　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.194
⑰　平成29年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.709
(ｲ)　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.891
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.676
(ｲ)　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.794
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成29年度市場公募都市に係るもの　1.126
(ｲ)　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.176
⑱　平成30年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.709
(ｲ)　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.890
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.671
(ｲ)　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.793

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成30年度市場公募都市に係るもの　1.129

(ｲ)　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.188

⑲　令和元年度財源対策債

ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.717

(ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.908

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.679

(ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.811

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.834

(ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.907

⑳　令和２年度財源対策債

ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.721

(ｲ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.922

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.677

(ｲ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.825

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.841

(ｲ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.922

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成30年度市場公募都市に係るもの　1.096

(ｲ)　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.154

⑲　令和元年度財源対策債

ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.696

(ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.883

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.660

(ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.787

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.810

(ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.881

⑳　令和２年度財源対策債

ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.033

(ｲ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.034

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.044

(ｲ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.044

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.040

(ｲ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.040

⑵1　令和３年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.046
(ｲ)　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.052
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.068
(ｲ)　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.071
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.065
(ｲ)　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.067
⑵2　令和４年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.105
(ｲ)　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.114
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.138
(ｲ)　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.143
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.128
(ｲ)　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.131
⑵3　令和５年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.143
(ｲ)　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.151
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.175
(ｲ)　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.179

⑵1　令和３年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.045
(ｲ)　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.050
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.066
(ｲ)　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.069
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.063
(ｲ)　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.065
⑵2　令和４年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.101
(ｲ)　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.110
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.134
(ｲ)　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.139
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.125
(ｲ)　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.127
［新設］

		ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの (ｱ)　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.169 (ｲ)　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.171	
十一　減税補塡債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成６年度から平成８年度まで及び平成16年度から平成18年度までの各年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正 (1)　平成６年度減税補塡債　0.837 (2)　平成７年度減税補塡債　0.837 (3)　平成８年度減税補塡債　1.673 ［削る］ (4)　平成16年度減税補塡債 ア　平成16年度市場公募都市に係るもの　1.000 イ　平成16年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.032 (5)　平成17年度減税補塡債 ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.645 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.020 (6)　平成18年度減税補塡債 ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.632 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.985	
十二　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成16年度から令和５年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正 ［削る］ (1)　平成16年度臨時財政対策債 ア　平成16年度市場公募都市に係るもの　1.000 イ　平成16年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.787 (2)　平成17年度臨時財政対策債 ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.645 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.857	

十一　減税補塡債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成６年度から平成８年度まで及び平成15年度から平成18年度までの各年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正 (1)　平成６年度減税補塡債　0.840 (2)　平成７年度減税補塡債　0.840 (3)　平成８年度減税補塡債　1.682 (4)　平成15年度減税補塡債 ア　平成15年度市場公募都市に係るもの　1.000 イ　平成15年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.053 (5)　平成16年度減税補塡債 ア　平成16年度市場公募都市に係るもの　1.012 イ　平成16年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.032 (6)　平成17年度減税補塡債 ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.648 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.020 (7)　平成18年度減税補塡債 ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.633 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.987	
十二　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成15年度から令和４年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正 (1)　平成15年度臨時財政対策債 ア　平成15年度市場公募都市に係るもの　1.000 イ　平成15年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.735 (2)　平成16年度臨時財政対策債 ア　平成16年度市場公募都市に係るもの　1.012 イ　平成16年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.813 (3)　平成17年度臨時財政対策債 ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.648 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.857	

(3)　平成18年度臨時財政対策債
ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.632
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.773
(4)　平成19年度臨時財政対策債
ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.633
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.785
(5)　平成20年度臨時財政対策債
ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.708
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.022
(6)　平成21年度臨時財政対策債
ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.739
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.032
(7)　平成22年度臨時財政対策債
ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.761
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.042
(8)　平成23年度臨時財政対策債
ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.779
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.019
(9)　平成24年度臨時財政対策債
ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.819
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.032
(10)　平成25年度臨時財政対策債
ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.838
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.046
(11)　平成26年度臨時財政対策債
ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.772
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.025
(12)　平成27年度臨時財政対策債
ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.728
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.993

(4)　平成18年度臨時財政対策債
ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.633
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.773
(5)　平成19年度臨時財政対策債
ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.635
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.785
(6)　平成20年度臨時財政対策債
ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.710
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.022
(7)　平成21年度臨時財政対策債
ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.739
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.032
(8)　平成22年度臨時財政対策債
ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.762
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.042
(9)　平成23年度臨時財政対策債
ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.780
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.019
(10)　平成24年度臨時財政対策債
ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.822
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.033
(11)　平成25年度臨時財政対策債
ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.835
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.037
(12)　平成26年度臨時財政対策債
ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.773
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.025
(13)　平成27年度臨時財政対策債
ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.730
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.995

		⑿　平成28年度臨時財政対策債 ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.715 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.987 ⒀　平成29年度臨時財政対策債 ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.718 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.985 ⒁　平成30年度臨時財政対策債 ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.722 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.984 ⒂　令和元年度臨時財政対策債 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.702 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.982 ⒃　令和２年度臨時財政対策債 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.685 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.990 ⒄　令和３年度臨時財政対策債 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.026 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030 ⒅　令和４年度臨時財政対策債 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.098 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.093 ⒆　令和５年度臨時財政対策債 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.141 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.135
十三　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成25年度から令和５年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施	種別補正 ⑴　平成25年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 ア　全国防災事業債分 ㋐　平成25年度市場公募都市に係るもの　1.000 ㋑　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.004

		⑿　平成28年度臨時財政対策債 ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.717 イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.987 ⒀　平成29年度臨時財政対策債 ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.718 イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.985 ⒁　平成30年度臨時財政対策債 ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.723 イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.984 ⒂　令和元年度臨時財政対策債 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.703 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.983 ⒃　令和２年度臨時財政対策債 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.032 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.013 ⒄　令和３年度臨時財政対策債 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.026 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030 ⒅　令和４年度臨時財政対策債 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.098 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.093 ［新設］
十三　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成25年度から令和４年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施	種別補正 ⑴　平成25年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 ア　全国防災事業債分 ㋐　平成25年度市場公募都市に係るもの　1.000 ㋑　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.004

策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	イ　緊急防災・減災事業債分	
	㋐　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.757
	㋑　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.902
	(2)　平成26年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	
	ア　全国防災事業債分	
	㋐　平成26年度市場公募都市に係るもの	0.988
	㋑　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.988
	イ　緊急防災・減災事業債分	
	㋐　平成26年度市場公募都市に係るもの	0.735
	㋑　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.877
	(3)　平成27年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	
	ア　全国防災事業債分	
	㋐　平成27年度市場公募都市に係るもの	0.942
	㋑　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.942
	イ　緊急防災・減災事業債分	
	㋐　平成27年度市場公募都市に係るもの	0.708
	㋑　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.852
	(4)　平成28年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	
	緊急防災・減災事業債分	
	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの	0.698
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.852
	(5)　平成29年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	
	緊急防災・減災事業債分	
	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	0.696
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.850
	(6)　平成30年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	
	緊急防災・減災事業債分	
	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	0.696
	イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.849

策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	イ　緊急防災・減災事業債分	
	㋐　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.756
	㋑　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.894
	(2)　平成26年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	
	ア　全国防災事業債分	
	㋐　平成26年度市場公募都市に係るもの	0.988
	㋑　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.988
	イ　緊急防災・減災事業債分	
	㋐　平成26年度市場公募都市に係るもの	0.735
	㋑　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.879
	(3)　平成27年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	
	ア　全国防災事業債分	
	㋐　平成27年度市場公募都市に係るもの	0.942
	㋑　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.942
	イ　緊急防災・減災事業債分	
	㋐　平成27年度市場公募都市に係るもの	0.712
	㋑　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.856
	(4)　平成28年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	
	緊急防災・減災事業債分	
	ア　平成28年度市場公募都市に係るもの	0.698
	イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.854
	(5)　平成29年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	
	緊急防災・減災事業債分	
	ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	0.696
	イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.852
	(6)　平成30年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	
	緊急防災・減災事業債分	
	ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	0.398
	イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.551

		⑺　令和元年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.393 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.550 ⑻　令和２年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.390 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.566 ⑼　令和３年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.053 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.057 ⑽　令和４年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.107 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.115 ⑾　令和５年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.144 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.150
十四　国土強靱化施策債償還費	令和元年度から令和５年度までの各年度において国土強靱化施策等に要する費	種別補正 令和元年度国土強靱化施策債 ⑴　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費 ア　市町村60.0％分 ㋐　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.000 ㋑　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.190

		⑺　令和元年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.394 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.551 ⑻　令和２年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.040 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.041 ⑼　令和３年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.053 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.057 ⑽　令和４年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.107 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.115 ［新設］
十四　国土強靱化施策債償還費	令和元年度から令和４年度までの各年度において国土強靱化施策等に要する費	種別補正 令和元年度国土強靱化施策債 ⑴　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費 ア　市町村60.0％分 ㋐　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.000 ㋑　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.191

用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	イ　市町村50.0％分	
	㋐　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.830
	㋑　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.992
	(2)　緊急自然災害防止対策事業債償還費	
	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.758
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.059
	令和２年度国土強靱化施策債	
	(1)　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費	
	ア　市町村60.0％分	
	㋐　令和２年度市場公募都市に係るもの	1.000
	㋑　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.197
	イ　市町村50.0％分	
	㋐　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.834
	㋑　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.998
	(2)　緊急自然災害防止対策事業債償還費	
	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.751
	イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.090
	令和３年度国土強靱化施策債	
	(1)　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費	
	ア　市町村60.0％分	
	㋐　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.046
	㋑　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.144
	イ　市町村50.0％分	
	㋐　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.039
	㋑　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.120
	(2)　緊急自然災害防止対策事業債償還費	
	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.114
	イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.121
	令和４年度国土強靱化施策債	
	(1)　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費	
	ア　市町村60.0％分	
	㋐　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.241
	㋑　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.241

用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	イ　市町村50.0％分	
	㋐　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.831
	㋑　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.993
	(2)　緊急自然災害防止対策事業債償還費	
	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.759
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.060
	令和２年度国土強靱化施策債	
	(1)　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費	
	ア　市町村60.0％分	
	㋐　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.068
	㋑　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.069
	イ　市町村50.0％分	
	㋐　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.057
	㋑　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.057
	(2)　緊急自然災害防止対策事業債償還費	
	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.076
	イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.078
	令和３年度国土強靱化施策債	
	(1)　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費	
	ア　市町村60.0％分	
	㋐　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.046
	㋑　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.144
	イ　市町村50.0％分	
	㋐　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.039
	㋑　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.120
	(2)　緊急自然災害防止対策事業債償還費	
	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.114
	イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.121
	令和４年度国土強靱化施策債	
	(1)　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費	
	ア　市町村60.0％分	
	㋐　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.241
	㋑　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.241

イ　市町村50.0％分
(ｱ)　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.201
(ｲ)　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.201
(2)　緊急自然災害防止対策事業債償還費
ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.221
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.234
令和５年度国土強靱化施策債
(1)　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費
ア　市町村60.0％分
(ｱ)　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.270
(ｲ)　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.296
イ　市町村50.0％分
(ｱ)　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.225
(ｲ)　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.247
(2)　緊急自然災害防止対策事業債償還費
ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.293
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.303

(3)　補正係数の連乗又は加算の方法

経費の種類		測定単位	補正率等
地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正係数の連乗又は加算の方法
都道府県	［一・二略］	［略］	［略］

イ　市町村50.0％分
(ｱ)　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.201
(ｲ)　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.201
(2)　緊急自然災害防止対策事業債償還費
ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.221
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.234

(3)　補正係数の連乗又は加算の方法

経費の種類		測定単位	補正率等
地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正係数の連乗又は加算の方法
都道府県	［一・二同左］	［同左］	［同左］

	三　厚生労働費	［1　略］ 2　社会福祉費 ［3　略］ 4　こども子育て費 5　［略］	［略］ 人口 ［略］ 十八歳以下人口 ［略］	［略］ 段階補正係数×普通態容補正係数＋（密度補正係数－1） ［略］ 段階補正係数×普通態容補正係数＋（密度補正Ⅰ係数－1）＋（密度補正Ⅱ係数－1）＋（事業費補正係数－1）＋経常態容補正係数 ［略］
	［四　略］	［略］	［略］	［略］
	五　総務費	1　地域振興費	人口	（段階補正Ⅰ係数×（普通態容補正Ⅰ係数＋寒冷補正係数））×0.5417＋（普通態容補正Ⅱ係数－1）＋（密度補正Ⅰ係数－1）＋（投資補正係数－1）＋（事業費補正係数－1）＋（人口急減補正係数－1）＋段階補正Ⅱ係数×0.4583
市町村	［一・二　略］	［略］	［略］	［略］
	三　教育費	［1～3　略］ 4　その他の教育費	［略］ 人口	［略］ 段階補正係数×（密度補正Ⅰ係数＋密度補正Ⅲ係数－1）×普通態容補正Ⅰ係数＋（密度補正Ⅱ係数－1）＋（投資補正Ⅱ係数－1）＋（普通態容補正Ⅱ係数－1）
	四　厚生費	［1　略］ 2　社会福祉費 ［3　略］ 4　こども子育て費 5・6　［略］	［略］ 人口 ［略］ 十八歳以下人口 ［略］	［略］ 段階補正係数×普通態容補正係数＋（密度補正係数－1）＋（事業費補正係数－1） ［略］ 段階補正係数×普通態容補正Ⅰ係数＋（密度補正Ⅰ係数－1）＋（密度補正Ⅱ係数－1）＋（密度補正Ⅲ係数－1）＋（密度補正Ⅳ係数－1）＋（事業費補正係数－1）＋（普通態容補正Ⅱ係数－1）＋経常態容補正係数 ［略］
	［五　略］	［略］	［略］	［略］

	三　厚生労働費	［1　同左］ 2　社会福祉費 ［3　同左］ ［新設］ 4　［同左］	［同左］ 人口 ［同左］ ［同左］	［同左］ 段階補正係数×普通態容補正係数＋（密度補正係数－1）＋（事業費補正係数－1） ［同左］ ［同左］
	［四　同左］	［同左］	［同左］	［同左］
	五　総務費	1　地域振興費	人口	（段階補正Ⅰ係数×（普通態容補正Ⅰ係数＋寒冷補正係数））×0.5615＋（普通態容補正Ⅱ係数－1）＋（密度補正Ⅰ係数－1）＋（投資補正係数－1）＋（事業費補正係数－1）＋（人口急減補正係数－1）＋段階補正Ⅱ係数×0.4385
市町村	［一・二　同左］	［同左］	［同左］	［同左］
	三　教育費	［1～3　同左］ 4　その他の教育費	［同左］ 人口	［同左］ 段階補正係数×（密度補正Ⅰ係数＋密度補正Ⅳ係数－1）×普通態容補正Ⅰ係数＋（密度補正Ⅱ係数－1）＋（密度補正Ⅲ係数－1）＋（投資補正Ⅱ係数－1）＋（普通態容補正Ⅱ係数－1）
	四　厚生費	［1　同左］ 2　社会福祉費 ［3　同左］ ［新設］ 4・5　［同左］	［同左］ 人口 ［同左］ ［同左］	［同左］ 段階補正係数×普通態容補正Ⅰ係数＋（密度補正係数－1）＋（事業費補正係数－1）＋（普通態容補正Ⅱ係数－1） ［同左］ ［同左］
	［五　同左］	［同左］	［同左］	［同左］

六	［1・2　略］	［略］	［略］
総務費	3　地域振興費	人口	（段階補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅰ係数）×0.8043＋（密度補正Ⅰ係数－1）＋（密度補正Ⅲ係数－1）＋（普通態容補正Ⅱ係数）＋（普通態容補正Ⅲ係数－1）＋経常態容補正係数＋（投資補正係数－1）＋（事業費補正係数－1）＋（寒冷補正係数－1）＋（人口急増補正係数－1）＋（人口急減補正係数－1）＋段階補正Ⅱ係数×0.1456＋段階補正Ⅲ係数×密度補正Ⅱ係数×0.0501
		［略］	［略］

⑷　個別算定経費以外のもののうち都道府県分

測定単位	補正率	
人口	段階補正	
	測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
	1,700,000人	1.00
	1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.47
	2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.63
	2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.24
	3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.44
	5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.32
	6,000,000人を超える数	0.27
	測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
	その団体の数値	1.00
	1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	1.06
	同上300,000人を超え600,000人までの数	0.95
	同上600,000人を超え900,000人までの数	0.94
	同上900,000人を超える数	0.94
［略］	［略］	

⑸　個別算定経費以外のもののうち市町村分

測定単位	補正率	
人口	段階補正	
	測定単位の数値が100,000人以上のもの	
	100,000人	1.00
	100,000人を超え250,000人までの数	0.71
	250,000人を超え400,000人までの数	0.66
	400,000人を超え1,000,000人までの数	0.61
	1,000,000人を超える数	0.57

六	［1・2　同左］	［同左］	［同左］
総務費	3　地域振興費	人口	（段階補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅰ係数）×0.7953＋（密度補正Ⅰ係数－1）＋（密度補正Ⅲ係数－1）＋（普通態容補正Ⅱ係数）＋（普通態容補正Ⅲ係数－1）＋経常態容補正係数＋（投資補正係数－1）＋（事業費補正係数－1）＋（寒冷補正係数－1）＋（人口急増補正係数－1）＋（人口急減補正係数－1）＋段階補正Ⅱ係数×0.1544＋段階補正Ⅲ係数×密度補正Ⅱ係数×0.0503
		［同左］	［同左］

⑷　個別算定経費以外のもののうち都道府県分

測定単位	補正率	
人口	段階補正	
	測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
	1,700,000人	1.00
	1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.57
	2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.66
	2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.24
	3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.45
	5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.33
	6,000,000人を超える数	0.27
	測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
	その団体の数値	1.00
	1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.88
	同上300,000人を超え600,000人までの数	0.97
	同上600,000人を超え900,000人までの数	0.95
	同上900,000人を超える数	0.94
［同左］	［同左］	

⑸　個別算定経費以外のもののうち市町村分

測定単位	補正率	
人口	段階補正	
	測定単位の数値が100,000人以上のもの	
	100,000人	1.00
	100,000人を超え250,000人までの数	0.72
	250,000人を超え400,000人までの数	0.64
	400,000人を超え1,000,000人までの数	0.61
	1,000,000人を超える数	0.57

	測定単位の数値が100,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 100,000人に満たない数が70,000人までの数　0.14 同上70,000人を超え80,000人までの数　−0.07 同上80,000人を超え88,000人までの数　0.27 同上88,000人を超え92,000人までの数　0.28 同上92,000人を超え96,000人までの数　−0.50 同上96,000人を超え98,000人までの数　−1.56 同上98,000人を超え99,500人までの数　−2.08 同上99,500人を超える数　−2.77
［略］	［略］

別表第二

(1)　段階補正係数及び普通態容補正係数に用いる数値の補正率（第８条、第10条関係）

経費の種類	地域区分	率
その他の教育費のうち人口を測定単位とするもの	指定都市の区域	0.912
	中核市の区域	0.954
	その他の区域	1.000
社会福祉費	指定都市の区域	0.944
	中核市の区域	0.962
	福祉事務所設置町村の区域	0.998
	その他の区域	1.000
衛生費	指定都市の区域	0.709
	中核市の区域	0.879
	特別区及び保健所設置市の区域	0.884
	その他の区域	1.000
こども子育て費	指定都市の区域	0.747
	児童相談所設置中核市の区域	0.750
	中核市の区域	0.975

	測定単位の数値が100,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 100,000人に満たない数が70,000人までの数　0.14 同上70,000人を超え80,000人までの数　−0.05 同上80,000人を超え88,000人までの数　0.23 同上88,000人を超え92,000人までの数　0.23 同上92,000人を超え96,000人までの数　−0.33 同上96,000人を超え98,000人までの数　−1.62 同上98,000人を超え99,500人までの数　−2.16 同上99,500人を超える数　−2.87
［同左］	［同左］

別表第二

(1)　段階補正係数及び普通態容補正係数に用いる数値の補正率（第８条、第10条関係）

経費の種類	地域区分	率
その他の教育費のうち人口を測定単位とするもの	指定都市の区域	0.942
	中核市の区域	0.972
	その他の区域	1.000
社会福祉費	指定都市の区域	0.800
	児童相談所設置中核市の区域	0.807
	中核市の区域	0.968
	福祉事務所設置町村の区域	0.997
	その他の区域	1.000
衛生費	指定都市の区域	0.713
	中核市の区域	0.880
	特別区及び保健所設置市の区域	0.886
	その他の区域	1.000

第明治三十二種郵便物認可　三十一年三月二十五日

第明治三十種郵便物認可

	福祉事務所設置町村の区域	0.997
	その他の区域	1.000
高齢者保健福祉費のうち六十五歳以上人口を測定単位とするもの	指定都市の区域	0.962
	中核市の区域	0.962
	その他の区域	1.000
商工行政費	中小企業支援市の区域	0.981
	その他の区域	1.000

(2)　段階補正係数に係る率（第８条関係）

経費の種類	測定単位	率
消防費	人口	3.045
その他の土木費	人口	2.970
その他の教育費	人口	2.435
社会福祉費	人口	1.530
保健衛生費	人口	2.910
こども子育て費	十八歳以下人口	1.556
高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	1.601
農業行政費	農家数	2.860
商工行政費	人口	3.565
徴税費	世帯数	4.591
戸籍住民基本台帳費	戸籍数	1.611
	世帯数	3.853

別表第二の二

被生活保護者数に係る率（第９条関係）

区分		率
生活保護	生活扶助	0.0886
	住宅扶助	0.0534
	教育扶助	0.0137
	医療扶助（入院）	1.3647
	医療扶助（入院外）	0.0736
	介護扶助	0.0368
	その他の扶助	0.0673

別表第二の三

被生活保護者数に係る率（第９条関係）

区分		率
生活保護	生活扶助	0.0833
	住宅扶助	0.0499
	教育扶助	0.0136

高齢者保健福祉費のうち六十五歳以上人口を測定単位とするもの	指定都市の区域	0.961
	中核市の区域	0.962
	その他の区域	1.000
商工行政費	中小企業支援市の区域	0.981
	その他の区域	1.000

(2)　段階補正係数に係る率（第８条関係）

経費の種類	測定単位	率
消防費	人口	3.045
その他の土木費	人口	3.000
その他の教育費	人口	2.090
社会福祉費	人口	1.395
保健衛生費	人口	3.010
高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	1.601
農業行政費	農家数	2.860
商工行政費	人口	3.555
徴税費	世帯数	4.584
戸籍住民基本台帳費	戸籍数	1.598
	世帯数	3.852

別表第二の二

被生活保護者数に係る率（第９条関係）

区分		率
生活保護	生活扶助	0.0881
	住宅扶助	0.0531
	教育扶助	0.0136
	医療扶助（入院）	1.4277
	医療扶助（入院外）	0.0742
	介護扶助	0.0374
	その他の扶助	0.0603

別表第二の三

被生活保護者数に係る率（第９条関係）

区分		率
生活保護	生活扶助	0.0833
	住宅扶助	0.0503
	教育扶助	0.0137

	医療扶助（入院）	1.4297
	医療扶助（入院外）	0.0759
	介護扶助	0.0353
	その他の扶助	0.0560

別表第二の四

被生活保護者数に係る率（第９条関係）

区分		率
生活保護	生活扶助	0.0881
	住宅扶助	0.0531
	教育扶助	0.0136
	医療扶助（入院）	1.4277
	医療扶助（入院外）	0.0742
	介護扶助	0.0374
	その他の扶助	0.0603

別表第二の五

被生活保護者数に係る率（第９条関係）

都道府県	率
北海道	0.888
青森	0.887
岩手	0.888
宮城	0.897
秋田	0.886
山形	0.886
福島	0.887
茨城	0.900
栃木	0.895
群馬	0.896
埼玉	0.923
千葉	0.919
東京	1.018
神奈川	0.922
新潟	0.891
富山	0.892
石川	0.896

	医療扶助（入院）	1.4327
	医療扶助（入院外）	0.0772
	介護扶助	0.0369
	その他の扶助	0.0538

別表第二の四

被生活保護者数に係る率（第９条関係）

区分		率
生活保護	生活扶助	0.0877
	住宅扶助	0.0532
	教育扶助	0.0138
	医療扶助（入院）	1.4612
	医療扶助（入院外）	0.0757
	介護扶助	0.0380
	その他の扶助	0.0582

別表第二の五

被生活保護者数に係る率（第９条関係）

都道府県	率
北海道	0.888
青森	0.886
岩手	0.887
宮城	0.897
秋田	0.886
山形	0.886
福島	0.886
茨城	0.899
栃木	0.893
群馬	0.896
埼玉	0.923
千葉	0.921
東京	1.018
神奈川	0.922
新潟	0.891
富山	0.891
石川	0.894

福　　井	0.889
山　　梨	0.891
長　　野	0.887
岐　　阜	0.897
静　　岡	0.901
愛　　知	0.926
三　　重	0.903
滋　　賀	0.892
京　　都	0.926
大　　阪	0.946
兵　　庫	0.910
奈　　良	0.936
和 歌 山	0.885
鳥　　取	0.895
島　　根	0.898
岡　　山	0.889
広　　島	0.913
山　　口	0.904
徳　　島	0.887
香　　川	0.887
愛　　媛	0.888
高　　知	0.886
福　　岡	0.905
佐　　賀	0.895
長　　崎	0.892
熊　　本	0.891
大　　分	0.895
宮　　崎	0.886
鹿 児 島	0.886
沖　　縄	0.896

別表第三の三

市町村分の「その他の土木費」の普通態容補正のうち建築主事を置くことに伴う権能差補正の適用を受ける市町村（第11条関係）

都道府県名	建　築　主　事　設　置　市	限定特定行政庁設置市町村
［略］	［略］	［略］
静岡県	富士宮市　焼津市	三島市　島田市　磐田市　掛川市　藤枝市　御殿場市　袋井市　裾野市　湖西市
［略］	［略］	［略］

福　　井	0.888
山　　梨	0.887
長　　野	0.887
岐　　阜	0.897
静　　岡	0.901
愛　　知	0.926
三　　重	0.903
滋　　賀	0.892
京　　都	0.925
大　　阪	0.946
兵　　庫	0.912
奈　　良	0.942
和 歌 山	0.885
鳥　　取	0.895
島　　根	0.896
岡　　山	0.889
広　　島	0.912
山　　口	0.904
徳　　島	0.887
香　　川	0.887
愛　　媛	0.888
高　　知	0.886
福　　岡	0.904
佐　　賀	0.895
長　　崎	0.888
熊　　本	0.891
大　　分	0.894
宮　　崎	0.886
鹿 児 島	0.886
沖　　縄	0.897

別表第三の三

市町村分の「その他の土木費」の普通態容補正のうち建築主事を置くことに伴う権能差補正の適用を受ける市町村（第11条関係）

都道府県名	建　築　主　事　設　置　市	限定特定行政庁設置市町村
［同左］	［同左］	［同左］
静岡県	富士宮市　焼津市	三島市　伊東市　島田市　磐田市　掛川市　藤枝市　御殿場市　袋井市　裾野市　湖西市
［同左］	［同左］	［同左］

別表第三の五

「下水道費」の投資補正中有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費に係る乗率（第12条関係）

⑴　法適用事業分及び統合前法適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗　率
70未満	0.80
70以上141未満	0.85
141以上	0.95

⑵　法非適用事業分及び統合前法非適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗　率
70未満	0.80
70以上282未満	0.85
282以上	0.95

別表第三の六

都道府県の「道路橋りよう費」の投資補正に係る指定都市を包括する道府県ごとの乗率（第12条関係）

都道府県	乗　率
北海道	1.011
宮城	1.051
埼玉	1.042
千葉	1.024
神奈川	1.261
新潟	1.057
静岡	1.224
愛知	1.038
京都	1.114
大阪	1.135
兵庫	1.037
岡山	1.085
広島	1.057
福岡	1.090
熊本	1.053

別表第三の五

「下水道費」の投資補正中有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費に係る乗率（第12条関係）

⑴　法適用事業分及び統合前法適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗　率
72未満	0.80
72以上144未満	0.85
144以上	0.95

⑵　法非適用事業分及び統合前法非適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗　率
72未満	0.80
72以上288未満	0.85
288以上	0.95

別表第三の六

都道府県の「道路橋りよう費」の投資補正に係る指定都市を包括する道府県ごとの乗率（第12条関係）

都道府県	乗　率
北海道	1.011
宮城	1.051
埼玉	1.042
千葉	1.022
神奈川	1.257
新潟	1.056
静岡	1.221
愛知	1.038
京都	1.113
大阪	1.132
兵庫	1.037
岡山	1.084
広島	1.056
福岡	1.088
熊本	1.052

別表第三の八

(1)　都道府県の「地域振興費」の投資補正に係る空港関係地方団体ごとの乗率（第12条関係）

空港関係 都道府県	乗　率
北海道	0.12737
青森	0.21232
岩手	0.12603
宮城	0.02106
秋田	0.37595
山形	0.19491
福島	0.03481
茨城	0.00000
千葉	0.01678
東京	0.03292
新潟	0.00598
富山	0.10241
石川	0.04402
福井	0.00000
長野	0.03729
静岡	0.03138
愛知	0.04312
大阪	0.16006
兵庫	0.18944
和歌山	0.06555
鳥取	0.14121
島根	0.68985
岡山	0.16779
広島	0.01664
山口	0.08637
徳島	0.00000
香川	0.03812
愛媛	0.25799
高知	0.03281
福岡	0.57432
佐賀	0.06616
長崎	0.05559

別表第三の八

(1)　都道府県の「地域振興費」の投資補正に係る空港関係地方団体ごとの乗率（第12条関係）

空港関係 都道府県	乗　率
北海道	0.14717
青森	0.23943
岩手	0.14212
宮城	0.02803
秋田	0.34822
山形	0.21456
福島	0.02680
茨城	0.00095
千葉	0.01881
東京	0.02883
新潟	0.00520
富山	0.10004
石川	0.04974
福井	0.00233
長野	0.04948
静岡	0.03524
愛知	0.05321
大阪	0.17275
兵庫	0.18816
和歌山	0.07747
鳥取	0.14236
島根	0.79694
岡山	0.15936
広島	0.01604
山口	0.08636
徳島	0.00445
香川	0.04054
愛媛	0.29259
高知	0.02773
福岡	0.59561
佐賀	0.07052
長崎	0.04842

熊本	0.04315
大分	0.01057
宮崎	0.37409
鹿児島	0.14915
沖縄	0.63100

(2)　市町村の「地域振興費」の投資補正に係る空港関係地方団体ごとの乗率（第12条関係）

都道府県	空港関係市町村	乗率
北海道	札幌市	0.00000
	函館市	0.16195
	旭川市	0.84186
	釧路市	0.16365
	帯広市	2.05011
	苫小牧市	0.73846
	稚内市	0.40939
	紋別市	0.00000
	千歳市	6.15312
	奥尻町	0.00000
	東神楽町	3.42412
	礼文町	0.00000
	利尻富士町	0.00000
	美幌町	0.00000
	大空町	7.17241
	白糠町	1.90191
	中標津町	0.62160
青森県	青森市	0.22196
	三沢市	0.00000
岩手県	花巻市	0.37868
宮城県	名取市	0.88432
	岩沼市	1.52447
秋田県	秋田市	0.19203
	北秋田市	0.55723
山形県	鶴岡市	0.00000
	酒田市	0.16686
	天童市	0.00000
	東根市	0.79343

熊本	0.03899
大分	0.01383
宮崎	0.49771
鹿児島	0.16900
沖縄	0.71033

(2)　市町村の「地域振興費」の投資補正に係る空港関係地方団体ごとの乗率（第12条関係）

都道府県	空港関係市町村	乗率
北海道	札幌市	0.00063
	函館市	0.19308
	旭川市	1.10039
	釧路市	0.21199
	帯広市	2.58740
	苫小牧市	0.83160
	稚内市	0.21103
	紋別市	0.11639
	千歳市	6.69522
	奥尻町	0.13718
	東神楽町	4.47531
	礼文町	0.00000
	利尻富士町	0.86290
	美幌町	0.01231
	大空町	8.77032
	白糠町	1.50657
	中標津町	0.24663
青森県	青森市	0.25790
	三沢市	0.06753
岩手県	花巻市	0.50473
宮城県	名取市	1.22800
	岩沼市	1.88097
秋田県	秋田市	0.20629
	北秋田市	0.45226
山形県	鶴岡市	0.01532
	酒田市	0.19128
	天童市	0.00219
	東根市	0.79030

福島県	須賀川市	0.00000
	玉川村	0.00000
茨城県	小美玉市	0.00000
千葉県	成田市	1.74653
	多古町	0.00000
	芝山町	5.23211
東京都	特別区	0.09706
	三鷹市	0.00000
	調布市	0.00000
	大島町	0.00000
	新島村	0.00000
	神津島村	0.00000
	三宅村	0.00000
	八丈町	1.74523
神奈川県	川崎市	0.00000
新潟県	新潟市	0.03969
	佐渡市	0.00000
富山県	富山市	0.03824
石川県	小松市	0.15915
	輪島市	0.00000
	穴水町	0.00000
	能登町	0.00000
福井県	坂井市	0.00000
長野県	松本市	0.06266
	塩尻市	0.00000
静岡県	島田市	0.00000
	牧之原市	0.41340
愛知県	名古屋市	0.00000
	春日井市	0.00000
	常滑市	2.14107
	小牧市	0.10497
	豊山町	2.98929

福島県	須賀川市	0.08837
	玉川村	1.30885
茨城県	小美玉市	0.15259
千葉県	成田市	1.95829
	多古町	0.03972
	芝山町	4.67871
東京都	特別区	0.08590
	三鷹市	0.00093
	調布市	0.00472
	大島町	0.04351
	新島村	0.10425
	神津島村	0.08393
	三宅村	0.07972
	八丈町	1.62471
神奈川県	川崎市	0.00000
新潟県	新潟市	0.03395
	佐渡市	0.00003
富山県	富山市	0.05887
石川県	小松市	0.07029
	輪島市	0.15477
	穴水町	0.91278
	能登町	0.15182
福井県	坂井市	0.00549
長野県	松本市	0.05986
	塩尻市	0.14392
静岡県	島田市	0.10137
	牧之原市	0.59751
愛知県	名古屋市	0.00002
	春日井市	0.02752
	常滑市	2.23495
	小牧市	0.07410
	豊山町	4.45440

大阪府	大阪市	0.00000
	豊中市	4.68117
	池田市	0.67626
	八尾市	0.00000
	泉佐野市	0.44967
	泉南市	0.85301
	田尻町	7.04325
兵庫県	神戸市	0.39363
	伊丹市	5.73925
	豊岡市	0.00000
	川西市	2.69919
和歌山県	白浜町	0.70077
鳥取県	鳥取市	0.08535
	米子市	0.00000
	境港市	0.00000
島根県	出雲市	2.34782
	益田市	0.00000
	隠岐の島町	0.00000
岡山県	岡山市	0.10034
広島県	三原市	1.34553
山口県	宇部市	0.18113
	岩国市	0.00000
徳島県	松茂町	1.12443
香川県	高松市	0.14025
	綾川町	1.48446
愛媛県	松山市	0.87214
高知県	南国市	1.33124
	香南市	0.00000
福岡県	北九州市	0.03014
	福岡市	2.17542
	大野城市	1.07578
	苅田町	0.00000
佐賀県	佐賀市	0.06787

大阪府	大阪市	0.00000
	豊中市	5.02904
	池田市	0.72770
	八尾市	0.00732
	泉佐野市	0.45313
	泉南市	0.92340
	田尻町	7.10266
兵庫県	神戸市	0.48206
	伊丹市	5.93886
	豊岡市	0.01702
	川西市	2.48415
和歌山県	白浜町	0.81593
鳥取県	鳥取市	0.10009
	米子市	0.00281
	境港市	0.08016
島根県	出雲市	2.55159
	益田市	0.18054
	隠岐の島町	0.19530
岡山県	岡山市	0.09765
広島県	三原市	1.27762
山口県	宇部市	0.17733
	岩国市	0.01352
徳島県	松茂町	0.58718
香川県	高松市	0.15472
	綾川町	1.39058
愛媛県	松山市	0.97975
高知県	南国市	1.09312
	香南市	0.02339
福岡県	北九州市	0.02159
	福岡市	2.24038
	大野城市	1.10105
	苅田町	0.04145
佐賀県	佐賀市	0.05702

長崎県	大村市	0.67430
	対馬市	0.00000
	壱岐市	0.00000
	五島市	0.00000
	小値賀町	0.00000
	新上五島町	0.00000
熊本県	熊本市	0.00000
	天草市	0.00000
	大津町	0.00000
	菊陽町	2.95588
	益城町	0.55982
大分県	豊後大野市	0.00000
	国東市	1.65565
宮崎県	宮崎市	1.28470
鹿児島県	霧島市	1.65591
	奄美市	0.33462
	中種子町	0.00000
	屋久島町	0.00000
	喜界町	0.00000
	天城町	0.00000
	和泊町	0.00000
	与論町	0.00000
沖縄県	那覇市	0.95645
	石垣市	1.49203
	豊見城市	0.26748
	宮古島市	1.62774
	伊江村	0.00000
	座間味村	0.00000
	粟国村	0.00000
	南大東村	0.00000
	北大東村	0.00000
	久米島町	0.00000
	多良間村	0.00000
	竹富町	0.00000
	与那国町	0.00000

長崎県	大村市	0.63454
	対馬市	0.17711
	壱岐市	0.02901
	五島市	0.10656
	小値賀町	0.00153
	新上五島町	0.00014
熊本県	熊本市	0.00000
	天草市	0.02670
	大津町	0.17755
	菊陽町	3.07603
	益城町	0.38023
大分県	豊後大野市	0.00154
	国東市	1.40436
宮崎県	宮崎市	1.69424
鹿児島県	霧島市	1.59424
	奄美市	0.70876
	中種子町	0.37206
	屋久島町	0.19481
	喜界町	0.20850
	天城町	1.12058
	和泊町	0.20833
	与論町	0.21767
沖縄県	那覇市	0.88948
	石垣市	2.03803
	豊見城市	0.14230
	宮古島市	1.94925
	伊江村	0.01452
	座間味村	0.00344
	粟国村	0.01520
	南大東村	1.01099
	北大東村	0.73545
	久米島町	0.58798
	多良間村	0.64118
	竹富町	0.00000
	与那国町	1.03858

別表第三の十

都道府県分の「地域振興費」及び市町村分の「都市計画費」の事業費補正に係る率（第12条関係）

経費の種類	区分		率
地域振興費	第三セクター分		
		平成６年度許可債	0.0126
		平成７年度許可債	0.0129
		平成８年度許可債	0.0129
		平成９年度許可債	0.0132
		平成10年度許可債	0.0132
		平成11年度許可債	0.0135
		平成12年度許可債	0.0132
		平成13年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0135
		平成13年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0225
		平成14年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0129
		平成14年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0194
		平成15年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0141
		平成15年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0211
		平成16年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0162
		平成16年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0243
		平成17年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0166

別表第三の十

都道府県分の「地域振興費」及び市町村分の「都市計画費」の事業費補正に係る率（第12条関係）

経費の種類	区分		率
地域振興費	第三セクター分	平成４年度許可債	0.0048
		平成６年度許可債	0.0132
		平成７年度許可債	0.0132
		平成８年度許可債	0.0132
		平成９年度許可債	0.0135
		平成10年度許可債	0.0135
		平成11年度許可債	0.0138
		平成12年度許可債	0.0135
		平成13年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0138
		平成13年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0230
		平成14年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0129
		平成14年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0194
		平成15年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0162
		平成15年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0243
		平成16年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0162
		平成16年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0243
		平成17年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0166

		平成17年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0249
		平成18年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0158
		平成18年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0237
		平成19年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0158
		平成19年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0237
		平成20年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.01592
		平成20年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.02387
		平成21年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.01532
		平成21年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.02299
		平成22年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.01503
		平成22年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.02255
都市計画費	第三セクター分		
		平成６年度許可債	0.0126
		平成７年度許可債	0.0129
		平成８年度許可債	0.0129
		平成９年度許可債	0.0132
		平成10年度許可債	0.0132
		平成11年度許可債	0.0135
		平成12年度許可債	0.0132
		平成13年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0135

		平成17年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0249
		平成18年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0158
		平成18年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0237
		平成19年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0158
		平成19年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0237
		平成20年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.01593
		平成20年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.02389
		平成21年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.01533
		平成21年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.02300
		平成22年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.01504
		平成22年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.02256
都市計画費	第三セクター分	平成４年度許可債	0.0048
		平成６年度許可債	0.0132
		平成７年度許可債	0.0132
		平成８年度許可債	0.0132
		平成９年度許可債	0.0135
		平成10年度許可債	0.0135
		平成11年度許可債	0.0138
		平成12年度許可債	0.0135
		平成13年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0138

平成13年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0225
平成14年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0129
平成14年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0194
平成15年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0160
平成15年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0239
平成16年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0162
平成16年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0243
平成17年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.0150
平成17年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）その他団体	0.0120
平成17年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.0225
平成17年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）その他団体	0.0180
平成18年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.0147
平成18年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）その他団体	0.0114
平成18年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.0221
平成18年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）その他団体	0.0171
平成19年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.0147
平成19年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）その他団体	0.0108

平成13年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0230
平成14年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0129
平成14年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0194
平成15年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0160
平成15年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0239
平成16年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0162
平成16年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0243
平成17年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.0150
平成17年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）その他団体	0.0120
平成17年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.0225
平成17年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）その他団体	0.0180
平成18年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.0147
平成18年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）その他団体	0.0114
平成18年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.0221
平成18年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）その他団体	0.0171
平成19年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.0147
平成19年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）その他団体	0.0108

	平成19年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.0221
	平成19年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）その他団体	0.0162
	平成20年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.01500
	平成20年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）その他団体	0.01650
	平成20年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.02250
	平成20年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）その他団体	0.02475
	平成21年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.01440
	平成21年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）その他団体	0.01590
	平成21年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.02160
	平成21年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）その他団体	0.02385
	平成22年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.01410
	平成22年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）その他団体	0.01590
	平成22年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.02115
	平成22年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）その他団体	0.02385
公営分		
	平成５年度許可債	0.0096
	平成６年度許可債	0.0192

	平成19年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.0221
	平成19年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）その他団体	0.0162
	平成20年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.01500
	平成20年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）その他団体	0.01650
	平成20年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.02250
	平成20年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）その他団体	0.02475
	平成21年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.01440
	平成21年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）その他団体	0.01620
	平成21年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.02160
	平成21年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）その他団体	0.02430
	平成22年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.01410
	平成22年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）その他団体	0.01590
	平成22年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.02115
	平成22年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）その他団体	0.02385
公営分	平成４年度許可債	0.0096
	平成５年度許可債	0.0252
	平成６年度許可債	0.0270

		平成７年度許可債	0.0258
		平成８年度許可債	0.0342
		平成９年度許可債	0.0318
		平成10年度許可債	0.0312
		平成11年度許可債	0.0318
		平成12年度許可債	0.0300
		平成13年度許可債	0.0318
		平成14年度許可債	0.0212
		平成15年度許可債	0.0239
		平成16年度許可債	0.0243
		平成17年度許可債（市場公募団体に係るもの）	0.0225
		平成17年度許可債（その他の団体に係るもの）	0.0180
		平成18年度同意等債（市場公募団体に係るもの）	0.0221
		平成18年度同意等債（その他の団体に係るもの）	0.0171
		平成19年度同意等債（市場公募団体に係るもの）	0.0221
		平成19年度同意等債（その他の団体に係るもの）	0.0162
		平成20年度同意等債（市場公募団体に係るもの）	0.02250
		平成20年度同意等債（その他の団体に係るもの）	0.02475
		平成21年度同意等債（市場公募団体に係るもの）	0.02160
		平成21年度同意等債（その他の団体に係るもの）	0.02385
		平成22年度同意等債（市場公募団体に係るもの）	0.02115
		平成22年度同意等債（その他の団体に係るもの）	0.02385

別表第三の十三

市町村分の「小学校費」、「中学校費」及び「清掃費」の立替施行に係る乗率（第12条関係）

経費の種類	区分		乗率
小学校費及び中学校費	校舎及び屋体等	昭和51年度から昭和54年度までの各年度及び平成７年度から平成13年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	11.5
		昭和55年度から昭和57年度までの各年度、昭和60年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度において国庫補助金を受け入れたもの	3.1

		平成７年度許可債	0.0372
		平成８年度許可債	0.0342
		平成９年度許可債	0.0318
		平成10年度許可債	0.0312
		平成11年度許可債	0.0318
		平成12年度許可債	0.0300
		平成13年度許可債	0.0318
		平成14年度許可債	0.0212
		平成15年度許可債	0.0239
		平成16年度許可債	0.0243
		平成17年度許可債（市場公募団体に係るもの）	0.0225
		平成17年度許可債（その他の団体に係るもの）	0.0180
		平成18年度同意等債（市場公募団体に係るもの）	0.0221
		平成18年度同意等債（その他の団体に係るもの）	0.0171
		平成19年度同意等債（市場公募団体に係るもの）	0.0221
		平成19年度同意等債（その他の団体に係るもの）	0.0162
		平成20年度同意等債（市場公募団体に係るもの）	0.02250
		平成20年度同意等債（その他の団体に係るもの）	0.02475
		平成21年度同意等債（市場公募団体に係るもの）	0.02160
		平成21年度同意等債（その他の団体に係るもの）	0.02430
		平成22年度同意等債（市場公募団体に係るもの）	0.02115
		平成22年度同意等債（その他の団体に係るもの）	0.02385

別表第三の十三

市町村分の「小学校費」、「中学校費」及び「清掃費」の立替施行に係る乗率（第12条関係）

経費の種類	区分		乗率
小学校費及び中学校費	校舎及び屋体等	昭和51年度から昭和54年度までの各年度及び平成７年度から平成13年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	11.5
		昭和55年度から昭和57年度までの各年度、昭和60年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度において国庫補助金を受け入れたもの	3.1

		昭和58年度及び平成14年度から令和５年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	6.25
		昭和59年度において国庫補助金を受け入れたもの	4.5
		平成４年度及び平成５年度において国庫補助金を受け入れたもの	1.3
	プール	昭和63年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度において国庫補助金を受け入れたもの	1.9
		平成４年度及び平成５年度において国庫補助金を受け入れたもの	1.0
		平成７年度から平成13年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	5.5
		平成14年度から令和５年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	3.25
	用地	昭和51年度において国庫補助金を受け入れたもの	3.9
		昭和52年度において国庫補助金を受け入れたもの	4.8
		昭和53年度において国庫補助金を受け入れたもの	6.7
		昭和54年度から平成10年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	12.4
清掃費		昭和37年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度において国庫補助金を受け入れたもの	2.5
		平成４年度及び平成５年度において国庫補助金を受け入れたもの	1.1
		平成７年度から平成13年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	8.5
		平成14年度から令和５年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	3.75

		昭和58年度及び平成14年度から令和４年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	6.25
		昭和59年度において国庫補助金を受け入れたもの	4.5
		平成４年度及び平成５年度において国庫補助金を受け入れたもの	1.3
	プール	昭和63年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度において国庫補助金を受け入れたもの	1.9
		平成４年度及び平成５年度において国庫補助金を受け入れたもの	1.0
		平成７年度から平成13年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	5.5
		平成14年度から令和４年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	3.25
	用地	昭和51年度において国庫補助金を受け入れたもの	3.9
		昭和52年度において国庫補助金を受け入れたもの	4.8
		昭和53年度において国庫補助金を受け入れたもの	6.7
		昭和54年度から平成10年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	12.4
清掃費		昭和37年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度において国庫補助金を受け入れたもの	2.5
		平成４年度及び平成５年度において国庫補助金を受け入れたもの	1.1
		平成７年度から平成13年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	8.5
		平成14年度から令和４年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	3.75

別表第六

道府県民税所得割に係る単位額補正率（第18条関係）

都道府県	補正率	
	A	B
北海道	0.771	0.520
青森	0.832	0.000
岩手	0.846	0.000
宮城	0.710	0.571
秋田	0.814	0.000
山形	0.855	0.000
福島	0.914	0.000
茨城	1.026	0.000
栃木	1.014	0.000
群馬	0.985	0.000
埼玉	1.003	0.674
千葉	1.076	0.632
東京	1.656	0.000
神奈川	0.862	0.698
新潟	0.700	0.485
富山	0.953	0.000
石川	0.980	0.000
福井	0.952	0.000
山梨	1.012	0.000
長野	0.962	0.000
岐阜	0.990	0.000
静岡	0.805	0.544
愛知	1.000	0.686
三重	1.031	0.000
滋賀	1.052	0.000
京都	0.780	0.604
大阪	0.905	0.579
兵庫	0.987	0.606
奈良	1.082	0.000
和歌山	0.953	0.000
鳥取	0.841	0.000

別表第六

道府県民税所得割に係る単位額補正率（第18条関係）

都道府県	補正率	
	A	B
北海道	0.769	0.519
青森	0.830	0.000
岩手	0.850	0.000
宮城	0.712	0.574
秋田	0.812	0.000
山形	0.848	0.000
福島	0.918	0.000
茨城	1.025	0.000
栃木	1.011	0.000
群馬	0.985	0.000
埼玉	1.007	0.674
千葉	1.074	0.631
東京	1.649	0.000
神奈川	0.861	0.696
新潟	0.699	0.486
富山	0.947	0.000
石川	0.977	0.000
福井	0.952	0.000
山梨	0.995	0.000
長野	0.953	0.000
岐阜	0.991	0.000
静岡	0.804	0.540
愛知	1.002	0.688
三重	1.028	0.000
滋賀	1.066	0.000
京都	0.782	0.609
大阪	0.910	0.585
兵庫	0.986	0.606
奈良	1.082	0.000
和歌山	0.952	0.000
鳥取	0.843	0.000

島　根	0.863	0.000
岡　山	0.757	0.541
広　島	0.788	0.575
山　口	0.956	0.000
徳　島	0.941	0.000
香　川	0.950	0.000
愛　媛	0.928	0.000
高　知	0.878	0.000
福　岡	0.739	0.566
佐　賀	0.876	0.000
長　崎	0.874	0.000
熊　本	0.673	0.512
大　分	0.893	0.000
宮　崎	0.848	0.000
鹿児島	0.864	0.000
沖　縄	0.873	0.000

別表第七

個人事業税に係る率（第19条関係）

都道府県	乗率	
	A	B
北海道	0.970	1.000
青　森	0.847	0.897
岩　手	0.753	0.795
宮　城	0.904	1.038
秋　田	0.766	0.630
山　形	0.714	0.595
福　島	0.760	0.511
茨　城	0.860	0.915
栃　木	0.834	0.887
群　馬	0.765	0.544
埼　玉	1.017	0.901
千　葉	1.096	1.029
東　京	1.392	1.371
神奈川	1.234	0.826
新　潟	0.773	0.746
富　山	0.767	0.695

島　根	0.864	0.000
岡　山	0.756	0.542
広　島	0.789	0.580
山　口	0.988	0.000
徳　島	0.947	0.000
香　川	0.951	0.000
愛　媛	0.926	0.000
高　知	0.884	0.000
福　岡	0.744	0.568
佐　賀	0.871	0.000
長　崎	0.879	0.000
熊　本	0.676	0.514
大　分	0.893	0.000
宮　崎	0.848	0.000
鹿児島	0.870	0.000
沖　縄	0.899	0.000

別表第七

個人事業税に係る率（第19条関係）

都道府県	乗率	
	A	B
北海道	0.814	0.839
青　森	0.807	0.734
岩　手	0.675	0.758
宮　城	0.825	0.829
秋　田	0.693	0.611
山　形	0.661	0.524
福　島	0.742	4.001
茨　城	0.771	0.815
栃　木	0.758	0.759
群　馬	0.687	0.562
埼　玉	1.025	0.885
千　葉	1.135	1.075
東　京	1.448	2.378
神奈川	1.241	0.894
新　潟	0.727	0.629
富　山	0.699	0.659

石　　川	0.800	0.985
福　　井	0.710	0.920
山　　梨	0.779	0.640
長　　野	0.760	0.798
岐　　阜	0.729	0.768
静　　岡	0.822	1.038
愛　　知	0.954	1.072
三　　重	0.783	0.674
滋　　賀	0.820	1.559
京　　都	0.889	0.677
大　　阪	1.020	0.673
兵　　庫	0.900	0.538
奈　　良	0.884	0.995
和　歌　山	0.804	0.819
鳥　　取	0.760	0.870
島　　根	0.779	1.755
岡　　山	0.677	0.610
広　　島	0.813	1.033
山　　口	0.755	2.838
徳　　島	0.711	0.767
香　　川	0.694	0.689
愛　　媛	0.727	0.731
高　　知	0.803	0.666
福　　岡	0.948	0.859
佐　　賀	0.776	0.563
長　　崎	0.761	0.900
熊　　本	0.709	0.962
大　　分	0.787	0.924
宮　　崎	0.792	0.781
鹿　児　島	0.694	0.858
沖　　縄	0.855	2.302

別表第八

道府県たばこ税に係る率（第21条関係）

都道府県	率
北　海　道	0.9866
青　　森	0.9823
岩　　手	0.9774

石　　川	0.705	0.790
福　　井	0.671	0.565
山　　梨	0.712	0.493
長　　野	0.688	0.692
岐　　阜	0.687	0.699
静　　岡	0.756	0.839
愛　　知	0.932	0.954
三　　重	0.706	0.666
滋　　賀	0.766	0.871
京　　都	0.880	0.815
大　　阪	1.076	0.985
兵　　庫	0.882	0.116
奈　　良	0.834	0.831
和　歌　山	0.784	0.503
鳥　　取	0.683	0.596
島　　根	0.719	1.549
岡　　山	0.639	0.595
広　　島	0.763	0.891
山　　口	0.694	1.108
徳　　島	0.650	0.761
香　　川	0.640	0.651
愛　　媛	0.641	2.991
高　　知	0.758	0.450
福　　岡	0.923	0.895
佐　　賀	0.731	0.606
長　　崎	0.736	0.830
熊　　本	0.640	0.735
大　　分	0.734	0.735
宮　　崎	0.757	0.794
鹿　児　島	0.667	0.808
沖　　縄	0.970	2.473

別表第八

道府県たばこ税に係る率（第21条関係）

都道府県	率
北　海　道	0.9859
青　　森	0.9863
岩　　手	0.9789

宮城	0.9858
秋田	0.9754
山形	0.9822
福島	0.9748
茨城	0.9895
栃木	0.9826
群馬	0.9856
埼玉	0.9846
千葉	0.9802
東京	0.9994
神奈川	0.9823
新潟	0.9790
富山	0.9797
石川	0.9791
福井	0.9695
山梨	0.9887
長野	0.9890
岐阜	0.9812
静岡	0.9820
愛知	0.9817
三重	0.9774
滋賀	0.9798
京都	0.9816
大阪	0.9932
兵庫	0.9811
奈良	0.9793
和歌山	0.9762
鳥取	0.9767
島根	0.9693
岡山	0.9826
広島	0.9789
山口	0.9748
徳島	0.9738
香川	0.9800

宮城	0.9817
秋田	0.9812
山形	0.9807
福島	0.9697
茨城	0.9808
栃木	0.9803
群馬	0.9766
埼玉	0.9711
千葉	0.9799
東京	0.9833
神奈川	0.9788
新潟	0.9742
富山	0.9708
石川	0.9731
福井	0.9665
山梨	0.9870
長野	0.9804
岐阜	0.9759
静岡	0.9762
愛知	0.9760
三重	0.9772
滋賀	0.9722
京都	0.9713
大阪	0.9763
兵庫	0.9727
奈良	0.9757
和歌山	0.9710
鳥取	0.9757
島根	0.9718
岡山	0.9732
広島	0.9705
山口	0.9687
徳島	0.9714
香川	0.9685

愛　　媛	0.9812
高　　知	0.9781
福　　岡	0.9922
佐　　賀	0.9841
長　　崎	0.9773
熊　　本	0.9931
大　　分	0.9850
宮　　崎	0.9892
鹿 児 島	0.9880
沖　　縄	1.0057

別表第九

ゴルフ場利用税に係る率（第22条関係）

都道府県	率
北 海 道	0.885
青　　森	0.853
岩　　手	1.005
宮　　城	1.053
秋　　田	0.918
山　　形	0.700
福　　島	0.868
茨　　城	0.950
栃　　木	0.911
群　　馬	0.876
埼　　玉	1.094
千　　葉	1.017
東　　京	1.341
神 奈 川	1.265
新　　潟	0.868
富　　山	1.039
石　　川	1.065
福　　井	1.066
山　　梨	0.907
長　　野	1.037
岐　　阜	0.902

愛　　媛	0.9768
高　　知	0.9776
福　　岡	0.9822
佐　　賀	0.9815
長　　崎	0.9771
熊　　本	0.9844
大　　分	0.9827
宮　　崎	0.9836
鹿 児 島	0.9839
沖　　縄	0.9912

別表第九

ゴルフ場利用税に係る率（第22条関係）

都道府県	率
北 海 道	0.857
青　　森	0.835
岩　　手	0.985
宮　　城	1.057
秋　　田	0.911
山　　形	0.700
福　　島	0.861
茨　　城	0.939
栃　　木	0.902
群　　馬	0.870
埼　　玉	1.079
千　　葉	1.010
東　　京	1.298
神 奈 川	1.232
新　　潟	0.867
富　　山	1.022
石　　川	1.060
福　　井	1.118
山　　梨	0.898
長　　野	1.014
岐　　阜	0.893

静岡	1.250
愛知	1.147
三重	0.970
滋賀	0.978
京都	1.064
大阪	1.313
兵庫	0.990
奈良	1.092
和歌山	0.902
鳥取	0.731
島根	0.789
岡山	0.909
広島	0.821
山口	0.820
徳島	0.954
香川	0.985
愛媛	0.931
高知	0.985
福岡	0.795
佐賀	0.752
長崎	0.829
熊本	0.762
大分	0.710
宮崎	0.764
鹿児島	0.774
沖縄	1.084

別表第十一

軽油引取税及び軽油引取税交付金に係る率（第23条の２、第38条関係）

都道府県及び指定都市	率
北海道	0.987
青森	0.972
岩手	0.960
宮城	0.982
秋田	0.977

静岡	1.242
愛知	1.133
三重	0.962
滋賀	0.974
京都	1.059
大阪	1.288
兵庫	0.979
奈良	1.075
和歌山	0.891
鳥取	0.702
島根	0.782
岡山	0.897
広島	0.837
山口	0.803
徳島	0.935
香川	0.956
愛媛	0.924
高知	0.975
福岡	0.786
佐賀	0.738
長崎	0.816
熊本	0.762
大分	0.708
宮崎	0.746
鹿児島	0.777
沖縄	1.056

別表第十一

軽油引取税及び軽油引取税交付金に係る率（第23条の２、第38条関係）

都道府県及び指定都市	率
北海道	1.013
青森	1.002
岩手	0.954
宮城	0.979
秋田	1.008

都道府県	
山形	0.959
福島	0.945
茨城	1.009
栃木	0.987
群馬	1.010
埼玉	1.015
千葉	1.015
東京	1.020
神奈川	1.013
新潟	0.975
富山	0.992
石川	1.005
福井	0.976
山梨	1.008
長野	0.996
岐阜	0.999
静岡	1.004
愛知	1.016
三重	0.998
滋賀	1.000
京都	1.013
大阪	1.027
兵庫	0.993
奈良	1.002
和歌山	0.986
鳥取	0.997
島根	0.984
岡山	1.004
広島	0.998
山口	0.980
徳島	0.998
香川	1.003
愛媛	0.986
高知	0.980
福岡	1.007
佐賀	1.014
長崎	0.981

都道府県	
山形	0.998
福島	0.937
茨城	1.012
栃木	1.003
群馬	1.005
埼玉	1.018
千葉	1.021
東京	1.023
神奈川	1.015
新潟	0.983
富山	1.010
石川	1.017
福井	0.983
山梨	1.012
長野	1.009
岐阜	1.022
静岡	1.015
愛知	1.023
三重	1.012
滋賀	1.012
京都	1.034
大阪	1.027
兵庫	1.000
奈良	1.008
和歌山	1.042
鳥取	1.005
島根	0.987
岡山	1.010
広島	1.009
山口	0.991
徳島	0.995
香川	1.012
愛媛	0.994
高知	0.979
福岡	1.014
佐賀	0.998
長崎	1.004

	熊本	0.996
	大分	0.997
	宮崎	0.991
	鹿児島	1.002
	沖縄	1.023
指定都市	札幌	0.907
	仙台	0.933
	さいたま	0.940
	千葉	0.967
	横浜	0.973
	川崎	0.966
	相模原	0.973
	新潟	0.949
	静岡	0.999
	浜松	0.993
	名古屋	0.982
	京都	0.918
	大阪	0.985
	堺	0.964
	神戸	0.941
	岡山	0.972
	広島	0.939
	北九州	1.008
	福岡	0.999
	熊本	0.924

別表第十二

⑴　自動車税の環境性能割に係る基準税率補正率（第24条関係）

都道府県	率
北海道	0.888
青森	0.816
岩手	0.926
宮城	0.883
秋田	0.889
山形	0.861

	熊本	1.010
	大分	1.015
	宮崎	0.998
	鹿児島	0.990
	沖縄	1.002
指定都市	札幌	1.008
	仙台	0.976
	さいたま	1.003
	千葉	1.033
	横浜	1.027
	川崎	0.981
	相模原	0.992
	新潟	0.990
	静岡	1.014
	浜松	1.011
	名古屋	1.019
	京都	1.036
	大阪	0.993
	堺	0.994
	神戸	1.002
	岡山	1.009
	広島	1.010
	北九州	1.011
	福岡	0.993
	熊本	1.020

別表第十二

⑴　自動車税の環境性能割に係る基準税率補正率（第24条関係）

都道府県	率
北海道	0.917
青森	0.870
岩手	0.891
宮城	0.876
秋田	0.928
山形	0.841

福島	0.877
茨城	0.913
栃木	0.962
群馬	0.974
埼玉	1.027
千葉	0.992
東京	1.327
神奈川	1.019
新潟	0.904
富山	0.801
石川	0.881
福井	0.926
山梨	0.977
長野	0.907
岐阜	1.069
静岡	1.027
愛知	1.022
三重	0.948
滋賀	0.905
京都	1.036
大阪	1.090
兵庫	1.103
奈良	1.141
和歌山	1.050
鳥取	0.928
島根	0.785
岡山	0.967
広島	0.909
山口	0.935
徳島	0.900
香川	0.891
愛媛	0.939
高知	0.900
福岡	0.997
佐賀	0.884
長崎	0.851
熊本	0.759

福島	0.898
茨城	0.931
栃木	0.941
群馬	0.928
埼玉	1.006
千葉	1.005
東京	1.342
神奈川	1.036
新潟	0.875
富山	0.807
石川	0.902
福井	0.882
山梨	0.991
長野	0.890
岐阜	0.990
静岡	0.946
愛知	1.041
三重	0.959
滋賀	0.915
京都	1.036
大阪	1.102
兵庫	1.123
奈良	1.023
和歌山	1.024
鳥取	0.882
島根	0.820
岡山	0.936
広島	0.925
山口	0.887
徳島	0.907
香川	0.889
愛媛	0.868
高知	0.933
福岡	1.010
佐賀	0.888
長崎	0.857
熊本	0.857

大　分	0.876
宮　崎	0.820
鹿児島	0.921
沖　縄	0.761

⑵　自動車税の種別割に係る基準税率補正率（第24条関係）

都道府県	A	B	C	D
北海道	1.004	0.990	1.067	
青　森	0.968	0.944	1.080	1.098
岩　手	0.983	0.856	1.106	
宮　城	0.991	1.007	1.042	1.409
秋　田	0.982	0.899	1.119	
山　形	0.982	0.966	1.094	
福　島	1.000	1.011	1.057	
茨　城	1.011	1.011	1.053	
栃　木	1.007	1.016	1.048	
群　馬	1.003	0.979	1.030	
埼　玉	1.007	1.031	1.045	1.409
千　葉	0.999	1.052	1.001	0.000
東　京	1.015	1.108	0.353	1.026
神奈川	1.000	1.099	0.985	0.984
新　潟	0.984	0.970	1.073	
富　山	0.981	0.998	1.096	
石　川	0.983	0.897	0.976	
福　井	0.990	0.991	1.065	
山　梨	1.006	1.030	1.060	
長　野	0.996	1.016	1.097	
岐　阜	0.994	0.986	1.058	
静　岡	0.997	0.980	1.053	0.995
愛　知	1.007	1.000	1.067	1.309
三　重	1.001	1.008	1.084	
滋　賀	1.005	0.811	1.096	
京　都	0.995	0.999	0.924	1.260
大　阪	0.994	0.935	0.903	
兵　庫	1.020	1.044	0.998	
奈　良	1.013	1.010	1.087	
和歌山	1.001	0.960	1.071	

大　分	0.884
宮　崎	0.837
鹿児島	0.871
沖　縄	0.693

⑵　自動車税の種別割に係る基準税率補正率（第24条関係）

都道府県	A	B	C	D
北海道	1.003	0.989	1.117	
青　森	0.968	0.944	1.170	1.081
岩　手	0.981	0.859	1.117	
宮　城	0.989	1.011	1.038	
秋　田	0.982	0.902	1.089	
山　形	0.981	0.967	1.042	
福　島	0.998	1.011	1.066	
茨　城	1.010	1.011	1.056	
栃　木	1.006	1.017	1.022	
群　馬	1.003	0.978	1.056	
埼　玉	1.007	1.032	1.046	1.411
千　葉	0.999	1.053	0.988	0.605
東　京	1.016	1.110	0.357	1.013
神奈川	1.002	1.100	0.979	0.968
新　潟	0.983	0.969	1.060	
富　山	0.981	0.997	1.098	
石　川	0.983	0.852	1.082	
福　井	0.990	0.990	1.128	
山　梨	1.006	1.030	1.069	
長　野	0.997	1.016	1.084	
岐　阜	0.994	0.985	1.047	
静　岡	0.997	0.980	0.999	0.998
愛　知	1.007	1.001	1.044	1.209
三　重	1.001	1.008	1.022	
滋　賀	1.006	0.811	1.055	
京　都	0.996	0.998	0.955	1.250
大　阪	0.994	0.936	0.919	
兵　庫	1.020	1.047	1.009	
奈　良	1.014	1.011	1.060	
和歌山	1.001	0.961	1.011	

鳥　取	0.990	0.991	1.125	
島　根	0.972	0.842	1.097	
岡　山	0.990	0.994	1.104	
広　島	0.999	0.992	1.006	1.036
山　口	0.981	0.999	1.074	0.809
徳　島	0.998	0.963	1.111	
香　川	0.997	0.973	1.037	
愛　媛	0.997	0.983	1.109	
高　知	0.982	0.967	1.058	
福　岡	1.007	0.982	0.981	1.409
佐　賀	0.996	0.751	1.023	1.268
長　崎	0.990	0.967	1.021	0.915
熊　本	0.988	0.953	1.087	1.409
大　分	1.002	0.946	1.014	
宮　崎	0.992	0.965	1.072	
鹿児島	0.985	0.955	1.068	
沖　縄	0.989	0.906	0.900	1.021

別表第十三

市町村民税法人税割に係る率（第31条関係）

市　町　村	率
金沢市	0.9
七尾市	0.6
輪島市	0.6
珠洲市	0.6
羽咋市	0.9
かほく市	0.9
津幡町	0.9
内灘町	0.9
志賀町	0.6
宝達志水町	0.9
中能登町	0.9
穴水町	0.6
能登町	0.6

鳥　取	0.989	0.990	1.105	
島　根	0.973	0.840	1.065	
岡　山	0.990	0.994	1.083	
広　島	0.999	0.990	0.998	0.978
山　口	0.981	1.000	1.042	0.799
徳　島	1.000	0.962	1.040	
香　川	0.996	0.973	1.013	
愛　媛	0.997	0.977	1.102	
高　知	0.982	0.966	1.096	
福　岡	1.005	0.983	0.994	1.411
佐　賀	0.994	0.748	1.048	1.270
長　崎	0.990	0.966	1.065	0.890
熊　本	0.992	0.963	1.106	1.411
大　分	1.001	0.945	0.993	
宮　崎	0.991	0.962	1.058	
鹿児島	0.984	0.953	1.036	
沖　縄	0.983	0.901	0.978	1.036

［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和六年度分の普通交付税から適用する。

○総務省令第七十六号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の規定に基づき、地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月二十三日

総務大臣　松本　剛明

地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令

地方特例交付金に関する省令（平成十一年自治省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地方特例交付金の額の算定に用いる資料の提出） **第一条**　都道府県知事は、総務大臣の定める様式によって、当該都道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第三条第二項に規定する住宅借入金等特別税額控除見込額及び法第三条の二第二項に規定する定額減税見込額に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに総務大臣に提出しなければならない。 ２　市町村長及び特別区の長は、総務大臣の定める様式によって、当該市町村又は当該特別区の法第三条第二項に規定する住宅借入金等特別税額控除見込額及び法第三条の二第二項に規定する定額減税見込額に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに都道府県知事に提出しなければならない。 （各地方公共団体に交付すべき住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金の算定方法） **第四条**　［略］ ２　法第三条第二項の規定によって各都道府県及び各市町村に対して交付すべき住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額とする。 算式 Ａ×α 算式の符号 Ａ　住宅借入金等特別税額控除見込額 α　1.0567564 ３　法第三条第二項の場合において、毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金の総額と各都道府県及び各市町村について前項の算式によって算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を前項の算式によって算定した額の最も大きい都道府県又は市町村に交付すべき住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。	（地方特例交付金の額の算定に用いる資料の提出） **第一条**　都道府県知事は、総務大臣の定める様式によって、当該都道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第三条第二項に規定する住宅借入金等特別税額控除見込額に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに総務大臣に提出しなければならない。 ２　市町村長及び特別区の長は、総務大臣の定める様式によって、当該市町村又は当該特別区の法第三条第二項に規定する住宅借入金等特別税額控除見込額に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに都道府県知事に提出しなければならない。 （各地方公共団体に交付すべき地方特例交付金の算定方法） **第四条**　［同上］ ２　法第三条第二項の規定によって各都道府県及び各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、次の算式によって算定した額とする。 算式 Ａ×α 算式の符号 Ａ　住宅借入金等特別税額控除見込額 α　1.0141440 ３　法第三条第二項の場合において、毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の総額と各都道府県及び各市町村について前項の算式によって算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を前項の算式によって算定した額の最も大きい都道府県又は市町村に交付すべき地方特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

（各地方公共団体に交付すべき定額減税減収補塡特例交付金の算定方法）

第四条の二　法第三条の二第二項の総務省令で定める各都道府県及び各市町村の定額減税見込額は、地方税法附則第五条の八及び第五条の十二の規定に基づく当該年度の五月末現在における道府県民税又は市町村民税の特別税額控除額として総務大臣が調査した額（次項において「定額減税見込額」という。）とする。

2　法第三条の二第二項の規定によって各都道府県及び各市町村に対して交付すべき定額減税減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

$$A \times \alpha$$

算式の符号	
A	定額減税見込額
α	1.0412752

3　法第三条の二第二項の場合において、令和六年度分及び令和七年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき定額減税減収補塡特例交付金の総額と各都道府県及び各市町村について前項の算式によって算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を前項の算式によって算定した額の最も大きい都道府県又は市町村に交付すべき定額減税減収補塡特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

（廃置分合又は境界変更があった場合の四月において交付する地方特例交付金の額の算定）

第六条　地方特例交付金の算定期日以前一年以内に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における法第五条第五項の規定による関係地方公共団体に係る前年度の地方特例交付金の額（以下この条において「地方特例交付金の額」という。）は、次の各号に定めるところによる。

［一～三　略］

（交付すべき額の算定に錯誤があった場合の措置）

第八条　［略］

2　前項の場合においては、同項の法第四条第一項の規定により決定し、又は変更する各都道府県及び各市町村に交付すべき額は、法第三条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金総額又は法第三条の二第一項に規定する定額減税減収補塡特例交付金総額から前項の加算すべき額を減額し、又はこれらに同項の減額すべき額を加算して得た額をそれぞれ住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金総額又は定額減税減収補塡特例交付金総額として法第三条第二項又は法第三条の二第二項の規定により算定した各都道府県及び各市町村に交付すべき額に相当する額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該交付すべき額に相当する額から同項の減額すべき額を減額して得た額の合算額とするものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［新設］

（廃置分合又は境界変更があった場合の四月において交付する地方特例交付金の額の算定）

第六条　地方特例交付金の算定期日以前一年以内に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における法第五条第四項の規定による関係地方公共団体に係る前年度の地方特例交付金の額（以下この条において「地方特例交付金の額」という。）は、次の各号に定めるところによる。

［一～三　同上］

（交付すべき額の算定に錯誤があった場合の措置）

第八条　［同上］

2　前項の場合においては、同項の法第四条第一項の規定により決定し、又は変更する各都道府県及び各市町村に交付すべき額は、法第三条第一項に規定する地方特例交付金総額から前項の加算すべき額を減額し、又はこれらに同項の減額すべき額を加算して得た額を地方特例交付金総額として同条第二項の規定により算定した各都道府県及び各市町村に交付すべき額に相当する額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該交付すべき額に相当する額から当該減額すべき額を減額して得た額の合算額とするものとする。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、令和六年度分の地方特例交付金から適用する。

2　令和六年度分の地方特例交付金に限り、富山県、石川県及びこれらの県内の市町村におけるこの省令による改正後の地方特例交付金に関する省令第四条第一項及び第四条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「当該年度の五月末現在における」とあるのは「当該年度分の」と読み替えるものとする。

○総務省令第七十七号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の二第一項の規定に基づき、地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月二十三日

総務大臣　松本　剛明

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第百九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法） **第一条**　地方財政法（以下「法」という。）第三十三条の五の二第一項の額は、道府県にあつては第一号に掲げる額と、市町村にあつては第二号に掲げる額とする。 一　当該道府県の控除前財源不足額（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における同法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額が同法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条及び第三条において同じ。）に当該道府県の次のイからホまでに掲げる数値を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条及び第三条において「補正指数」という。）に別表第一のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・〇二五三を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・七五を超える場合は、〇・七五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九五一四二六を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。） イ　令和五年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ロ～ホ　［略］ ［削る］ 二　当該市町村の控除前財源不足額に当該市町村の補正指数に別表第二のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数（ただし、当該数について、補正指数が一・〇〇の場合に得た数を超える場合は、補正指数が一・〇〇の場合に得た数とする。）に〇・〇二五一を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九四六三九六を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）	（地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法） **第一条**　地方財政法（以下「法」という。）第三十三条の五の二第一項の額は、道府県にあつては第一号に掲げる額と、市町村にあつては第二号に掲げる額とする。 一　当該道府県の控除前財源不足額（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条第三項本文の規定により令和五年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた同法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における同法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額が同法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条及び第三条において同じ。）に当該道府県の次のイからホまでに掲げる数値を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条及び第三条において「補正指数」という。）に別表第一のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・〇五四五を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・七五を超える場合は、〇・七五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九五一五〇五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。） ［新設］ イ～ニ　［同上］ ホ　平成三十年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 二　当該市町村の控除前財源不足額に当該市町村の補正指数に別表第二のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数（ただし、当該数について、補正指数が一・〇〇の場合に得た数を超える場合は、補正指数が一・〇〇の場合に得た数とする。）に〇・〇五四四を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九四二五五四を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）

２　二千三百九十九億三千五百五十万四千円と各道府県について前項第一号に掲げる額の合算額との間に差額があるときは、その差額を同号に掲げる額の最も大きい道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

３　二千百四十四億八千七百七十九万九千円と各市町村について第一項第二号に掲げる額（ただし、合併市町村（普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号。以下「普通交付税省令」という。）第四十八条第一項の規定の適用を受ける市町村をいう。以下同じ。）にあつては次条の規定によつて算定した額とする。）の合算額との間に差額があるときは、その差額を同号の規定により算定した額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

（合併市町村の特例）

第二条　合併市町村に係る法第三十三条の五の二第一項の額は、次の算式によつて算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

Ａ－Ｂ≧０の場合　Ｃ

Ａ－Ｂ＜０の場合　Ｄ

算式の符号

Ａ　当該合併市町村に係る普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Ａに同じ。

Ｂ　当該合併市町村に係る普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Ｂに同じ。

［略］

２　合併関係市町村に係る法第三十三条の五の二第一項の額は、次項に規定する当該合併関係市町村に係る控除前財源不足額に第四項に規定する当該合併関係市町村に係る補正指数に別表第二のＡに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のＢに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数（ただし、当該数について、補正指数が一・〇〇の場合に得た数を超える場合は、補正指数が一・〇〇の場合に得た数とする。）に〇・〇二五一を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九四六三九六を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

２　五千三百十一億千四百八十七万千円と各道府県について前項第一号に掲げる額の合算額との間に差額があるときは、その差額を同号に掲げる額の最も大きい道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

３　四千六百三十四億八千二百二十六万五千円と各市町村について第一項第二号に掲げる額（ただし、合併市町村（普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号。以下「普通交付税省令」という。）第四十八条第一項の規定の適用を受ける市町村をいう。以下同じ。）にあつては次条の規定によつて算定した額とする。）の合算額との間に差額があるときは、その差額を同号の規定により算定した額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

（合併市町村の特例）

第二条　合併市町村に係る法第三十三条の五の二第一項の額は、次の算式によつて算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

Ａ－Ｂ≧０の場合　Ｃ

Ａ－Ｂ＜０の場合　Ｄ

算式の符号

Ａ　当該合併市町村に係る地方交付税法第10条第３項本文の規定により令和５年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Ａに同じ。

Ｂ　当該合併市町村に係る地方交付税法第10条第３項本文の規定により令和５年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Ｂに同じ。

［同左］

２　合併関係市町村に係る法第三十三条の五の二第一項の額は、次項に規定する当該合併関係市町村に係る控除前財源不足額に第四項に規定する当該合併関係市町村に係る補正指数に別表第二のＡに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のＢに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数（ただし、当該数について、補正指数が一・〇〇の場合に得た数を超える場合は、補正指数が一・〇〇の場合に得た数とする。）に〇・〇五四四を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九四二五五四を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

３　合併関係市町村に係る控除前財源不足額は、次の算式によつて算定した額を、合併関係市町村が当該年度の四月一日現在において全てなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ普通交付税省令附則第十九条の十六第十項の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第四十九条の規定をもつて算定した基準財政需要額が普通交付税省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額により按分した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

（A－B）×α＋B

（A－B）が負数となるときは、（A－B）は０とする。

算式の符号

A　普通交付税省令附則第19条の16第10項の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Aに同じ。

B　地方交付税法附則第６条の３の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Bに同じ。

［略］

４　合併関係市町村に係る補正指数は、第一号から第五号までに掲げる数値（ただし、令和五年四月二日から令和六年四月一日までに行われた市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第一項の市町村の合併（以下「法適用合併」という。）に係る合併関係市町村にあつては、前条第一項第一号イからホまでに掲げる数値、令和四年四月二日から令和五年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号及び同項第一号ロからホまでに掲げる数値、令和三年四月二日から令和四年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号及び第二号並びに同項第一号ハからホまでに掲げる数値、令和二年四月二日から令和三年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号から第三号まで並びに同項第一号ニ及びホに掲げる数値、平成三十一年四月二日から令和二年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号から第四号まで及び同項第一号ホに掲げる数値）を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

一　令和五年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和六年総務省令第七十五号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第十項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十四第十一項、附則第十九条の十四の二第十一項、附則第十九条の十四の三第十項、附則第十九条の十四の四第九項、附則第十九条の十四の五第九項、附則第十九条の十四の六第六項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二～五　［略］

［削る］

３　合併関係市町村に係る控除前財源不足額は、次の算式によつて算定した額を、合併関係市町村が当該年度の四月一日現在において全てなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ地方交付税法第十条第三項本文の規定により令和五年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた普通交付税省令附則第十九条の十六第十項の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第四十九条の規定をもつて算定した基準財政需要額が普通交付税省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額により按分した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

（A－B）×α＋B

（A－B）が負数となるときは、（A－B）は０とする。

算式の符号

A　地方交付税法第10条第３項本文の規定により令和５年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた普通交付税省令附則第19条の16第10項の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Aに同じ。

B　地方交付税法第10条第３項本文の規定により令和５年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた同法附則第６条の３の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Bに同じ。

［同左］

４　合併関係市町村に係る補正指数は、第一号から第五号までに掲げる数値（ただし、令和四年四月二日から令和五年四月一日までに行われた市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第一項の市町村の合併（以下「法適用合併」という。）に係る合併関係市町村にあつては、前条第一項第一号イからホまでに掲げる数値、令和三年四月二日から令和四年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号及び同項第一号ロからホまでに掲げる数値、令和二年四月二日から令和三年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号及び第二号並びに同項第一号ハからホまでに掲げる数値、平成三十一年四月二日から令和二年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号から第三号まで並びに同項第一号ニ及びホに掲げる数値、平成三十年四月二日から平成三十一年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号から第四号まで及び同項第一号ホに掲げる数値）を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

［新設］

一～四　［同上］

五　平成三十年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和元年総務省令第二十九号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第九項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十四第十一項、附則第十九条の十四の二第十一項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

（雑則）

第四条　この省令に定めるもののほか、法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法については、地方交付税法附則第六条の三に規定する令和六年度における基準財政需要額の算定方法の特例に係る控除額の算定方法の例による。

別表第一

道府県の補正指数に係る率等（第１条関係）

補正指数区分	率等	
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.5997	−0.0198
同上0.20以上0.30未満のもの	0.5997	−0.0198
同上0.30以上0.40未満のもの	0.6878	−0.0475
同上0.40以上0.50未満のもの	4.5680	−1.6007
同上0.50以上0.60未満のもの	8.8185	−3.7245
同上0.60以上0.70未満のもの	21.4114	−11.2804
同上0.70以上のもの	34.8348	−20.6787

別表第二

市町村の補正指数に係る率等（第１条、第２条関係）

補正指数区分	率等					
	指定都市		中核市・施行時特例市		その他	
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	1.2623	0.8017	0.5712	0.1546	0.2037	0.0527
同上0.10以上0.20未満のもの	1.3422	0.7937	0.7750	0.1342	0.2437	0.0487
同上0.20以上0.30未満のもの	1.9134	0.6799	1.1385	0.0611	0.4474	0.0080
同上0.30以上0.40未満のもの	2.5645	0.4845	1.7496	−0.1222	0.6911	−0.0651
同上0.40以上0.50未満のもの	4.7616	−0.3947	2.8482	−0.5616	1.1824	−0.2604
同上0.50以上0.60未満のもの	6.7150	−1.3718	4.2742	−1.2739	1.7896	−0.5656
同上0.60以上0.70未満のもの	9.6071	−3.1058	6.7988	−2.7882	3.0918	−1.3474
同上0.70以上0.80未満のもの	12.4552	−5.1003	9.6869	−4.8111	4.9653	−2.6580
同上0.80以上0.90未満のもの	13.5937	−6.0119	10.1743	−5.2022	5.5765	−3.1466
同上0.90以上1.00未満のもの	14.1649	−6.5248	10.6257	−5.6048	6.1038	−3.6227
同上1.00以上のもの	14.1649	−6.5248	10.6257	−5.6048	6.1038	−3.6227

（雑則）

第四条　この省令に定めるもののほか、法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法については、地方交付税法附則第六条の三に規定する令和五年度における基準財政需要額の算定方法の特例に係る控除額の算定方法の例による。

別表第一

道府県の補正指数に係る率等（第１条関係）

補正指数区分	率等	
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.6262	−0.0221
同上0.20以上0.30未満のもの	0.6437	−0.0258
同上0.30以上0.40未満のもの	0.7206	−0.0497
同上0.40以上0.50未満のもの	4.7583	−1.6646
同上0.50以上0.60未満のもの	9.2175	−3.8938
同上0.60以上0.70未満のもの	22.3752	−11.7882
同上0.70以上のもの	28.1465	−15.8274

別表第二

市町村の補正指数に係る率等（第１条、第２条関係）

補正指数区分	率等					
	指定都市		中核市・施行時特例市		その他	
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	1.2259	0.7882	0.5641	0.1519	0.1751	0.0525
同上0.10以上0.20未満のもの	1.3438	0.7766	0.7595	0.1324	0.2728	0.0428
同上0.20以上0.30未満のもの	1.8287	0.6793	1.1097	0.0623	0.4277	0.0116
同上0.30以上0.40未満のもの	2.5494	0.4632	1.6941	−0.1128	0.6821	−0.0642
同上0.40以上0.50未満のもの	4.6712	−0.3855	2.8425	−0.5722	1.1484	−0.2511
同上0.50以上0.60未満のもの	6.6178	−1.3586	4.1642	−1.2340	1.7715	−0.5624
同上0.60以上0.70未満のもの	9.3810	−3.0167	6.6768	−2.7404	3.0361	−1.3215
同上0.70以上0.80未満のもの	12.2236	−5.0059	9.5377	−4.7432	4.8850	−2.6158
同上0.80以上0.90未満のもの	13.3517	−5.9090	9.9838	−5.1012	5.4306	−3.0517
同上0.90以上1.00未満のもの	13.9158	−6.4171	10.4134	−5.4867	6.0334	−3.5948
同上1.00以上のもの	13.9158	−6.4171	10.4134	−5.4867	6.0334	−3.5948

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

第明治三十五種郵便物認可

発行所　〒100-8477　東京都千代田区霞が関一丁目四番二号　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3587）4294

定価　一カ月一、六四二円（本体一、四九二円）　一部三二六円（本体二九〇円）　（配送料別）